

## 設置の趣旨等を記載した書類

(東京農業大学応用生物科学部食品安全健康学科)

### ア 設置の趣旨及び必要性

東京農業大学が掲げる『食料・環境・健康・バイオマスエネルギー』のコンセプトは、農学系総合大学の教育・研究の全体像を示し、21世紀の時代的要請に応え、持続的に発展していくものである。応用生物科学部には、現在バイオサイエンス学科、生物応用化学科、醸造科学科および栄養科学科が設置されており、さらに栄養科学科は栄養士を養成する食品栄養学専攻および管理栄養士を養成する管理栄養士専攻の両専攻から構成されている。栄養科学科の所属教員および研究室体制は、運営上において1学科とされているが、文部科学省および厚生労働省それぞれの管轄下にあることにより、また、養成する資格が両専攻で異なることや、両専攻の入試制度およびカリキュラムも別であることから、実質の教育システムとしては2学科と位置付けられている。両専攻は、農学と食を基盤とした教育目標や教育内容、就職実績、卒業生の活躍が評価され、18歳人口が大きく減少する中、志願および就職の状況は堅調である。しかし、近年における生活習慣病の患者数の増加や急速な高齢化への対応など、栄養士および管理栄養士の出口側を取り巻く環境とニーズは大きく変化している。そこで、今般、社会情勢の急激な変化に対応するため、単なる資格養成に囚われない柔軟で広範な教育研究の環境を整えるべく食品栄養学専攻の栄養士養成施設としての資格を返上し、現在、社会的に強い関心が寄せられている食の安全と本学が掲げるコンセプトの一つである「健康」の基盤となる食の機能を統合し、「食品安全健康学科」に改組することが適切であると考え、将来的には新しい学問領域の教育と研究への展開をも視野に入れ、この構想を立ち上げるに至った。

### イ 学生確保の見通しと社会的な人材需要

#### ① 入学定員（編入学定員を含む）設定の考え方とその根拠となる学生確保の見通し

文部科学省「学校基本調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）によると、平成5年前後より18歳人口は減少しているが、逆に進学率は増加している（資料1）。また、㈱リクルート「2011年度入試実態調査（大学・短期大学）」（2012年8月発行）によると、平成15年から24年までの大学（国立私立）理科系学部系統別志願者数の推移では、農学系志願者数は18歳人口の減少にも拘わらず堅調であり、保健衛生学系は平成22年より増加している（資料2）。東京農業大学応用生物科学部の平成10年から24年の志願者数の推移においても、4学科ともに平成18年より増加傾向を示し、栄養科学科食品栄養学専攻では平成10年と比較して約2倍の志願者数となっている（資料3）。同分野を有する近隣大学の併願動向を鑑みても、国公立大学（お茶の水女子大学、宮城大学）との併願では、学生がそちらを選択する傾向がみられるものの（資料4）、私立大学を対象とした場合には、日本女子大学を除いた10校に対して本学を選択する傾向が明確にあらわされている（資料5）。

東京農業大学学則第22条に記すようにこれまで応用生物科学部は、バイオサイエンス学科収容定員580名、生物応用化学科収容定員580名、醸造科学科収容定員600名、栄養科学科食品栄養学専攻収容定員336名および栄養科学科管理栄養士専攻収容定員328名の計2,424名を収容定員としてきた。現在、栄養科学科食品栄養学専攻においては、栄養士養成施設として毎年約80名の栄養士の資格を有する卒業生を世に送り出し、栄養士の資格を生かした職種において活躍する多くの人材を輩出してきた。しかし、近年、特に栄養士法の改正後、資格は取得したもの、食品関連の企業等では、必ずしも栄養士の資格を必要としない職種への就業割合が高まっている。この背景には、栄養士法の改正により、栄養士資格取得者が管理栄養士国家試験の受験資格を得るために1年間以上の実務経験が必要となったことが挙げられ、その結果、食品栄養学専攻への入学希望者の志向が、資格の取得による専門職への就職を目指すというよりも、食に関する専門知識を修得して、食品関連業種への就職を目指すというように変化してきたことが考えられる。しかし、この志向の変化にも関わらず、先にも述べたように平成10年と比較して平成24年度は、約2倍の志願者数であり一般試験における受験倍率は10.8倍（資料6）と依然高い水準を維持しており、食に対する受験生の関心の高さが窺える。

今般、改組および収容定員変更を予定している食品安全健康学科は、学問分野としてこれまでの栄養科学科食品栄養学専攻における栄養学、食品学といった栄養士養成を中心とした分野から発展的に食品学、安全学を土台として「食品素材を探求する」農学と「生体環境を考慮した」健康科学分野へと拡大シフトするものである。週刊ダイヤモンド誌（2013年2月16日号）の「大学3年生が選んだ就職人気企業ランキング」（資料7）によると、理系女子ではトップ10に食品メーカーが9社ランクインする結果となり、以前から女子学生に身近な製品を開発し、かつ電気・電子からバイオに至るまで幅広く理系学生の学んでいる専攻が活かせる業界として大手食品関連メーカーは人気を集めていたとしている。実質、栄養士の資格取得を目指して入学を希望した学生は約2割減となるが（当学科では、栄養士として就職する学生は全体の2割程度の為（資料8））、それ以外では、これまで栄養科学科食品栄養学専攻を志向していた受験生はもとより、さらに広範な受験生を受け入れることが可能であると判断した。また、編入学定員については、同じ法人内に同分野の短期大学部を持つ栄養科学科並びに醸造科学科はもとより、同じ入学定員である他2学科においても定員割れは起こしていないことなどから、バイオサイエンス学科並びに生物応用化学科に合わせ10名と設定した。従って、食品安全健康学科の収容定員を入学定員140名、編入学定員10名と考え580名と設定するに至った。よって、今回申請する応用生物科学部の収容定員は、バイオサイエンス学科580名、生物応用化学科580名、醸造科学科600名、食品安全健康学科580名および栄養科学科328名の計2,668名となり、244名の定員増となることから学則の変更が必要となった。

「食の安全・安心」あるいは「健康の維持・増進」といった分野は、本学科の基幹学会となる日本農芸化学会、日本栄養・食糧学会、日本食品科学工学会、日本食品衛生学会など多くの会員を擁する学会においても主要な研究分野となっており、これらの学会には、常に多くの食品系企業関係者や大学、公的研究機関の研究者が参加し情報収集を行っている社会的に関心の高い分野

であることは明らかである。このような社会状況に対し、化学・生物学といった基礎科目に多くの時間を割くことで、しっかりととした学問的基盤のうえで論理的思考能力の基礎を身につけさせ、より専門性の高い科目や実験実習を履修させる。さらには卒業論文作成を通して応用力、観察力、洞察力を養成することにより、新たな問題や困難な課題に対する解決力を有する社会的ニーズに即した人材を輩出する予定である。

## ② 卒業後の進路と養成する人材を受け入れる側の需要

「食の安全・安心」に関しては、農作物への農薬等の残留、食品の産地表示や期限表示の信頼性、食品により媒介される新規感染症、新規寄生虫症、および原因不明食中毒の発生、食品添加物や輸入食品、遺伝子組換え食品、健康食品の安全性に対する危惧、さらには、福島の原子力発電所事故により大きな社会的関心事となつた放射性物質の土壤・海洋汚染に伴う食品汚染など、新たな食に対する不安の要因が増加するなか、一説には国民の8割から9割が少なからず食に対する不安を抱えている状況にあるともいわれている。このような状況下においては、次々と発生してくる予期できない新たな食の不安要因に対し、迅速かつ的確にその要因を特定して検出を行い、さらには健康被害に対するリスク評価に繋げ、その結果を基にしたリスクマネジメントを実施し、その過程から結果に至るまでの情報を的確に把握することで消費者との相互のリスクコミュニケーションを確立して安心を与えることができる、といった非常に広範な能力を有する「食の専門家」を官民がともに求めているといえる。

このような社会的要求は、様々な調査結果にも現れている。例えば平成21～24年度に行われた日本政策金融公庫・農林水産事業が実施した食品産業動向調査によると、食品産業界において現在の主力商品では「安全」(47.8%)と経済のデフレ化による商品の「低価格」(45.7%)を重視しているという結果が得られており、(平成21年下半期食品産業動向調査(2,553社回答))(資料9)、この傾向は平成24年度上半期同調査(2,673社回答)においても「安全」志向が49.1%と最も高く(資料10)、さらに、その現在の取り組みについての調査では、「社員・従業員の教育、意識改革」が72.5%、次いで「安全・衛生管理体制の整備」が61.8%となっており、今後予定されている取り組みにおいてもそれぞれ45.6%並びに37.5%と上位2位までを占めており、これらの取り組みには、より高い専門的知識や技術を身につけた「食の専門家」の採用により容易に解決されることが見込まれる。また、食品の安全性を確保する管理手法であるHACCP方式の導入を検討している食品関係企業は、既に実施している企業を含めると回答した企業全体の33.2%となっていることから、HACCPに対する企業側の関心の高さを示しており、現在HACCPが3年毎の更新制であることを考えると、ここでもHACCP管理者などの「食の専門家」が求められているといえる(資料10)。また、同じ平成24年度上半期調査で、食品関連企業が顧客の世代構成の変化(高齢化)にどのような対応をとってきたかという質問に対しても「安心・安全面の強化」で36.1%と最も多い結果が得られた(資料11)。

また、農林水産省が食品事業者や地方自治体などと協働で取り組んでいるフード・コミュニケーション・プロジェクト(FCP)(平成25年1月末現在で1,416社/団体が参画)での調査にお

いて、「『食の信頼』を得るために、食品企業が取り組むべきもっとも重要なことは何だと思いますか」との問い合わせに対し、男女を問わず全体の回答者の4割が「安全・衛生管理の徹底」と回答している（資料12）。更に内閣府食品安全委員会が食品安全基本法に基づくリスク評価として実施した食品健康影響評価は、平成25年2月15日現在で1,307件にのぼり、意見募集中が31件、審議中が544件であることなどから、「食の専門家」により解決すべき食の問題が山積していることを示している（資料13）。以上より、食品産業界および消費者の間では「食の安全」が重要視され、特に食品産業界では、食の安全・安心を総合的に理解し、食に対する問題解決力を備えた広範な能力を有する「食の専門家」としての人材に対するニーズが高まっていることが窺える。他方、食を通じた「健康の維持・増進」に関しては、長寿高齢化社会に伴う健康寿命に対する関心の高まりに見られるように、普段の食生活改善による生活習慣病の予防、あるいは病態の軽減に多くの期待が寄せられている。栄養科学科食品栄養学専攻では現在栄養士の資格養成を行っているが、国民の「健康の維持・増進」への関心の高まりに伴い、「食の専門家」としての管理栄養士に対する社会的ニーズは増加している。平成14年4月1日施行の栄養士法により管理栄養士とは「厚生労働大臣の免許を受けて管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者」として規定されたのに対し、栄養士とは単に「都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者」と規定されるにとどまり、栄養士の役割、位置付け等が相対的に低下しつつある状況が生じている。

国民衛生の動向（2012/2013）によると、平成20年の患者調査で、医療機関を受診している生活習慣病の患者数は、高血圧性疾患797万人、糖尿病患者237万人、虚血性心疾患81万人、脳血管疾患134万人、悪性新生物152万人で合計1,400万人に上り、その予防対策が急務となっている（資料14）。日本政策金融公庫の農林水産事業による平成20~21年度消費者動向調査では、先に述べた「安全」と共に「健康」志向も重視されている（資料9）。また、厚生労働省では平成23~24年度の研究事業として、5つの分野のうち、「疾病・障害対策研究分野」、「健康安全確保総合研究分野」、「健康長寿社会実現のためのライフノベーションプロジェクト」の3分野が健康維持・増進、疾病予防についての研究を推進している（資料15）。

このような「健康」をキーワードとした社会的ニーズに対応するためには、従来の栄養学的な食事指導だけではなく非栄養素として食材に含まれている食品における第三の機能といわれる生体調節機能を有する食品因子（フードファクター）の利用も踏まえて、その生理活性などについても十分な知識を兼ね備えた人材が必要とされている。その必要性を示す例として、例えば、公益社団法人日本健康・栄養食品協会が発行している消費者庁許可「特定保健用食品2012年版」（資料16）では、この食品の第三の機能に注目し、不適切な生活習慣に伴う健康リスクを低減するように工夫され、消費者庁が健康に対してどのような機能をもっているかを示す「保健の用途」

について具体的に表示することを許可した食品である特定保健用食品（トクホ）の 2011 年度の市場規模は 5,174 億円となっており、平成 24 年 3 月 12 日時点で 990 品目が表示許可を受けているとなっていたものが、その後の独立行政法人・国立健康栄養研究所のホームページでは、表示許可は 1,030 品目（平成 24 年 12 月 21 日現在）とされており（資料 17）、遂に 1,000 品目を突破したことが明らかとなったことからも、当然その適切な利用・摂取に関して広範な特定保健用食品の機能性に精通した人材が求められる。一方、文科省の地域科学技術振興施策では、地域イノベーション戦略支援プログラムを産官学共同で実施しており、テーマとして地域の食品素材を取り上げ、その機能性を評価している複数のプログラムが実施されており（資料 18）、新たな機能性食品に対する関心も高い。このような背景には、食品産業界においても安全性と共に、食品の機能性についても注目し続けているものと思われる。一方、野村総合研究所の第 151 回 NRI メディアフォーラム（2011 年 5 月 31 日）の資料（資料 19）等に見られるように、健康食品市場の陰りを指摘する向きもある。それは、食の安全に関する事件・事故の発生から、食品メーカー側における健康食品に対する警戒心から、開発への取り組みに対する鈍化が影響していると思われる。2009 年のアンケートによれば、生活者が健康食品を購入する際、使用を中止する際に重視しているのは「効果・効能」と「安全性」であることが示されている。また、日本通信販売協会によれば、2011 年 3 月期の健康食品通販の売り上げは同月比 -7.9% 落ち込みとなった。これは、東日本大震災の影響であるが、これをきっかけとする日本の財政悪化に伴い、医療費抑制の取り組みが強化され、政府によるセルフメディケーションのさらなる推進が見込まれている。また、大震災による生活者の消費価値観の変化により、商品の安全性に対する意識の高まりも予想される。従って、先のフォーラムにおける野村総合研究所の健康食品業界への示唆としては、安全性を訴求する既定路線を強化すべきであり、業界を挙げて、健康食品をきっかけとした国民意識向上に寄与すべきとしている。以上を鑑みると、食品の効果・効能（機能性）は安全性が担保されたものでなければならないことを示唆している。つまり、安全性を付与することにより新たな健康食品市場の活性化が確実に見込まれることを示していると言える。現在、食品因子の中には、その実体が明らかとなっていないものや、作用メカニズムが明らかでないものも多く、サプリメントとして摂取する場合、過剰摂取が懸念され、投薬治療の際の併用には、予期せぬ副作用に繋がることも危惧される。このような事故を未然に防ぎ、最適な食品因子含有食品の摂取により健康を維持・増進をはかるためには、食品企業あるいは官公庁においても、製薬企業における医薬品の評価と同様、最先端の研究成果をいち早く取り入れて食品因子を評価できる「食の専門家」としての人材が求められている。

しかし、このようなコンセプトの「食の専門家」を輩出するためには、栄養士養成施設等のような資格養成施設においては、限られた修業年限での資格養成に必須とされる多くの科目的単位取得が義務づけられており、「安全」「健康」を問わず新たに発生してくる食の問題に対して柔軟に対応し、的確な解決力を身につけるための知識や技術を学生に教授することは困難な現状がある。

## ウ 学部、学科等の特色

「食への関心」において「食の安全・安心」は、研究面での一つの大きな柱となっているが、これまで衛生的な製造・輸送・調理時における主に微生物による食中毒や経口感染症を予防することを中心に対策が講じられてきた。しかし、生体を調節する食品の機能性因子に対する関心が高まり、強い生理活性をもつ物質がサプリメントとして利用され、遺伝子組換え食品が現実のものとなり、新たな人畜共通感染症の発生が危惧されるなど、食の安全に対する世界が大きく様変わりしていくなかで「食の安全・安心」の領域は、学際的な分野として広く科学していくことが求められており、その対応が急がれている。一方、「食への関心」のもう一つの柱である「健康の維持・増進」の面では、生体調節機能を担う食品因子のはたらきに注目が集まり、伝承的なものも含めその有効利用法について多くの方法が論じられている。しかし、過剰摂取や医薬品との相互作用など健康被害に繋がることも危惧されており、医薬品同様、個々の食品因子の機能解析及びその評価が求められている。食品安全健康学科においては、土台となる化学・生物学等の基礎学問をしっかりと身につけることを基盤として、「食の安全・安心」においては、これまでの主たる対象であった病原微生物学の枠にとらわれず、健康被害を生ずる危害の発生をあらゆる角度から検証する教育を実施し、一方では、健康維持に寄与する食品の機能性因子の持つ生理活性を、分子間さらには臓器・組織間の相互作用として理解する教育も実施することで、食というものを正負の両面から総合的に学べる教育環境を構築する。

研究分野の枠にとらわれず、未知の食品の機能性因子や危険因子の分子機能的解析から生体環境中での影響を評価し、さらに、それらの知見を食品の安全利用や危険因子の迅速な検出に応用していくという、柔軟性と機動性を兼ね備えた新しいタイプの学科構築をめざす。本学科は社会への迅速な情報発信あるいは国際的評価基準等の策定を可能とする総合的食品研究の拠点として、食の安全、健康上の問題両面に対する解決力を備えた食品技術者・研究者・教育者・行政官としての幅広い人材育成を目標としている。

## エ 学部、学科等の名称及び学位の名称

学部名称：応用生物科学部 (Faculty of Applied Biosciences)

学科名称：食品安全健康学科 (Department of Nutritional Science and Food Safety)

学 位：学士（応用生物科学）

食品安全健康学科は、「食の安心・安全」と「食の機能と健康」という食品の持つ負・正の両面からの評価により食品を総合的に理解できる人材を輩出することを標榜しており、食に関心を持つ高校生を広く受け入れ、食を理解する基盤としての幅広い知識を持たせ、さらにそれが興味を持つ、より専門性の高い知識や技術を身につけた人材を社会に送り出すことで、食に対するあらゆる社会的ニーズに応えることを目的としていることから、学科の名称を「食品安全健康学科」、学位に付記する専門分野の名称を「学士（応用生物科学）」とともに、学科の英訳を「Department of Nutritional Science and Food Safety」とする。

## **オ 教育課程の編成の考え方及び特色**

食品安全健康学科には、教育分野として、食品安全科学、健康機能科学の2分野を置く。食品安全科学分野には食品安全解析学、食品安全評価学、および食品安全利用学研究室を、健康機能科学分野には、分子機能学、生理機能学および生体環境解析学研究室を配置する。

本学科の教育の特色としては、農学系総合大学に設置されている食品安全健康学科であること、すなわち農学を活かし、食品学を基盤とした食の安全に関する科学を修得させ、食の機能・安全の専門家を養成することである。さらに、従来の食品衛生学のみならず、基礎学問を基盤とした農学の面からの食の安全について評価可能な科目を配している。

教育システムとしては、

- ①学部共通科目に生命倫理、科学と哲学、農と科学の歴史、現代の環境問題等のほか、生物学、化学、語学教育を配し、教養と応用生物科学部としての基礎科目を修得させる。
- ②学科の専門基礎科目には、化学・生物学の基礎を修得させるための講義や実験とともに、生化学、分子生物学、公衆衛生学等を配し、学科の教育目的と意義すなわち、「農学」を活かした食品学を基盤においていた科学」を理解させ、食品の機能と安全にかかる分野で活躍できる人材養成のための基礎教育を行う。
- ③学科の専門コア科目として、食品安全科学分野には、食品安全学、食品加工保藏学、放射線科学、リスクマネジメント論などの食品の安全性、食品含有有害因子の検出法、一般毒性学、遺伝毒性学などの食品に含有される危険因子の生体環境中での影響、食品の嚥下・咀嚼時の安全を担保する食品物性学などに関する講義・実験・実習を配する。また、食品の安全性に関わる国内外の法規を正しく理解するためのインターナショナルフードアセスメント、学生実験で学んだ知識・技術を卒業論文研究へと導く食品安全健康学実験を配置する。健康機能科学分野には生理活性物質学、生体高分子学、食品機能学、食品生理活性学、物質分析化学などの食品に含有される機能性成分、細胞機能、生体機能を調節する分子に関する講義・実験を配置する。

## **カ 教員組織の編成の考え方及び特色**

食品安全健康学科では、農学を活かし、食品学を基盤とした柔軟性と機動性に富んだ食の機能・安全に関する科学を修得させ、食の安全、健康上の問題解決力を備えた専門家を養成するための専任教員を配置する。

具体的には、専任教員として、教授7名、准教授4名、助教6名の計17名とし、文部科学省の設置基準を上回るとともに、新規採用による医師および獣医師等の資格を有した教員や専門分野における優れた研究業績を有した人材で構成されているため、充分な教育・研究指導を行う事ができる。

それら教員の専門性を考慮し、食品安全科学と健康機能科学の2分野に配置し、学生は1年次に全学および学部共通の教養科目を学ぶとともに、教員は学科の教育内容に則した基礎科目の講義を行い、その基盤の上に2年次、3年次と専門科目を積み上げる教育を行う。3年次には2分野に配置した6研究室（各2～3名の教員を配置）に学生を配属し、3年次後期には、食品安全健康

学実験において、各研究室の教員が研究室配属学生に卒業論文研究で必要な実験の基礎テクニックを指導し、4年次の卒業論文研究に繋げる。また、各研究室に所属する3、4年次の学生に対して専門教育・研究の他、就職・大学院進学相談に応じ、学生の希望に即した将来像を共に考え指導する。更に教員は研究室の枠を越え、食品の安全性と機能性を同時に評価できる横断的研究プロジェクトを編成し、学生の参加も促す。

## キ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### 1. 教育方法

- (1) 1年次には全学および学部共通の教養科目を習得し、学科に配当した基礎科目（生化学、生理学、微生物学、有機化学、無機化学、分析化学および関連実験）により基礎力を身に付け、学科内の教授がオムニバスで担当する食品安全健康学概論にて、食の安全・健康機能への興味・理解のイニシエーションを行う。
- (2) 2年および3年次には更に必要とされる基礎科目（生物有機化学、分子生物学等）、必須および選択の専門科目（食品機能学、食品物性学、食品衛生学、食品加工保藏学、食糧資源学、病理学、一般毒性学、栄養機能学、公衆衛生学、生体高分子学、物質分析学、食材生化学、食品生理活性学、病態分子生物学、免疫学、放射線科学、遺伝子工学、遺伝毒性学、感性科学、生物統計学、生理活性物質学、ケミカルバイオロジー、リスクマネジメント論、インターナショナルフードアセスメントおよび関連実験）等を配当し、食品の安全性・機能性および両者の相互関係を理解させる。
- (3) 3年次では研究室配属を行うため、各研究室で行う研究に必要な専門知識をより深めるため選択の専門科目である食品安全健康学実験も配当し、研究室で必要な基礎実験テクニックを習得させる実験科目も備え、研究室活動を効率良くスタートさせる。
- (4) 4年次では卒業論文研究のテーマを決定し、その完成に向けて研究室活動の充実化を図る。また、教員が編成する研究室の枠を越えた横断的研究プロジェクトへの参加も検討する。

### 2. 履修指導方法

1、2年次は履修モデル(資料20)を参考に、クラス担任が各学生の目標に合った履修を指導する。3、4年次には配属研究室の教員が履修指導および卒業論文研究指導を行う。

### 3. 履修単位数の上限等

履修単位が過多とならないよう学期ごとに26単位まで、年間50単位を上限とし、学生に提示する。履修モデルもこれに沿った科目配当になるよう作成している(資料20)。また、他学科・他学部聴講、大学間履修の履修登録単位は、在学中30単位を上限とする。

### 4. 卒業要件等

(1) 卒業要件は4年以上在学し124単位以上を取得すること。

(2) 進級について

- ・1年次から2年次の進級要件：卒業要件に関わる取得単位数が20単位以上であること。
- ・2年次から3年次の進級要件：卒業要件に関わる取得単位数が50単位以上であること。
- ・3年次から4年次の進級要件：卒業要件に関わる取得単位数が90単位以上であること。

## ク 施設、設備等の整備計画

### (a) 校地、運動場の整備計画

世田谷キャンパスは閑静な住宅街に囲まれ緑の多い環境で、150,314m<sup>2</sup>の校地面積を有し、うち33,634m<sup>2</sup>の運動場用地において、グラウンドのほか野球場1面、テニスコート5面を設置している。

昭和30～40年代に建設された建物やインフラ設備の老朽化により、世田谷キャンパスの再整備を計画的に進めており、平成18年に桜丘アリーナ（体育館）、平成20年に常磐松学生会館を建設し、平成21年にグラウンドを全天候型にした。平成23年7月に新1号館（講義棟）が完成し、また、図書館、学生サービスセンター等の機能を有する新棟が平成25年11月完成予定である。

キャンパス内の各所には緑地を設けることによって、学生の休息やその他の利用のための空地として活用されている。

### (b) 校舎棟施設の整備計画

講義室、演習室のほか、情報処理学習施設や食堂等の厚生補導施設等については、現有する施設、設備を利用することで、教育研究活動を運営する上で十分対応することが可能と考えている。

新設学科の研究室整備については、原則として、既存栄養科学科が使用している研究棟（13号館）において、現在仮設図書館として利用しているエリアを用途変更していくことで収容定員の増加に対応するとともに、既存学科・研究室や実験・実習施設との一体的な利用を予定している。

また、将来的に研究施設の拡充が必要となった場合においても、同研究棟（13号館）の予備室を用途変更することで対応が可能と考えている。

### (c) 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### ①図書資料等の整備計画

新学科設置以前においても、応用生物科学部栄養科学科に対応する図書・新聞・雑誌等は十分に整備できているが、時流に即した資料の整備を引き続きしていく。

#### ②電子リソースの整備計画

電子リソースにおいても、上記の図書資料同様に整備は進んでいる。学科主題に関連する

電子ジャーナル・電子ブック・文献データベースの利用提供はもちろんのこと、食品衛生および食品表示の法規データベースも揃え、学習・研究の支援を行っている。これらの電子リソースについては、SSL-VPN システムに拠って、学外環境からの利用も実現されている。今後も、最新情報を提供できるように拡充を図るとともに、利用者へのガイダンスや講習会の実施などを計画的に進めていく。

#### ③情報インフラの整備計画

図書館内には、大学の全体計画に基づいたパソコンが配備され、学内共通のアプリケーションが装備、大学から発行されたアカウントによりインターネット利用が可能である。無線 LAN もほぼ全域に配備され、貸出パソコンや利用者の持ち込むパソコンにも対応している。また、図書館の所蔵・契約する資料の有機的活用を促進するため、図書館 OPAC とリンクリゾルバとの連携機能を実現している。

#### ④他機関との協力体制

従来からの図書館サービスとして、紹介状の発行や文献取寄せ・貸借を行っており、国立情報学研究所の ILL システムに参加することで、迅速かつ広範囲なサービスを実現している。地域連携としては、「世田谷 6 大学コンソーシアム」に参加することで、紹介状の省略や利用者個人の貸借サービスなど連携大学間で特化したサービスを実現している。

#### ⑤図書館施設の整備計画

世田谷キャンパスにおいては、平成 26 年 4 月から新図書館棟でのサービス開始を予定しており、充実した学習・研究環境の提供を実現する。入口から直近の書架スペースに参考図書・統計書を配し利便性を図るいっぽう、メインカウンターに隣接するレファレンスカウンターには専従のスタッフを置き、利用者からの相談・問合せに対応する。館内全域では、964 席の閲覧席や、41 万冊余を収納可能な書架など従来の図書館機能を十分に継承しつつ、51 万冊収容可能な自動書庫を地下に設置するほか、新しく情報機器を利用した自学自習や研究成果の発信などを支援する環境が整備される。

## ヶ 入学者選抜の概要

### 1. 学生の受け入れに関する考え方

東京農業大学が掲げる『食料・環境・健康・バイオマスエネルギー』のコンセプトは、農学系総合大学の教育・研究の全体像を示し、21 世紀の時代的要請に応え、持続的に発展していくものである。本学科は食の機能と安全の領域を学際的な分野として広く科学するため、基礎科目を基盤とし、食品の機能性因子の解析、危険因子の検出に関連した専門コア科目による教育を発展することにより、食品の安全維持・利用に関する問題解決力を備えた食品技術者・研究者・教育者・行政官としての人材育成を行う。本学科の目的を達成するため、本学科は、生命に直結する「食の安全・安心」と「食の機能と健康」に興味を持ち、これを論理的に科学することで目の前のあらゆる困難な課題を解決する意欲を有し、将来、食品関連の技術者・研究者・教育者・行政官として指導的立場に立って活躍することを目指している

人材を求めており（アドミッションポリシー）、ディプロマポリシーに掲げる能力を身につけた人材を育成するため、以下の方針（カリキュラムポリシー）の下にカリキュラム編成を行う。

- (1) 化学、生物学といった基礎科目に多くの時間を割くことで、しっかりととした学問的基盤のうえで論理的思考能力の基礎を理解させる。
- (2) 國際的な視野の形成を図るため、豊かな語学力を身につけさせる。
- (3) 農学を活かし、食品学を基盤とした食の機能・安全に関する専門科目を習得させ、食に対する深い理解力・洞察力を養う。
- (4) より高度な専門科目を通じて先端の知識を習得し、実験実習を通して応用力を養う。
- (5) 先端的課題を題材とした卒業論文研究を通じて問題解決力並びに社会に対する情報発進力を育成する。

本学科は以下のディプロマポリシーの要件を満たしつつ、所定の単位を取得した学生に対し、学士（応用生物科学）を授与する。

- (1) 本学に所定の期間在学し、全学および学部共通科目等の教養教育による基礎的知識と研究に必要な専門知識をより深めるための科目、実験、実習を習得していること。
- (2) 上記カリキュラムを習得することで、基礎および専門知識を身につけるのみならず、社会に必要とされる忍耐強い問題解決力、企画・提案力、プレゼンテーション能力を身につけ、社会の広い分野において活躍できる素地を身につけている人材であること。

これらを踏まえ、学生の受け入れに関する考え方として、高校段階より理系のみならず文系の基礎学力も有し、論理的な思考、問題を発見し解決していくための問題探索・発見・分析能力を養い、それらを基礎とし、応用力を高め、新しい分野にチャレンジしていく意欲をもつ学生達の入学を希望する。

## 2. 具体的計画

入学試験としては、一般入試及びセンター試験利用入試、推薦入試（一般推薦・指定校推薦・併設高校推薦・地域後継者推薦）、外国人入試、帰国子女入試、社会人入試を予定している。

- (1) 一般入試：本学独自の問題により学力試験を行う。本学科の授業科目を学ぶ上で一定の学力水準を満たした学生を受け入れる。
- (2) センター試験利用入試：大学入試センター試験問題により、一定の学力水準を満たした学生を受け入れる。
- (3) 推薦入試：小論文の他、内申書・個人面接での高校における学習および課外活動への取り組みを評価し、本学科での強い修学の意志、将来の展望を確認する。
- (4) 外国人入試：大学での修学の上で必要となる日本語能力（読む・書く・話す）を筆記試験・面接にて、目的意識および適性も含め、評価する。英語の筆記試験も行う。
- (5) 帰国子女入試：日本語と英語の筆記試験を行い、個人面接での再修学の強い意志、目的

意識および将来の展望を確認する。

- (6) 社会人（入学時に満25歳以上の大学入学資格を有する者）入試：小論文試験での課題に対する考え方を評価し、個人面接での再修学の強い意志、目的意識および将来の展望を確認する。

### 3. 選抜体制等

受験生の評価・選抜体制は、教務職員を中心に組織した入試選考委員会により実施する。募集定員の割合は一般入試66%、センター試験利用入試21%、推薦入試13%、その他を若干名とする。

### 4. 正規学生以外の受け入れ

本学学生以外の者が、授業科目の履修を希望する場合、学生の学習を妨げない場合に限り、「科目等履修生」として受け入れる。

#### コ 資格取得を目的とする場合

##### 【国家資格】

資格名	資格取得のための条件
司書	・資格取得可能
学芸員	・関連科目の履修が必要だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。
食品衛生管理者	・任用資格 ・卒業要件単位に含まれる所定の科目履修が必要だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。

##### 【公的資格】

資格名	資格取得のための条件
食品衛生監視員	・資格取得 ・卒業要件単位に含まれる所定の科目履修が必要だが、資格取得が卒業の必須条件ではない

##### 【民間資格】

資格名	資格取得のための条件
Hazard Analysis and Critical Control Point (HACCP) 管理者	・資格取得 ・卒業要件単位に含まれる所定の科目履修が必要だが、資格取得が卒業の必須条件ではない

#### シ 企業実習や海外語学研修など学外実習を実施する場合は、その具体的計画

### (1) インターンシップ

本学の建学の精神は「人物を畠に還す」であることから、社会で活躍する優秀な人材を育成し、社会に送り出すことを教育目標としている。学生の将来のキャリアプランに関連して、大学在学中、一定期間を企業などで就業体験することにより、仕事の本質を理解し、更なるキャリアプランを図るインターンシップを実施している。就労経験により、自分の適性を認識し、職業観を深め、適切な職業選択に役立てる。平成24年度は、選抜TOEIC講座受講者（二の2の(2)参照）のうち、1、2年生を中心に公募し、説明会参加者120名、応募者19名のうちから8名を厳選し、国際インターンシップ（米国カリフォルニア州：24泊26日）を実施した。

### (2) インターナショナルスタディーズ

自国と外国の存在を歴史的および社会的に認識し、世界の国々の食糧問題の理解を深化させ、世界の一員として活躍できる人材の養成を目指している。本学で実施している多種多様な国際協力活動の事例を通じて協定校のある国々を中心に、それらの国の可能性や問題点を理解し、自国と世界の国々との協調の在り方を探るため、前学期に講義を受けた後、本学が実施している短期留学派遣プログラムに参加する。夏休みの2～3週間、春休みの4週間のプログラムとして、本学の協定校を訪問し、語学研修を含めた国際人としての素質を磨く。

## セ 編入学定員を設定する場合は、その具体的計画

3年次編入生を10名と設定し、編入学試験を実施、合格者を受け入れる。

### (1) 既修単位の認定方法

上限62単位で、総合教育科目及び専門教育科目から個別認定（出身校で修得した授業科目の内容を鑑みて本学の授業科目に認定）する。必修及び選択必修科目については科目の振替認定を行い、62単位から振替認定科目の合計単位数を差し引いた残りの単位数は選択科目の卒業要件単位数として認定する。

### (2) 履修指導方法

学生は入学後、全体での編入学ガイダンスを実施した後、教員（学科主事）と個別面談し、単位認定した授業科目の説明を受ける。教員は2年間で卒業できる履修計画の助言・指導を行う。

### (3) 教育上の配慮

4年次への進級要件や卒業要件を満たすために、下位年次に配当されている必修科目を履修できるようにする。

## テ 管理運営

教学に関する諸事項は、学部長会（学長、副学長、大学院各研究科委員長、各学部長及び事務局長で構成。週1回開催）、学科長会（学長、副学長、各学部長及び各学科長で構成。月1回開催）および大学運営会議（学部長会の構成員にコンピュータセンター、国際協力センター等の大学全

体としての重要組織の長を加えて構成。月1回開催)で事前協議される。

全学部に共通する案件、大学全体としての重要案件については、全学審議会(大学運営会議の構成員に、各学部から選出された教授各1名を加えて構成。月1回開催)で先議の後、最終意思決定機関である教授会(合同教授会並びに各学部教授会 月1回開催)において意思決定される。

教授会の権限と役割は「東京農業大学教授会規程」に明記されており、その具体的な審議内容は以下のとおりである。

#### 《教授会審議事項》

- 1 教育及び研究に関する基本方針
- 2 組織及び職制の新設・改廃に関する事項
- 3 教授、准教授、講師及び助教の候補者の選考並びに進退に関する事項
- 4 嘴託教授、嘴託准教授、嘴託講師及び嘴託助教候補者の選考並びに進退に関する事項
- 5 学部長選出に関する事項
- 6 名誉教授称号授与候補者の推薦に関する事項
- 7 学部から選出すべき全学審議会審議員の選出事項
- 8 名誉博士号の贈与に関する事項
- 9 客員教授の委嘱に関する事項
- 10 客員研究員の許可に関する事項
- 11 学則の改正に関する事項
- 12 学生の入学、退学、休学、転学、転学部、卒業、留年及び原級留置に関する事項
- 13 学生の賞罰に関する事項
- 14 学生の地位の得喪及び変更に関する事項
- 15 学生の指導、厚生に関する事項
- 16 他大学との交流及び在外研究その他国際交流の推進に関する事項
- 17 教授会の構成員から提案され、教授会が採択した事項
- 18 学長又は議長から諮問された事項

このように教育課程についての教育方針、教育内容等全般について審議するほか、全学審議会において先議された全学的かつ重要な答申・提案等について、教学に関する最終審議意思決定機関としての責任を担っている。

開催方法について、農学部、応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部及び教職・学術情報課程の教授会については、それぞれの独自の議題がある場合を除き合同で開催している(合同教授会)。生物産業学部については、単独で開催している。教授会は、8月を除き月1回開催されている。

学部教授会は学部長が議長となり、合同教授会については各学部長の互選で議長を選定している。学長、副学長は教授会に出席し、意見を述べることができる。

教授会の議題については、教授会の7日前までに開催される学科長会で調整している。

教員人事に果たす教授会の権限と役割としては、教員の新規採用および昇格に関して、その適

否を審査する役割を担い、最終決議機関である法人事委員会とともに教学に関する意思決定機関としての責任を担っている。

教授会は教授全員の参加により審議し、また議決は出席者の過半数（議題によっては 3 分の 2 以上）の同意が必要であり、民主的に運営されている。合同教授会については、合同で開催するので、学部共通的な議題の審議や連絡事項の周知には効率が良く、教育内容・人事施策等において、学部間の共通性や特色づけを考えるうえで適している。生物産業学部教授会は独自に開催しているが、他学部に比べて学部固有の議題が多いので、現在の開催形態で適切と思われる。

#### ト　自己点検・評価

東京農業大学では、時代の要請による責務を果たすため 1993 年 4 月、学則第 2 条の 2 において「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めること」及び「自己点検評価委員会を置くこと」を規定し、この規定に基づき 1994 年に自己点検を実施し、その結果をまとめ翌年「東京農業大学の現状と課題」を公表している。1999 年に 2 回目の自己点検・評価を実施し、2000 年に 2000 年版「東京農業大学の現状と課題」を公表すると共に、学部ごとに学外者による外部評価を実施し 2000 年 12 月に公表した。さらに 2004 年に外部評価が義務づけられたことから、同年に 3 回目の自己点検評価を行い、その自己点検・評価報告書を(財)大学基準協会へ提出し、2006 年 3 月 29 日に(財)大学基準協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定(認定の期間は 2013 年 3 月 31 日まで)を受けた。

その後、自己点検・評価報告書、認証評価結果および改善報告書の検討結果を基礎に、建学の精神および教育理念に基づいた教育研究の改善とその充実を図るため、「全学 FD・教育評価委員会」を中心に改善の方策に取り組んだ。2012 年、本学にとって 4 回目の自己点検・評価を実施し、(財)大学基準協会に 2 回目の第三者評価を受審した。結果として 2013 年 4 月 1 日、「同協会の大学基準に適合している。」との認定(認定の期間は 2020 年 3 月 31 日まで)を受けた。

本学ではこれまで、各学科・部署では日常の活動を日々点検し、問題点を解決すると共に、共通認識の形成に努め組織的な改善を進めてきた。また、入口と出口、すなわち志願者数、編入学数、就職率など直接的な数値だけの評価に甘んずることなく、社会の付託に応えるべくこれらの評価の基盤となる教育研究の充実に努めてきた。第三者評価は、7 年間の本学の活動およびその成果を客観的な視点で検証する機会と捉え、自己点検・評価活動の中で策定された改善方策を実施に移し、さらに認証評価による指摘事項を真摯に受け止め、本学のさらなる充実と発展を目指していく所存である。

#### ナ　情報の公表

大学の現状に関する情報を学生や保護者をはじめとする関係者や社会に広く公開し、説明責任を果たし、諸事業・諸活動に対する理解と協力を得ることは、公益性の高い大学として当然のことであるだけでなく、大学の発展にとっても不可欠な重要事項である。これを実現するため、本

学は、従前から関係者に対して、設置法人である学校法人東京農業大学の財務情報を公開している。現在は、平成 17 年 4 月施行の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき制定された「学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程（資料 21）第 4 条第 1 項第 2 号」に基づき、大学ホームページを通じて公開している。具体的には、各年度の「事業報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監事による監査報告書」を、過去 3 カ年分をまとめて公開している。

さらに、本学は、大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを趣旨とする「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）」を受けて、各大学が情報を公表すべき以下の教育研究活動等の項目を、後述のとおり、大学ホームページにて公表している。

【本学ホームページによる公表内容】(<http://www.nodai.ac.jp/open/index.html>)

I. 教育研究上の基礎的な情報
1. 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
2. 専任教員数
3. 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（※ 1） 1) 交通アクセス 2) 校舎等配置図 3) 教室・学生会館等
4. 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
II. 修学上の情報等
1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績
2. 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数 1) 入学者に関する受入方針(アドミッションポリシー) 2) 入学者数・収容定員(平成 24 年度) 3) 入学者の推移 4) 在学者数(平成 24 年度) 5) 学位授与数(平成 23 年度) 6) 卒業者数・進路状況(平成 23 年度) 7) 産業別・職業別等就職状況(平成 23 年度) 8) 就職先一覧(平成 23 年度) 9) 就職支援プログラム(平成 24 年度) 10) 就職対策講座(平成 24 年度)
3. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）

1) シラバス
2) 年間行事計画
3) 授業科目(方法及び内容)
4. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
1) 授業科目の概要
2) 単位・授業・履修
3) 試験
4) 成績(評価)・進級
5) 卒業要件等
5. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
1) 健康管理
2) 課外活動
3) 進路選択
6. 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(※2)
1) 履修モデル
2) 学生生活に関すること
III. 国際交流・社会貢献等
1. 留学生数及び海外派遣学生数
2. 協定相手校
3. 社会貢献活動
4. 大学間連携
IV. 財務情報
1. 学生生徒数
2. 事業報告書
3. 収支計算書
4. 貸借対照表
5. 財産目録
6. 監事による監査報告書

※1 キャンパス概要、運動施設概要及びその他の学習環境、主な交通手段等

※2 履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等

## 二 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本学では、平成13年度からファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を設置し、大学としてFD活動の企画立案及びその運営を行っている。FD委員会として実施している活動は以下の通りであり、本学の教員だけでなく、兼任講師にも協力依頼を行っている。

### (1) 学生による授業評価アンケートの実施

毎学期末に開講された全授業において、授業内容や方法および学生自身の授業への取り組み等について、「学生による授業評価アンケート」を実施している。教員は教職員ポータルより各自の集計結果を確認し、教育活動の点検と改善に役立て、教育の向上を図っている。

### (2) 講習会の開催

本学の教員に対して、教授方法の事例紹介やハラスメント防止等の講習会を開催し、授業改善学生指導に役立てている。

### (3) FD研修会等の参加

他団体や大学が開催しているFD研修会へ本学教員を参加させ、自身の研鑽を積む他に、FD委員会、学科への報告を行い、FD活動の参考としている。

以上は、大学全体の取り組みとして行っており、食品安全健康学科においても同様に行う予定である。

## ヌ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

### 1. 教育課程内の取組について

社会に通用する社会人力をもった人材を育成することは大学教育そのもので、「実学主義」に基づき、知識と人格をバランスよく向上させることが本学の使命である。教員の日々の指導により学生は社会人力を養い、自分でキャリアデザインできる自立型の人材を育成する。応用生物科学部では、学部共通科目として2年前期に「ビジネスマナー」「キャリアデザイン」を配当している。

それ以外にも1、2年次は通常の授業を通じて、まず受講マナーを身に付け、円滑な対人関係を築く基礎を固める。また、教員は専門知識が社会の中でどのような役割を果たすことができるのか、将来の自分にどのように繋がるのかのイメージできる講義を展開し、学生のモチベーションを向上させる。

3、4年次には、研究室においてグループ研究を行い、その中でコミュニケーション力を育成し、結果報告のためのロジカルシンキングとプレゼンテーション力を養う。

### 2. 教育課程外での取組について

#### (1) 各種業界対応ガイダンスの実施（学内企業セミナーの充実）

様々な業界の企業とコンタクトを積極的に行い、業界研究会、学内企業セミナーの充実を図っている。世田谷キャンパスで実施した学内企業セミナーには、平成24年12月開催時では延べ5,618名、平成25年2月開催時では延べ1,605名が参加している。

#### (2) 選抜TOEIC講座の実施

語学を重視する企業が増加し、TOEICスコアを指定するケースがあることから、教育課程外で、スコアアップを図るため、選抜試験を行い、少数精銳による講座を開設している。平

成 24 年度はほとんどの受講生(47 名)が大幅なスコアアップを記録している。

#### (3) 実践的就職指導の強化

採用に直接係る面接等の実践訓練を強化した「面接実践講座」、「グループディスカッション実践講座」、「身だしなみ・メイクアップ講座」、「イメージカラー・カラーコーディネート講座」などを隨時開催している。また、「エントリーシート添削」は、相談業務としてキャリアセンタースタッフ全員が対応するとともに、「個別面接練習」も強化している。

#### (4) 教員のためのキャリア教育マニュアル

上記のように教員が日頃の学生指導の中でキャリア支援指導をどのように盛り込んで行けば良いのか指針をまとめたマニュアルを作成し、全教員に配布している。

#### (5) 保護者への情報提供の強化

昨今の就職活動には、大学での指導のみならず、保護者による家庭内でのサポートが不可欠である。現在の就職活動環境と家庭内でのコミュニケーションについて、広く保護者に認識していただくための「保護者キャリアサポートガイド」、「保護者版農大キャリアナビの使い方」を作成し、教育懇談会等で配布している。

#### (6) キャリアナビシステムの充実によるサービスの向上

平成 24 年 4 月に新しい「農大キャリアナビ」が運用開始となった。新システムでは、①学生マイページ機能、②インターンシップ情報検索機能、③企業スコアリングへの全面リンク、④企業による Web 上での求人票・インターンシップ情報登録機能、⑤既卒者に対する求人票閲覧機能、⑥保護者に対する求人票閲覧機能等が付加され、利用者へのサービス向上に加えて、最新機能の付加による費用対効果が実現できた。ユーザーからの意見をさらに取り入れて、さらに改善を進めているところである。

### 3. 適切な体制の整備について

教員と就職支援の事務組織であるキャリアセンターとで情報交換を行い、協力体制をつくり、的確な就職指導を可能とし、社会から求められる学生を育成する。図 1 に本学のキャリア戦略の目的と実施体制をまとめた。早い段階から卒業後の進路について意識させるようにし、上記、教育課程内外の取り組みを中心としたキャリアアップを図る。

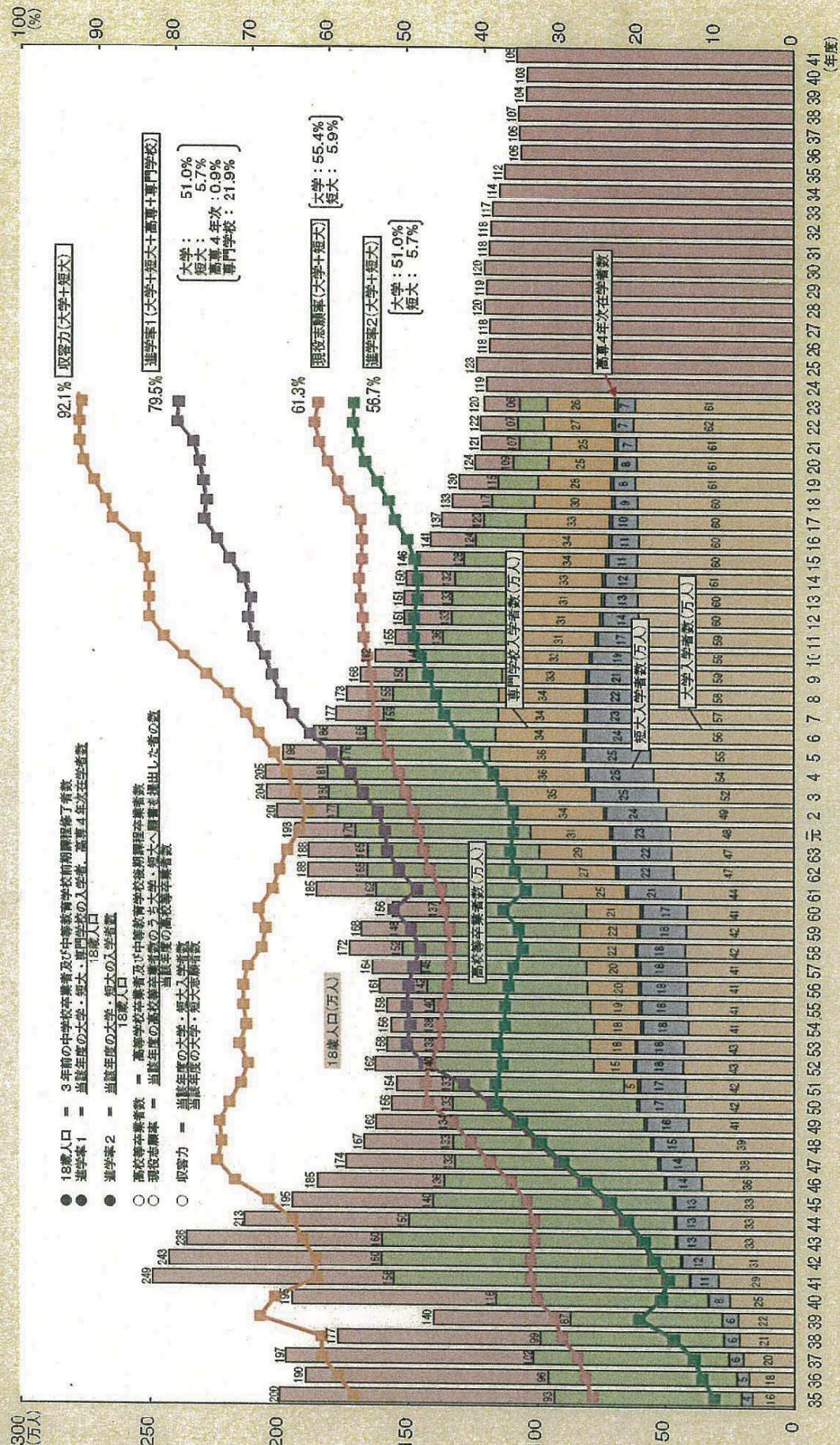
設置の趣旨等を記載した書類  
(東京農業大学応用生物科学部食品安全健康学科)

## 資料目次

- 資料 1 18歳人口、進学率等の推移（文部科学省「学校基本調査」など）
- 資料 2 大学（国公私立）理科系 学部系統別志願者数の推移  
(株式会社リクルート「2011年度入試実態調査(大学・短期大学)」)
- 資料 3 東京農大 志願者数・入学者数の推移（応用生物科学部）
- 資料 4 2012年度 食物分野を有する国公私立大学との併願動向（本学 v s 国公立）
- 資料 5 2012年度 食物分野を有する国公私立大学との併願動向（本学 v s 私立）
- 資料 6 東京農業大学2013（2012年度（平成24年度）入試結果）
- 資料 7 週刊ダイヤモンド2013／2／16（就職人気企業ランキング「理系女子」）
- 資料 8 平成24年度 栄養科学科ガイド（過去5年間の栄養科学科卒業生の職業別就職状況）
- 資料 9 日本政策金融公庫ニュースリリース（平成22年2月24日）
- 資料 10 日本政策金融公庫ニュースリリース（平成24年9月18日）
- 資料 11 日本政策金融公庫ニュースリリース（平成24年9月25日）
- 資料 12 平成24年度 F C P成果報告会（農林水産省）
- 資料 13 食品健康影響評価の審議状況（内閣府食品安全委員会）
- 資料 14 国民衛生の動向（V o l . 5 9 N o . 9）（一般財団法人厚生労働統計協会）
- 資料 15 厚生労働科学研究費補助金／各研究事業の概要（厚生労働省）
- 資料 16 特定保健用食品2012年度版（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）
- 資料 17 「健康食品」の安全性・有効性情報（独立行政法人国立健康・栄養研究所）
- 資料 18 地域イノベーション戦略支援プログラム（文部科学省）
- 資料 19 第151回N R I メディアフォーラム（野村総合研究所）
- 資料 20 食品安全健康学科履修モデル
- 資料 21 学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程
- 資料 22 学校法人東京農業大学人事規則
- 資料 23 学校法人東京農業大学嘱託職員規程
- 図1 東京農業大学キャリア戦略の目的と実施体制

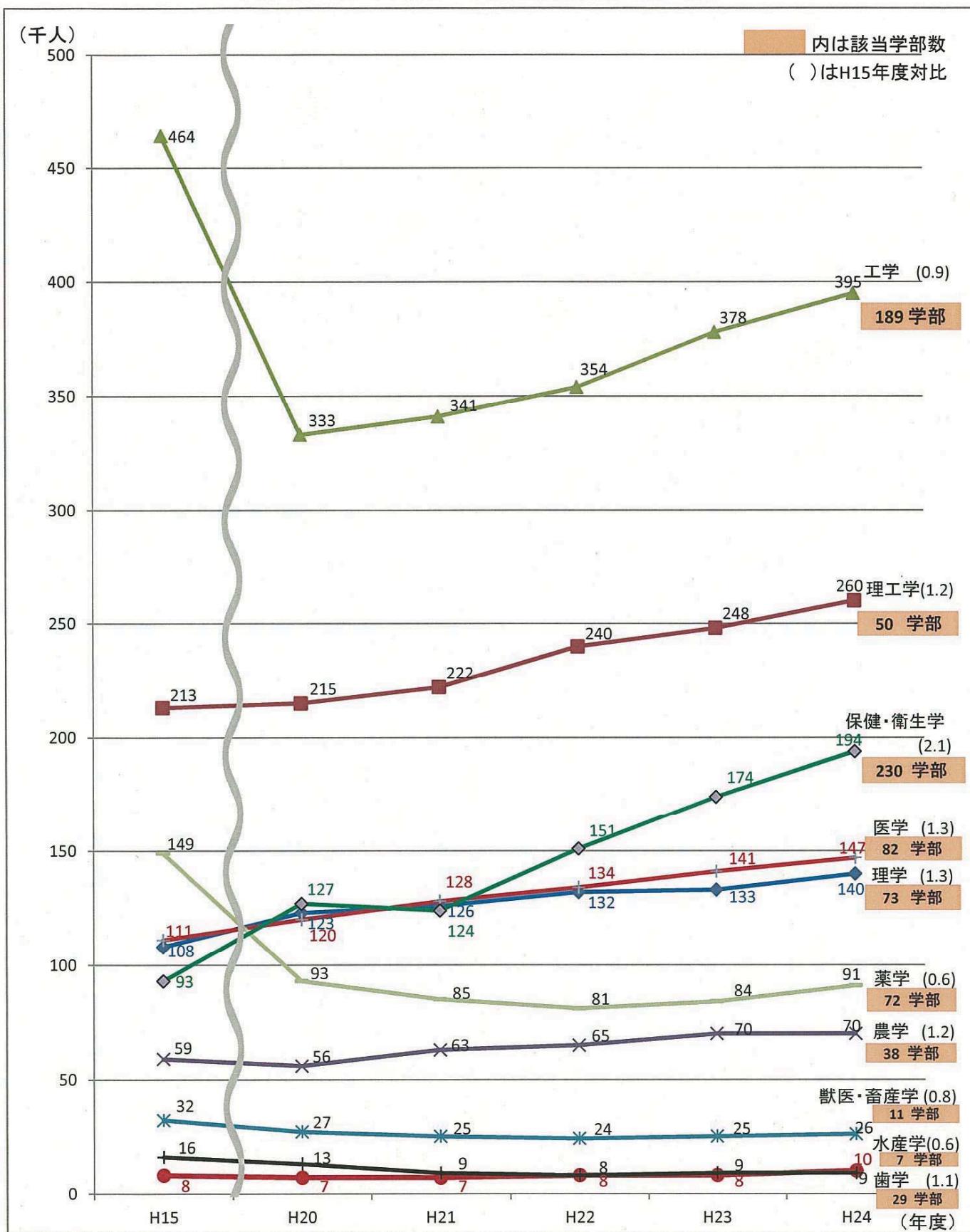
図表 2-3-1

18歳人口の進学率等の推移



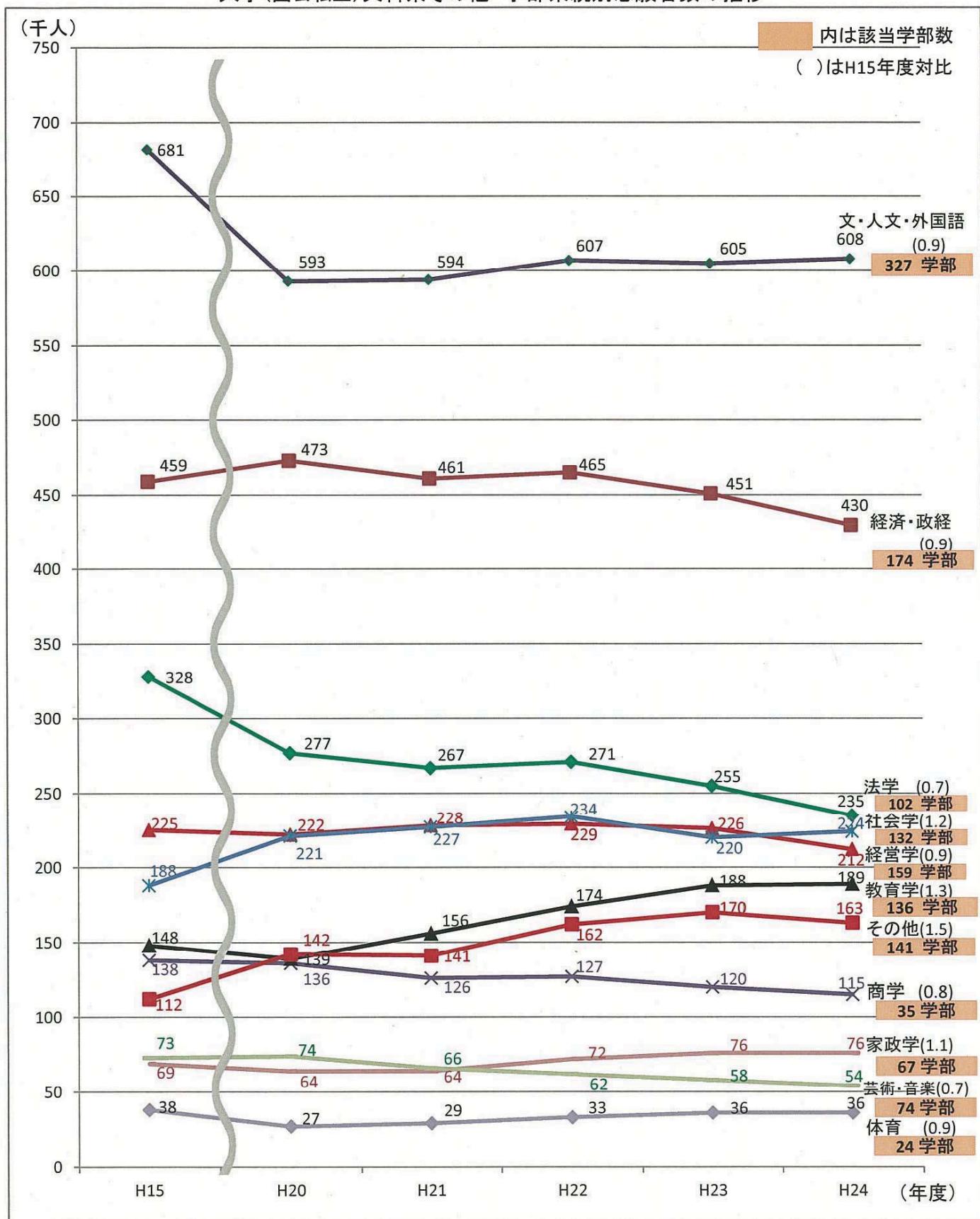
(出典) 文部科学省「学校基本調査」、平成36～41年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

## 大学(国公私立)理科系 学部系統別志願者数の推移



[出所:株式会社リクルート「2011年度入試実態調査(大学・短期大学)」2012年8月発行]

## 大学(国公私立)文科系その他 学部系統別志願者数の推移



[出所:株式会社リクルート「2011年度入試実態調査(大学・短期大学)」2012年8月発行]

**2012**

# 入試実態調査

大学・短期大学

**RECRUIT**

## はじめに

リクルートでは、1975年以来、全国の大学・短期大学を対象に『入試実態調査』を実施してまいりました。本年度も全国の大学・短期大学関係者の皆様のご協力をいただき、調査結果をまとめることができましたので、ここに報告いたします。

大学・短期大学が今後の対応を考えるうえで、本調査報告書が参考になれば幸いです。

### <用語の定義>

募集人員	「一般入試」と「推薦入試」の合計数。
志願者数	「一般入試」と「推薦入試」の合計数。 国公立大学の一般入試志願者数は、センター試験後の数であり、 2段階選抜実施前のものである。
一般入試	「社会人入試」「留学生入試」の数は原則として含まない。
推薦入試	原則的に「附属校」あるいは「併設校」からの進学者数を含める。
志願倍率	AO入試は集計上、推薦入試に含めている。 募集人員に対し何倍の志願者がいたかをみたもの。 $<\text{志願倍率}=\text{志願者数} \div \text{募集人員}>$
受験者数	国公立大学の一般入試受験者数は、二次試験受験者数である。
実質競争率	合格者に対し何倍の受験者がいたかをみたもの。 $<\text{実質競争率}=\text{受験者数} \div \text{合格者数}>$
合格者の現役比率	合格者全体の中の現役合格者の占める割合。
合格者の入学率	合格者のうち、どれだけの者が入学したかをみた割合。 $<\text{入学率}=\text{入学者数} \div \text{合格者数}>$
定員充足率	募集人員に対し入学者がどのくらい多いかをみた割合。 $<\text{定員充足率}=\text{入学者数} \div \text{募集人員}>$
AO入試	AO入試として各大学・短期大学が位置付けているもの。 集計としては原則、推薦入試に含む。

\* 報告書中の割合や構成比は四捨五入の関係で、100にならない場合がある。

\* 図表中の“▲”印は減少を表す。

\* 07年度より、調査方法を変更したため、経年比較の際は注意を要する。  
(特に入学者数を扱うデータ)

地域区分1 北海道 / 東北（東北6県） / 関東・甲信越（首都圏・栃木・群馬・茨城・新潟・山梨・長野） / 首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川） / 中部（静岡・岐阜・愛知・三重・石川・富山・福井） / 近畿（京阪神・滋賀・奈良・和歌山） / 京阪神（京都・大阪・兵庫） / 中四国 / 九州（沖縄を含む）

地域区分2 三大都市圏（首都圏・愛知県・京阪神）

## 調査概要

**1. 調査目的** 全国の大学の2012年度の入試状況および入学状況について調べる。

**2. 調査内容** 2012年度入試にかかる以下の項目

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 募集人員           | (7) 入学者            |
| (2) 志願者            | (8) 合格者の入学率        |
| (3) 志願者のうち女子の占める割合 | (9) 定員充足率          |
| (4) 受験者            | (10) 推薦入試実施状況      |
| (5) 合格者            | (11) センター試験利用の実施状況 |
| (6) 合格者の現役比率       | (12) AO入試の実施状況     |

の各項目について調べ、設置者別、学部系統別、地域別、募集人員規模別に集計した。

**3. 調査対象** 全国の741大学〔通信制大学（学部）を除く〕

<設置者内訳：国立82校／公立80校／私立579校>

**4. 集計状況** 集計数 調査期間に回答を得られた733大学（回収率98.9%）

**5. 調査期間** 2012年4月5日～6月18日

**6. 調査方法** 郵送法（ただし一部電話聞き取り）

〔注1〕本調査では、志願者数・募集人員等の数のデータについては、今年回収した回答大学全体（非公表除く）での集計であるが、増減状況（増減数、増減率）については、原則として「12年度と'11年度」「11年度と'10年度」で対象大学をそろえた集計による数値である。

〔注2〕集計した733大学のうち、非公表のデータがある場合、その項目の集計は非公表の大学・学部を集計対象から除外している（例えば志願倍率の場合、募集人員・志願者数が非公表の大学・学部は集計対象から除外している）。

\*集計した733大学のうち

○募集人員数非公表の大学	27校
○志願者数非公表の大学	27校
○受験者数非公表の大学	57校
○合格者数非公表の大学	25校
○入学者数非公表の大学	282校

### ●調査年別非公表学校数

<大 学>								(校)	
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
集計対象校数	698	708	718	722	728	728	731	733	
志願者数非公表	45	56	55	60	59	44	26	27	
受験者数非公表	71	82	86	88	91	78	64	57	
合格者数非公表	45	56	53	55	57	43	24	25	
入学者数非公表	237	264	364	341	351	348	295	282	

1000

〔注3〕国立大学法人について、報告書中では国立と表記している。また、株式会社立大学については私立に区分した。

〔注4〕'07年度より調査方法を変更したため、経年比較の際は注意を要する。  
(特に入学者数を扱うデータ)

<学部系統区分> ~学部系統区分の主な構成学部は下記のとおり~

- |                |   |
|----------------|---|
| [1] 法学部        | 法経学部を含む   |
| [2] 経済・政経学部    | 政治経済学部、総合政策学部を含む                                      |
| [3] 経営学部       | 経営情報学部、情報学部、不動産学部を含む                                  |
| [4] 商学部        | 商経学部を含む   |
| [5] 社会学部       | 産業社会学部、社会科学部、社会福祉学部、環境情報学部、人間社会学部を含む                  |
| [6] 文・人文・外国語学部 | 文教育学部、文芸学部、人間科学部、人文社会科学部、図書館情報学部、国際関係学部、国際文化学部を含む     |
| [7] 教育学部       | 学芸学部を含む   |
| [8] 家政学部       | 栄養学部、生活科学部を含む   |
| [9] 総合文科系      | 総合入試（文系）  |
| [10] 理学部       |   |
| [11] 工学部       |   |
| [12] 農学部       | 基礎工学部、生産工学部、電気通信学部、工芸学部、繊維学部を含む                       |
| [13] 農芸学部      | 園芸学部を含む   |
| [14] 獣医・畜産学部   | 獣医畜産学部、農獸医学部、酪農学部を含む                                  |
| [15] 水産学部      | 水畜産学部を含む  |
| [16] 医学部       |   |
| [17] 歯学部       |   |
| [18] 薬学部       |   |
| [19] 保健・衛生学部   | 看護学部、環境保健学部、鍼灸学部、健康科学部、リハビリテーション学部を含む                 |
| [20] 総合理科系     | 総合入試（理系）  |
| [21] 芸術・音楽学部   | 芸術工学部、造形学部、美術学部、美術工学部を含む                              |
| [22] 体育学部      |   |
| [23] その他       | 教養学部、文理学部、神学部、仏教学部、商船学部、総合科学部、国際学部、コミュニケーション学部、観光学部など |

#### ■回収大学・学部系統別集計数

	全体				1部				2部				(学部数)
	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	
文科系 計	1,133	144	62	927	1,108	139	60	909	25	5	2	18	
法学部	102	19	2	81	98	19	2	77	4	-	-	4	
経済・政経学部	174	24	17	133	169	23	16	130	5	1	1	3	
経営学部	159	4	6	149	155	3	6	146	4	1	-	3	
商学部	35	3	1	31	31	2	1	28	4	1	-	3	
社会学部	132	9	11	112	130	9	11	110	2	-	-	2	
文・人文・外国語学部	327	32	20	275	323	31	19	273	4	1	1	2	
教育学部	136	50	2	84	135	49	2	84	1	1	-	-	
家政学部	67	2	3	62	66	2	3	61	1	-	-	1	
総合文科系	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
理科系 計	782	211	88	483	773	206	88	479	9	5	-	4	
理学部	73	34	5	34	72	34	5	33	1	-	-	1	
理工学部	50	13	1	36	50	13	1	36	-	-	-	-	
工学部	189	60	22	107	181	55	22	104	8	5	-	3	
農学部	38	27	2	9	38	27	2	9	-	-	-	-	
獣医・畜産学部	11	5	1	5	11	5	1	5	-	-	-	-	
水産学部	7	4	1	2	7	4	1	2	-	-	-	-	
医学部	82	42	8	32	82	42	8	32	-	-	-	-	
歯学部	29	11	1	17	29	11	1	17	-	-	-	-	
薬学部	72	12	3	57	72	12	3	57	-	-	-	-	
保健・衛生学部	230	2	44	184	230	2	44	184	-	-	-	-	
総合理科系	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
芸術・音楽学部	74	4	9	61	73	4	9	60	1	-	-	1	
体育学部	24	2	-	22	24	2	-	22	-	-	-	-	
その他	141	13	12	116	141	13	12	116	-	-	-	-	
全 体	2,154	374	171	1,609	2,119	364	169	1,586	35	10	2	23	

\* 全体の学部数は1部と2部の「のべ数」である。同一学部で昼間主コース・夜間主コースがある場合、全体は重複カウントしている。

1001

## ■志願状況の推移（学部系統別／全体・私立）

	志願者数(人)						2012年度指標 ('03年度=100)	
	全 体							
	2003年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度		
文科系 計	2,235,908	2,124,646	2,122,374	2,178,467	2,141,340	2,087,639	93.4	
法学部	328,417	276,790	267,473	271,097	255,105	234,713	71.5	
経済・政経学部	458,690	472,780	461,121	465,274	450,524	430,176	93.8	
経営学部	225,314	222,264	227,619	228,926	225,873	211,598	93.9	
商学部	137,779	136,329	126,178	126,645	120,347	114,593	83.2	
社会学部	188,177	220,595	226,646	233,632	220,014	223,661	118.9	
文・人文・外国語学部	681,175	592,607	594,043	606,827	604,874	607,530	89.2	
教育学部	147,805	138,939	155,579	174,253	188,216	189,419	128.2	
家政学部	68,551	64,342	63,715	71,813	75,924	75,617	110.3	
総合文科系	-	-	-	-	463	332	-	
理科系 計	1,254,196	1,112,943	1,129,490	1,196,122	1,273,602	1,344,133	107.2	
理学部	108,014	122,586	126,410	132,004	133,057	139,705	129.3	
理工学部	212,757	214,627	221,557	239,542	248,474	259,715	122.1	
工学部	464,234	332,812	341,403	354,466	378,281	394,598	85.0	
農学部	59,370	56,379	62,598	65,469	70,254	69,721	117.4	
獣医・畜産学部	31,912	27,163	25,098	23,704	24,795	25,783	80.8	
水産学部	7,977	6,630	7,075	7,693	8,274	10,055	126.0	
医学部	111,215	120,471	127,778	133,632	140,882	147,234	132.4	
歯学部	15,827	12,590	8,682	8,213	8,578	9,429	59.6	
薬学部	149,403	92,533	85,134	80,583	84,094	91,165	61.0	
保健・衛生学部	93,487	127,152	123,755	150,816	174,083	193,873	207.4	
総合理科系	-	-	-	-	2,830	2,855	-	
芸術・音楽学部	72,937	74,273	66,470	62,130	58,255	54,265	74.4	
体育学部	38,162	27,151	28,752	32,605	35,780	35,784	93.8	
その他	111,709	142,308	141,103	162,344	169,979	163,067	146.0	
全 体	3,712,912	3,481,321	3,488,189	3,631,668	3,678,956	3,684,888	99.2	

	私 立						2012年度指標 ('03年度=100)	
	全 体							
	2003年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度		
文科系 計	1,954,816	1,899,459	1,901,682	1,949,521	1,914,754	1,871,060	95.7	
法学部	295,487	255,356	247,731	251,503	233,803	214,973	72.8	
経済・政経学部	391,282	414,496	403,997	406,609	393,479	379,180	96.9	
経営学部	219,569	216,052	220,502	222,113	217,511	204,562	93.2	
商学部	128,436	131,905	122,743	123,500	117,317	111,335	86.7	
社会学部	178,270	204,256	208,456	215,149	202,952	200,993	112.7	
文・人文・外国語学部	616,324	537,292	540,257	551,231	552,377	558,929	90.7	
教育学部	61,705	78,277	97,376	110,880	124,372	128,266	207.9	
家政学部	63,743	61,825	60,620	68,536	72,943	72,822	114.2	
総合文科系	-	-	-	-	-	-	-	
理科系 計	938,739	829,439	844,396	907,218	970,438	1,037,526	110.5	
理学部	68,246	83,884	87,391	92,906	99,089	104,621	153.3	
理工学部	206,297	203,270	209,822	223,634	228,332	239,953	116.3	
工学部	318,835	207,487	214,289	231,843	251,173	269,923	84.7	
農学部	34,171	36,075	41,651	45,110	47,758	46,072	134.8	
獣医・畜産学部	28,933	24,341	22,263	20,838	21,520	22,381	77.4	
水産学部	3,765	2,899	3,124	3,295	3,975	5,739	152.4	
医学部	60,998	69,808	78,549	83,531	86,207	89,715	147.1	
歯学部	11,109	8,690	5,312	4,837	4,836	5,522	49.7	
薬学部	136,564	84,059	77,324	72,969	75,337	81,434	59.6	
保健・衛生学部	69,821	108,926	104,671	128,255	152,211	172,166	246.6	
総合理科系	-	-	-	-	-	-	-	
芸術・音楽学部	60,249	63,471	56,488	52,355	48,453	44,842	74.4	
体育学部	36,312	26,100	27,685	31,446	34,642	34,665	95.5	
その他	98,122	120,503	119,200	138,777	143,048	136,275	138.9	
全 体	3,088,238	2,938,972	2,949,451	3,079,317	3,111,335	3,124,368	101.2	

\* 表内数値は各年度の回収校（非公表除く）の集計結果であり、対象校をそろえていない。

## 東京農大 志願者数・入学者数の推移(応用生物科学部)

### バイサイエンス学科



### 生物応用化学科

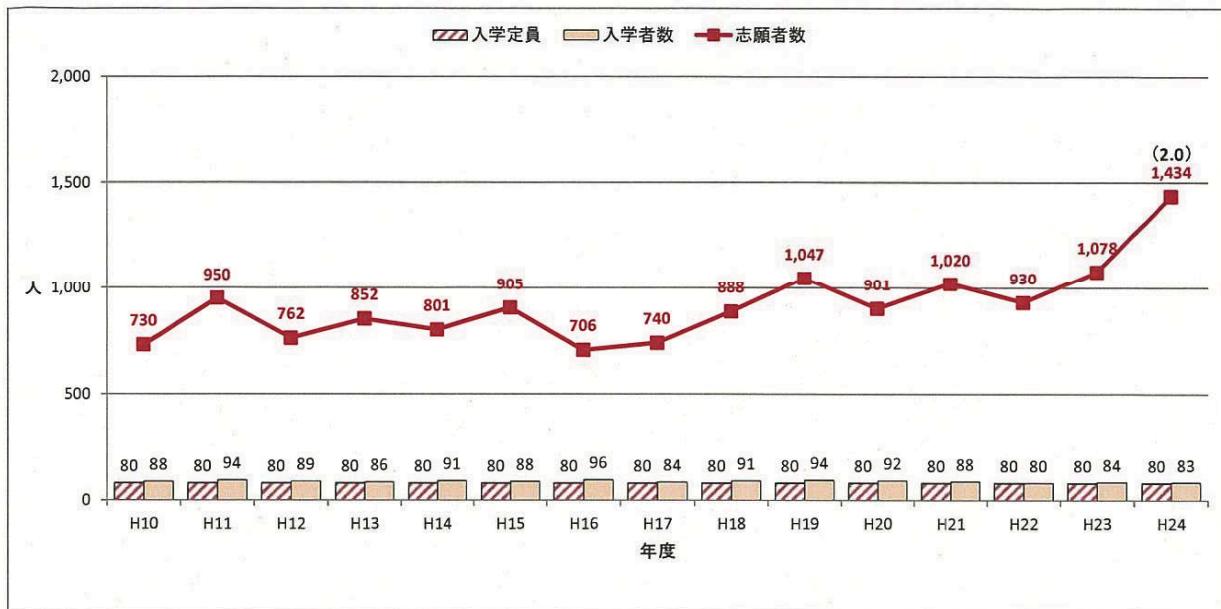


### 醸造科学科



## 東京農大 志願者数・入学者数の推移(応用生物科学部)

### 栄養科学科(食品栄養学)



### 栄養科学科(管理栄養士)



応用生物科学部 学科別 入学定員・志願者数・入学者数・在籍学生数の推移

区分	学科名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計	平均	
入学定員 志願者数	バイオサイエンス学科	120	120	120	120	120	120	140	140	140	140	140	140	140	140	140	1,980	132	
	生物応用化学科	160	156	152	148	144	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	2,180	145	
	醸造科学科	200	200	172	164	156	148	140	140	140	140	140	140	140	140	140	2,300	153	
	栄養科学科(食品栄養学専攻)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	1,200	80	
	栄養科学科(管理栄養士専攻)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	1,200	80	
	計	640	640	608	596	584	572	560	580	580	580	580	580	580	580	580	8,860	591	
入学者数 在籍学生数	バイオサイエンス学科	2,806	3,087	2,283	2,888	2,353	2,170	1,997	2,318	3,043	3,156	2,628	2,969	3,264	3,635	3,620	42,227	2,815	
	生物応用化学科	2,054	2,014	2,484	2,020	2,613	2,017	2,154	1,539	2,514	2,816	3,034	3,055	3,285	3,319	3,823	38,741	2,583	
	醸造科学科	1,917	1,509	1,406	1,146	1,245	1,586	1,226	1,158	1,857	2,144	1,956	2,223	2,084	2,916	2,268	26,641	1,776	
	栄養科学科(食品栄養学専攻)	730	950	762	852	801	905	706	740	888	1,047	901	1,020	930	1,078	1,434	13,744	916	
	栄養科学科(管理栄養士専攻)	1,005	929	930	1,065	1,055	983	981	1,057	1,554	1,392	1,172	1,268	1,122	1,351	1,310	11,174	1,145	
	計	8,512	8,499	7,865	7,971	8,067	7,661	7,064	6,812	9,856	10,555	9,691	10,535	10,685	12,299	12,455	138,327	9,235	
入学者数 在籍学生数	バイオサイエンス学科	193	106	144	149	148	154	162	162	166	175	161	186	153	174	166	2,399	160	
	生物応用化学科	177	189	171	201	170	187	165	175	152	178	176	196	151	153	167	2,608	174	
	醸造科学科	203	212	194	200	196	194	176	183	173	191	161	170	185	164	153	2,755	184	
	栄養科学科(食品栄養学専攻)	88	94	89	86	91	88	96	84	91	94	92	88	80	84	83	1,328	89	
	栄養科学科(管理栄養士専攻)	95	86	87	86	88	96	86	82	84	83	78	85	80	85	76	1,277	85	
	計	756	687	685	722	693	719	685	686	666	721	668	725	649	660	645	10,367	691	
在籍学生数	バイオサイエンス学科	男	112	182	275	370	370	389	402	409	426	423	416	443	409	417	419	5,462	384
	女	83	119	182	244	222	235	240	246	242	260	265	270	288	293	286	3,475	232	
	計	195	301	457	614	592	624	642	655	668	683	681	713	697	710	705	8,937	596	
	生物応用化学科	男	406	412	410	407	410	404	406	386	379	385	373	388	389	357	335	5,847	390
	醸造科学科	女	303	315	320	353	346	350	341	339	322	313	330	349	348	350	346	5,025	335
	計	709	727	730	760	756	754	747	725	701	698	703	737	737	707	681	10,872	725	
在籍学生数	栄養科学科	男	506	490	482	483	463	473	471	444	438	458	445	433	453	429	396	6,884	458
	女	346	377	374	369	382	380	360	350	363	342	317	308	309	316	325	5,144	343	
	計	852	867	856	852	845	833	821	807	780	775	753	742	759	745	721	12,008	801	
	栄養科学科(食品栄養学専攻)	男	96	87	85	82	83	88	82	81	84	79	77	78	78	82	1,242	83	
	女	281	301	292	295	299	285	300	291	296	302	296	302	296	287	268	4,403	294	
	計	387	388	377	377	382	373	381	375	379	374	379	374	377	367	350	5,645	376	
学部計	栄養科学科	男	31	28	30	34	29	36	41	49	46	49	47	47	45	39	592	39	
	女	330	331	322	321	322	327	318	311	304	285	283	290	294	296	294	4,634	309	
	計	361	359	352	355	351	363	359	352	353	341	332	337	339	335	335	5,226	348	
	男	1,151	1,189	1,282	1,376	1,365	1,390	1,402	1,361	1,376	1,391	1,361	1,376	1,328	1,271	20,007	1,334		
学部計	女	1,353	1,443	1,490	1,582	1,571	1,557	1,549	1,501	1,482	1,520	1,520	1,540	1,521	22,681	21,512	2,846		
	計	2,504	2,642	2,772	2,958	2,926	2,947	2,951	2,920	2,877	2,876	2,908	2,904	2,868	2,792	42,688	2,846		

# 東京農業大学

2013

TOKYO UNIVERSITY OF AGRICULTURE FOUNDED IN 1891

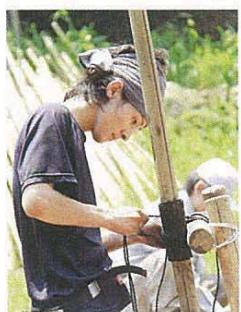
## 緑と生命を科学する

食料

環境

健康

バイオマスエネルギー



## 一般入試

### ●2012年度(平成24年度) 入試結果

東京農業大学Ⅰ期(農学部／応用生物科学部／地域環境科学部／国際食料情報学部／生物産業学部)=300点満点

東京農業大学Ⅱ期(生物産業学部)=200点満点

東京農業大学短期大学部Ⅰ期・Ⅱ期=200点満点

学部	学科	募集人員	志願者	受験者	合格者	競争率	合格者最低点
農学部	農 学 科	118	2,875	2,792	424	6.6	210
	畜 産 学 科	108	986	957	318	3.0	174
	バイオセラピー学科	84	1,046	1,006	278	3.6	189
応用生物科学部	バイオサイエンス学科	92	2,276	2,194	286	7.7	222
	生物応用化学科	92	2,263	2,179	283	7.7	223
	醸造科学学科	92	1,477	1,446	167	8.7	221
	栄養科学科 食品栄養学専攻	54	944	903	84	10.8	229
	栄養科学科 管理栄養士専攻	54	829	772	68	11.4	236
地域環境科学部	森林総合科学科	77	792	761	233	3.3	190
	生産環境工学科	77	870	825	218	3.8	184
	造園科学学科	77	610	590	181	3.3	190
国際食料情報学部	国際農業開発学科	67	851	825	187	4.4	199
	食料環境経済学科	114	969	941	244	3.9	196
	国際バイオビジネス学科	73	625	597	225	2.7	173
生物産業学部	生物生産学科	I期 II期	36 6	426 45	409 36	54 11	7.6 3.3
	アクアバイオ学科	I期 II期	30 5	341 59	331 55	76 14	4.4 3.9
	食品香粧学科	I期 II期	30 5	397 37	384 33	41 8	9.4 4.1
	地域産業経営学科	I期 II期	30 5	117 17	112 15	83 9	1.3 1.7
	生物生産技術学科	I期 II期	53 9	179 71	172 63	97 17	1.8 3.7
	環境緑地学科	I期 II期	28 5	94 74	92 69	50 23	1.8 3.0
	醸造学科	I期 II期	33 11	190 81	188 73	65 13	2.9 5.6
	栄養学科	I期 II期	65 12	179 110	165 98	79 19	2.1 5.2
総合計			1,542	19,830	19,083	3,855	5.0

偏差値や入試問題集について教えてください。

偏差値は、予備校等が模擬試験の結果等で分析して発表するものです。あくまでめやすとして活用してください。東京農大発行の入試問題

集(P139参照)は、2012年度の問題と解答を掲載しています。学部・学科ではなく、受験する科目を参考ご利用ください。

Q&A

# 平成24年度 栄養科学科ガイド

東京農業大学応用生物科学部

栄養科学科

Department of Nutritional Science

<過去5年間の栄養科学科卒業生の職業別就職状況(人数)>

職種	食品栄養学専攻					管理栄養士専攻				
	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度	H18年度	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度	H18年度
事務	4	4	11	7	7	3	2	3	7	2
総合職	14	19	14	28	9	9	12	18	9	11
営業	8	9	11	5	9	8	5	5	6	9
技術営業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
M.R	0	4	3	0	0	2	0	1	5	3
販売	4	5	12	7	8	1	4	2	0	4
サービス	7	4	9	10	6	1	2	0	7	7
製造食品技術	5	2	4	0	2	2	1	1	1	1
化学技術	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報処理	0	0	1	1	3	0	0	2	1	3
栄養士	21	13	11	21	14	43	40	27	29	38
その他の技術	6	3	0	1	1	1	2	4	1	3
研究	3	0	2	2	3	0	2	1	2	0
商品開発	2	3	2	8	7	1	2	3	1	2
教員	0	2	1	2	1	1	1	1	0	1
保育	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
小計	75	73	81	93	70	72	74	68	69	84
その他	20	8	2	0	10	13	4	0	1	3
卒業者数	95	93	91	102	96	85	83	83	87	98



平成22年2月24日  
株式会社日本政策金融公庫  
農林水産事業

## 食品産業は「安全」と「低価格」、消費者は「健康」を重視

—平成21年下半期食品産業動向調査および平成21年度第2回消費者動向調査で判明—

日本政策金融公庫（日本公庫）農林水産事業が行った平成21年下半期の食品産業動向調査および平成21年度第2回消費者動向調査によると、食品産業（製造業、卸売業、小売業、飲食店）は経済のデフレ化による消費者の節約意識の高まりを踏まえ商品に関しては「低価格」を重視するとともに「安全」も引き続き重視していることがわかりました。

また、消費者動向調査では消費者は「健康」志向も重視しています。商品戦略に関して、「安全」と「低価格」に比重を置く食品産業との間でギャップがあることがわかりました。

① 食品産業動向調査で「今後伸びる製品(商品)は何か」との質問に、「低価格」と答えた企業の割合が、現在の42.7%から45.7%と3.0ポイント上昇しています。これは消費者の経済性志向の高まりと一致した動きとなっています。

② また食品産業動向調査で「安全」に関しては、現在の47.1%から47.8%となっており、食品産業の多くが「安全」を強く意識していることを示しました。食品産業の「安全」への取組み結果が、消費者の「安全」志向が低下している要因の一つになっていると思われます。

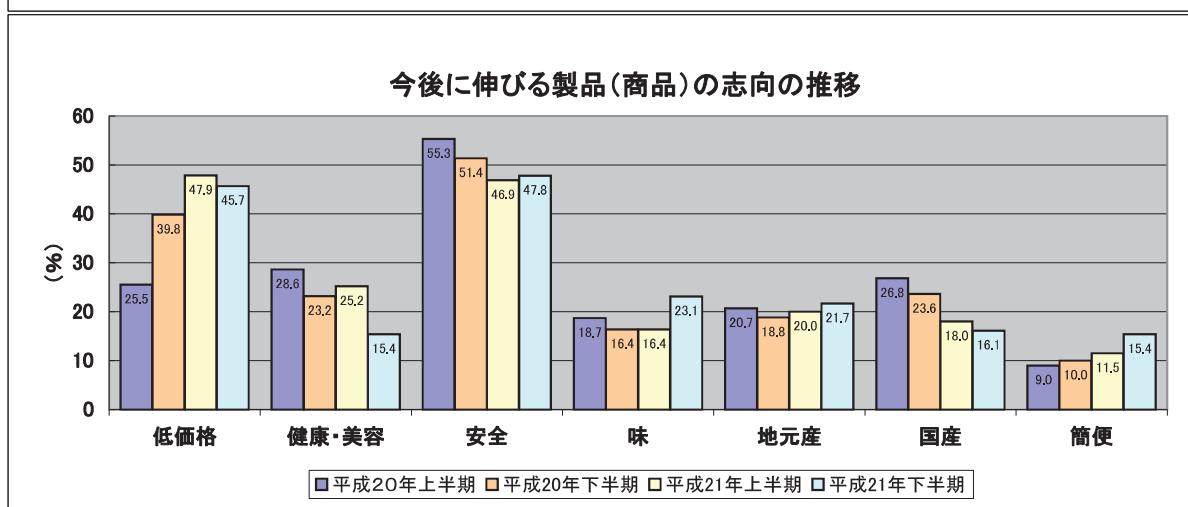
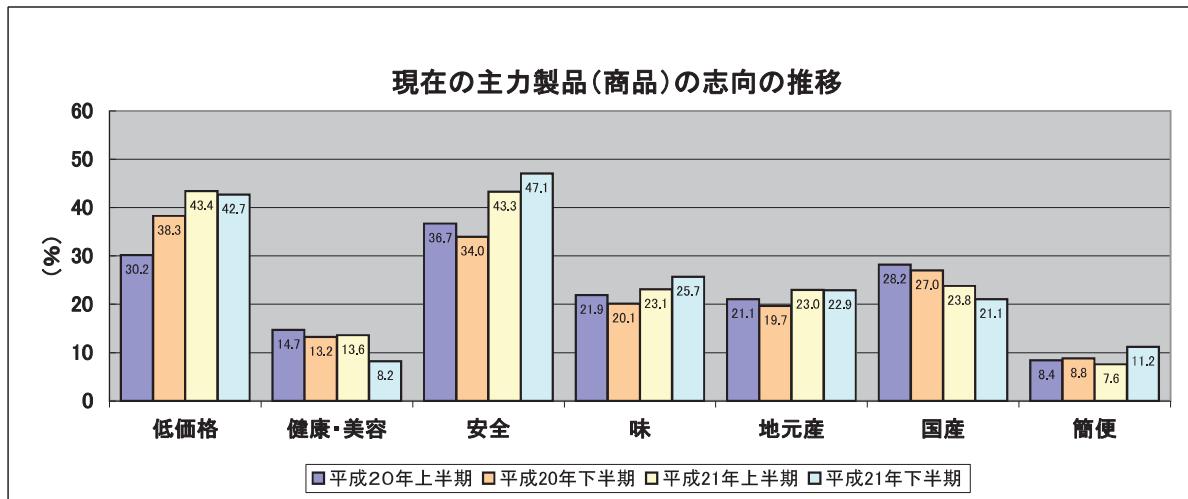
③ さらに食品産業動向調査で「健康・美容」志向については、現在の8.2%が今後15.4%へと上昇しています。消費者動向調査での消費者の「健康」志向の39.6%とは大きな開きがあり、今後このトレンドをどう受け止めるか課題となってくると思われます。

④ 食品産業動向調査で「国産」志向が21.1%から16.1%となり、引き続き低下傾向を示しました。外国製品に対する消費者の不安感の沈静化や経済性志向の高まりなどから、「国産」イコール「安全」という意識が薄らいできていることがうかがえます。

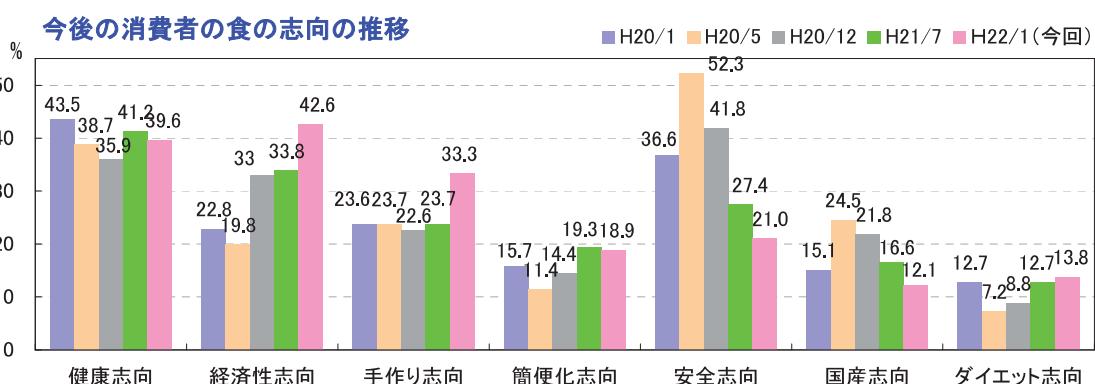
## 食品産業および消費者の製品(商品)志向について

### 今後は「低価格」と「安全」優先しつつ「簡便」「健康」なども重視

- 食品産業の製品(商品)志向は、「安全」の確保を第一にし、消費者の経済性志向を踏まえ「低価格」を重視させていく結果となった。
- 今後については、「低価格」と「安全」を優先しつつ、現在の水準より高く、消費者の志向にもみられる「健康・美容」、「簡便」も重視する方向がみえる。
- 「国産」志向については低下傾向が続き、外国製品への不安感の沈静化や経済性志向の高まりなどから、「国産」イコール「安全」との意識が薄らいできていることがうかがえる。



出所:平成21年下半期食品産業動向調査(日本政策金融公庫農林水産事業)



出所:平成21年度第2回消費者動向等に関する調査(日本政策金融公庫農林水産事業)

**平成21年下半期食品産業動向調査**

調査時点 平成22年1月1日  
調査方法 郵送により調査票を配布し、郵送またはファックスにより回収  
調査対象 全国の食品関連企業（製造業、卸売業、小売業、飲食店） 6,823社  
有効回答数 全体で2,553社（回答率37.4%）

**平成21年度第2回消費者動向調査**

調査時期 平成22年1月4日～1月7日  
調査方法 インターネット調査  
調査対象 全国の20歳代～60歳代の男女2,000人（男女各1,000人）

\*本資料は、農林水産省内各記者クラブ、日本銀行内金融記者クラブに同時に配布しています。

(本件に関するお問い合わせ先)

日本政策金融公庫 農林水産事業本部  
情報戦略部 担当者：澤野  
TEL 03-3270-3151 FAX 03-3270-2350

食品産業：商品志向

平成24年9月18日

株式会社日本政策金融公庫

## 食品産業は「味」、「地元産」、「簡便」も重視 社員の教育・意識改革で安全確保へ — 日本公庫・平成24年上半期食品産業動向調査結果 —

日本政策金融公庫（日本公庫）農林水産事業が平成24年7月に実施した平成24年度上半期食品産業動向調査において、食品関係企業における主力商品（製品）の志向や安全性確保のための取組みについて調査したところ、いくつかの特徴が浮き彫りになりました。

＜調査結果のポイント＞

### ○ 「安全」、「低価格」志向が高水準、「味」、「地元産」など質的価値も重視（図1）

食品関係企業における現在の主力商品（製品）の志向を聞いたところ、「安全」志向が49.1%と最も高く、次いで「低価格」が35.5%となった。いずれも前回（平成23年下半期）調査から、それぞれ2.4ポイント、0.4ポイント低下しているが、高水準を維持している。

一方、上昇傾向が続いているのは「味」、「地元産」、「簡便」といった質的価値に係る志向で、いずれも前回調査よりそれぞれ0.3、0.2、0.6ポイント上昇して、33.2、25.5、13.8%となっている。

なお、低下傾向が続いていた「国産」は今回の調査では1.3ポイント上昇して16.6%となり、下げ止まりがうかがえる結果となった。

### ○ 今後の商品志向戦略は質的価値への重点化の方向（図2）

今後マーケットにおいて伸びる商品（製品）については、「味」、「地元産」、「簡便」が前回調査より、それぞれ0.6、2.2、1.6ポイント上昇して28.3、21.7、20.4%となっている。

また、「安全」志向が6.3ポイント低下し50.8%、「低価格」が1.6ポイント低下し34.0%となっており、現在の主力商品（製品）の志向と同じく、引き続き低下傾向になると見込んでいる。

食品産業の商品（製品）志向戦略としては、「安全」、「低価格」を優先しつつも、今後も質的価値への重点化を推し進めていく方向性がみられる。

### ○ 食品安全性の確保への取組みは社員の教育・意識改革を最重視（図3）

食品関係企業の商品（製品）志向として最も上位に位置されている「安全」に対して、現在どのような取組みを行っているかを質問したところ、「社員・従業員の教育、意識改革」が72.5%と最も多かった。

次いで「安全・衛生管理体制の整備」が 61.8%、「品質検査の実施」が 55.9%、「トレーサビリティの確保」が 47.4%となっている。

今後予定されている取組みについては、現在の取組みの順位と比較すると、「管理マニュアルの作成」、「衛生関連設備の整備」、「商品・製品のPR活動」などの取組みが高くなっている。

また、食品の安全性を確保する管理手法であるHACCP方式の導入については、21.3%の食品関係企業が取り組んでおり、今後も 11.9%の企業で取り組む予定であるとの回答結果となつた。

調査時点	平成24年7月1日
調査方法	郵送により調査票を配布し、郵送またはファックスにより回収
調査対象	全国の食品関係企業（製造業、卸売業、小売業、飲食店） 6,870社 (なお、今回の調査では食品関係企業のうち東日本大震災の被害を大きく受けた142社を調査対象先から除いています。)
有効回答数	全体で2,673社 (回答率38.9%) 《内訳》 製造業1,668社、卸売業707社、小売業230社、飲食店68社

図1 現在の主力商品(製品)の志向 (2つまで回答)

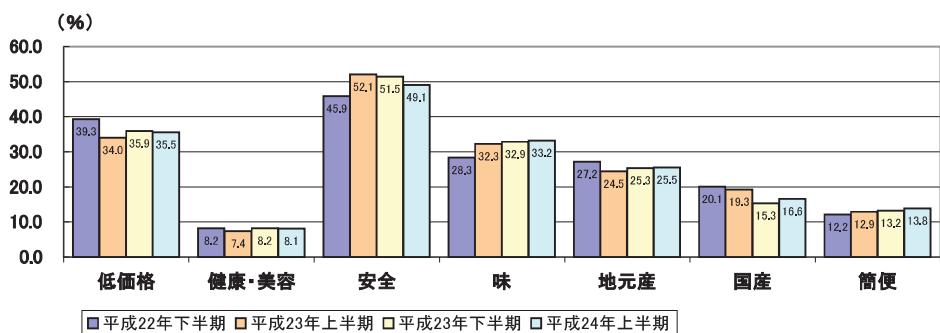


図2 今後に伸びる商品(製品)の志向 (2つまで回答)

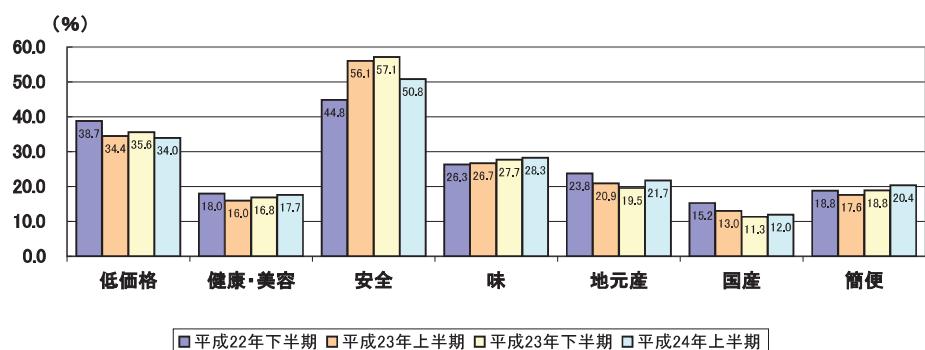
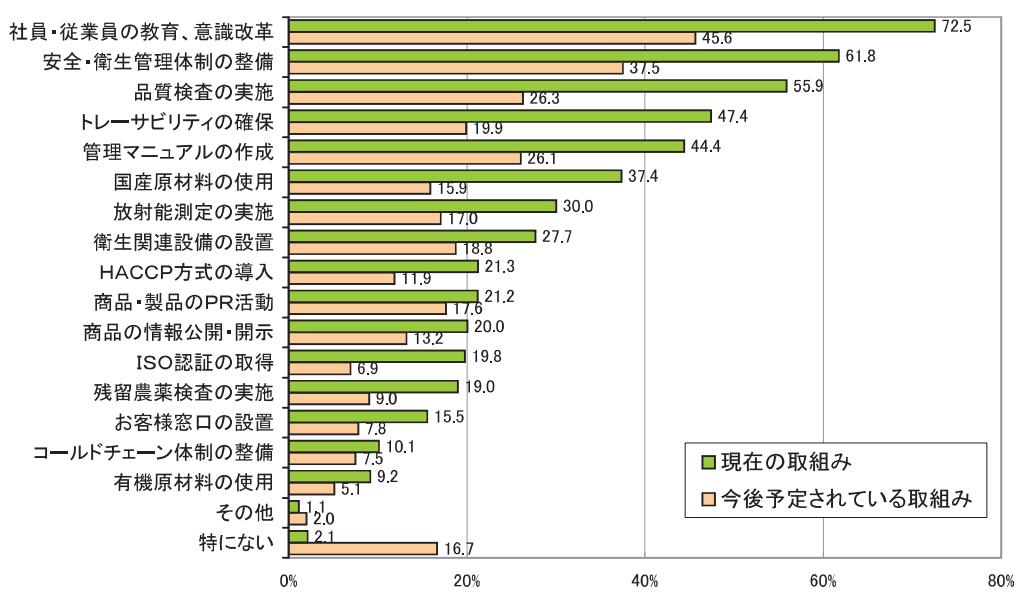


図3 食品の安全性を確保するための取組み (複数回答)



## 消費者高齢化への対応は「少量」、「小分け」、「食べやすさ」 安心・安全の強化、品質の向上が前提 — 日本公庫・平成24年上半期食品産業動向調査結果 —

日本政策金融公庫（日本公庫）農林水産事業が平成24年7月に実施した平成24年度上半期食品産業動向調査で、食品関係企業の高齢社会への対応を調査したところ、「少量」、「小分け」、「食べやすさ」といった消費者の利便性も重視していることが判明しました。

### <調査結果のポイント>

#### ○ 高齢化には少量化など量的対応も重視（図1）

食品関係企業が顧客の世代構成の変化（高齢化）にどのような対応をとってきたかを質問したところ、今回の調査（平成24年上半期）と8年前の平成16年上半期に行った同様の調査とでは結果に大きな変化がみられた。

8年前の調査では、「安心・安全面の強化」が47.3%と最も多く、次いで「原材料や商品の品質向上」が23.8%、「健康機能性の強化」が22.3%となっていて、安心・安全、品質、健康といった商品の質的な面での高齢化対応に重点がおかれていた。

ところが、今回の調査では「安心・安全面の強化」が36.1%と11.2ポイント低下ながら同じく最も多い結果となり、次いで25.6%の「商品の少量化」が続き、「原材料や商品の品質向上」は24.4%と上位3番目となった。

さらに、「商品の個包装・小分け化」が19.9%、「食べやすい大きさ・形状・硬さへの変更」が17.2%と、8年前の調査結果と比べてそれぞれ6.9ポイント、5.3ポイント伸びた一方、「健康性機能の強化」は16.2%と6.1ポイントの低下となっている。

消費者の高齢化への対応として、質的な面とともに少量化、小分け化、食べやすい大きさなどの量的な面も重視してきていることがわかった。

#### ○ 小売業は「少量化」、「小分け化」による対応が突出、製造業の対応と差（図2）

業種別に高齢化への対応をみると、消費者に接して商品を販売している小売業においては、「商品の少量化」が53.1%と突出し、食品関係企業の全体平均25.6%の2.0倍、製造業22.7%の2.3倍になっている。

また、「商品の個包装・小分け化」も小売業では33.2%と極めて高く、全体平均19.9%の1.7倍、製造業17.6%の1.9倍となっている。

これに対して、製造業の高齢化への優先的な対応は、「安心・安全面の強化」が34.7%、「原材料や商品の品質向上」が27.1%、「健康機能性の強化」が18.2%となっている。小売業では逆にこれらの項目は対応のウエイトとしては低く、それぞれ24.3%（製造業の0.7倍）、14.6%（同0.5倍）、12.8%（同0.7倍）となっている。

こうしたことから、製造業では質的な面での高齢化対応にとどまっていること、消費者に近い立場にある小売業では量的な面での対応にも重点がおかれていたことがわかった。

調査時点	平成24年7月1日
調査方法	郵送により調査票を配布し、郵送またはファックスにより回収
調査対象	全国の食品関係企業（製造業、卸売業、小売業、飲食店） 6,870社 (なお、今回の調査では食品関係企業のうち東日本大震災の被害を大きく受けた142社を調査対象先から除いています。)
有効回答数	2,611社（回答率38.0%） 《内訳》 製造業1,633社、卸売業687社、小売業226社、飲食店65社

図1 顧客の世代構成の変化(高齢化)への対応 (2つまで回答)

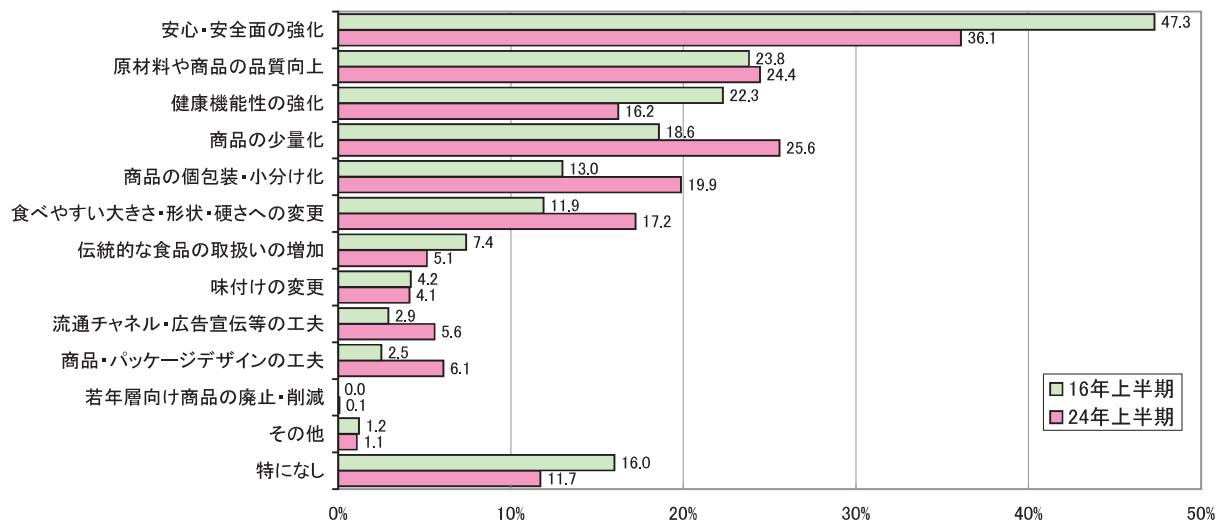
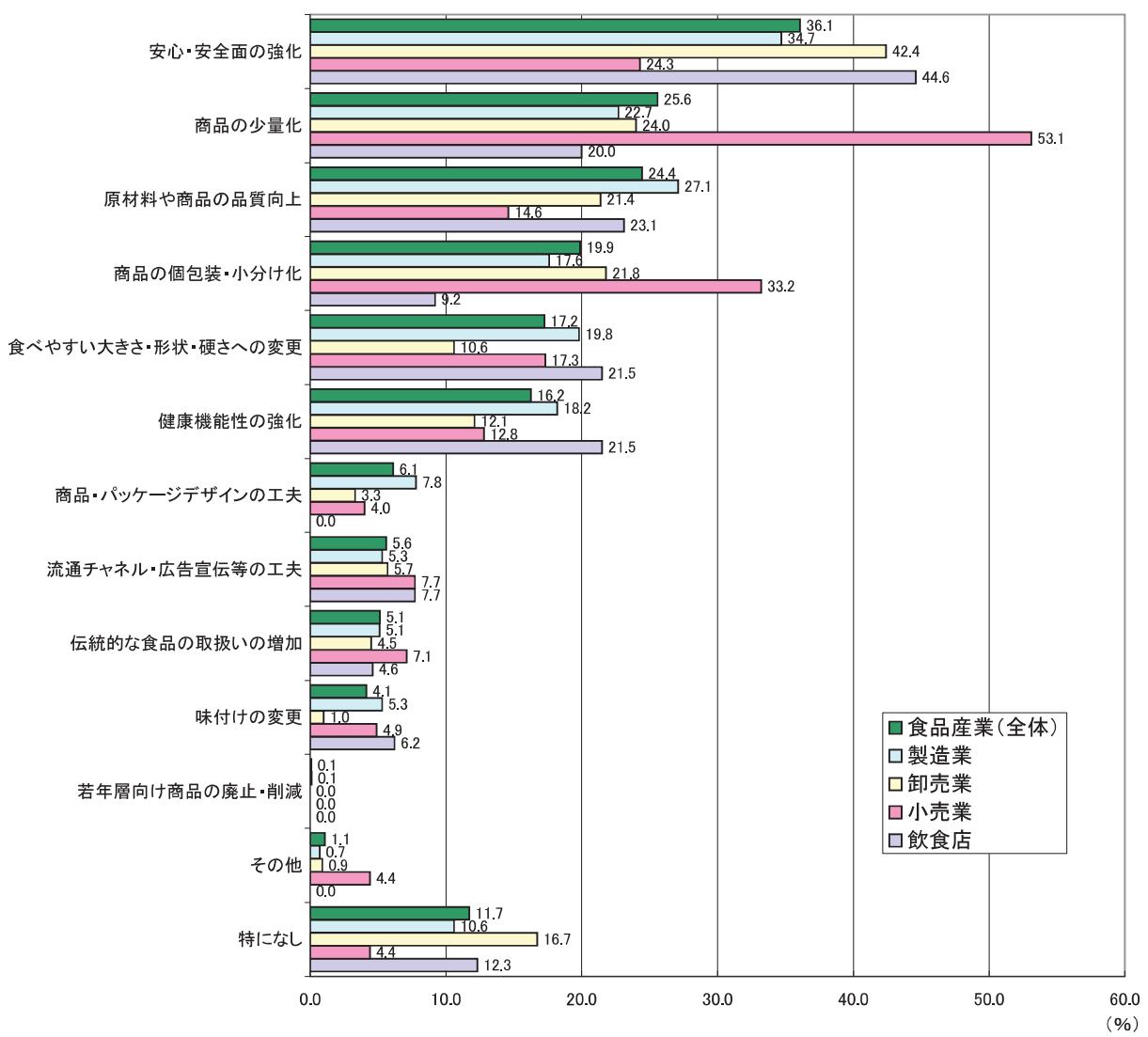


図2 業種別の世代構成の変化(高齢化)への対応 (2つまで回答)





## 平成24年度 FCP成果報告会

今年度のFCPの活動について

平成25年2月13日

食料産業局 企画課 食品企業行動室

農林水産省

## フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）のポイント



- FCPは、消費者の「食」に対する信頼を高めることを目的として、食品事業者や地方自治体などと農林水産省が協働で取組んでいるプロジェクト。
- 原料調達から、製造、保管・輸送、販売に至るまでの複雑なフードチェーンの各段階において、食品事業者の活動を「見える化」することにより、食への信頼確保のため努力している食品事業者が適正に評価される機会の増大を目指す。

### 1 食品事業者、地方公共団体、金融機関等からなる「情報共有ネットワーク」を構築

► FCPの基本的な考え方方に賛同する食品事業者（製造、卸売、小売等）、地方公共団体、金融機関等と農林水産省との間でネットワークを構築（平成25年1月末現在で1,416社／団体が参画）。

### 2 業種を超えて「食」への信頼向上に取り組むための共通言語＝「協働の着眼点」を策定

► 食に携わる関係者がそれぞれの立場、又は連携して消費者の信頼を高めていくための社内体制や消費者への情報提供など、着目すべき行動ポイント「協働の着眼点」を策定。

平成20年度に、食品事業者の自主的な参加による作業グループを組織して策定。42回の会合に、合計で70社から、延べ400名近い方々が参画。

### 3 フードチェーンの各段階での「見える化」のためのツールを作成し、普及を推進

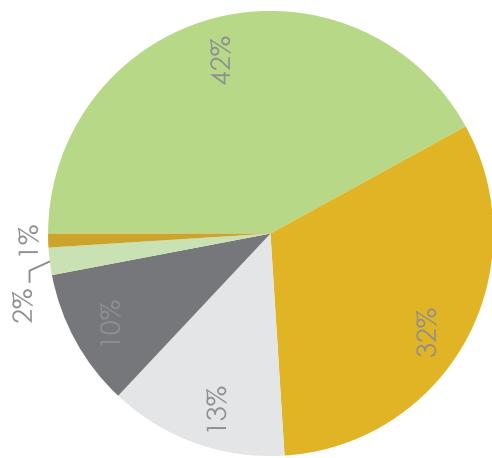


## 「FCPの“見える化”」を進めたい。 農林水産省「消費者の部屋」で「FCPの週」を開催4～

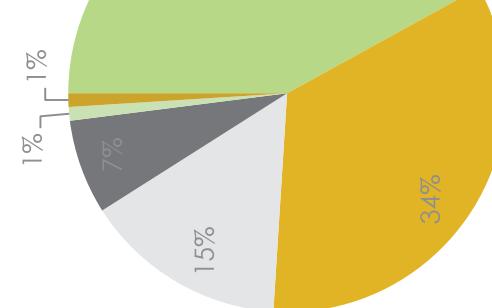
- 「『食の信頼』を得るために、食品企業が取り組むべき最も重要なことは何だと思いましたか」ととの問い合わせに対しては、全体の回答者の4割が「安全・衛生管理の徹底」と回答。続いて、透明な情報公開（32%）、社会貢献活動（13%）、製品検査（10%）となっている。

- 性別ごとにみると、男性においては、「透明な情報公開」の占める比重が高い（15%）。一方、女性においては、「製品検査」の占める割合が高く（15%）なっている。

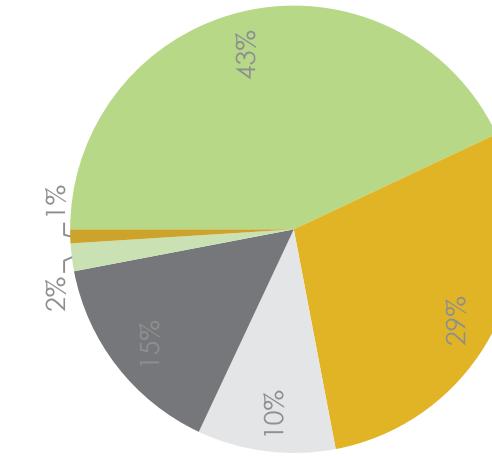
「食の信頼」を得るために食品企業が取組すべき重要なこと（全体）



「食の信頼」を得るために食品企業が取組むべき重要なこと（女性）



「食の信頼」を得るために食品企業が取組むべき重要なこと（女性）



■ 消費者との誠実な対話  
■ 消費者との誠実な対話  
■ その他  
■ その他  
■ その他  
■ その他  
Copyright (C) 2013 MAFF All Rights Reserved.

## 食品健康影響評価の審議状況

(平成25年5月31日現在)

区分	要請件数 うち 25年度分	自ら評価	合計	評価終了 うち 25年度分		意見 募集中	審議中	
添加物	134	1	0	134	123	3	3	8
農薬	840		0	840	534	8	3	303
うちポジティブリスト関係	421		0	421	195	4	3	223
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準	42		0	42	6		0	36
動物用医薬品	363		0	363	305	8	4	54
うちポジティブリスト関係	104		0	104	57		1	46
化学物質・汚染物質	57		3	60	54	2	0	6
うち清涼飲料水	48		0	48	45	2	0	3
器具・容器包装	16		0	16	7		0	9
微生物・ウイルス	7		2	9	8	1	0	1
プリオン	19	2	2	21	28	1	0	2
かび毒・自然毒等	6		2	8	6		2	1
遺伝子組換え食品等	180	7	0	180	158	5	3	19
新開発食品	75		1	76	71		0	7
肥料・飼料等	153		0	153	73	13	5	75
うちポジティブリスト関係	94		0	94	35	11	3	56
肥飼料・微生物合同	1		0	1	1		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	1,855	10	11	1,866	1,371	41	20	487

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付で3カ国分、平成24年5月24日付で2カ国分が終了)。
- 5 自ら評価案件「デオキシンバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシンバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
- 6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
- 7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
- 8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

厚生の指標 増刊

JOURNAL OF HEALTH AND WELFARE STATISTICS

# 国民衛生の動向

Vol.59 No.9

2012/2013



一般財団法人 厚生労働統計協会

Health, Labour and Welfare Statistics Association

## 第3編 保健と医療の動向

### 第1章 生活習慣病と健康増進対策

#### 1. 生活習慣病

##### 1) 生活習慣病の概念と健康日本21

「成人病」という言葉は、昭和32年に開催された成人病予防対策協議連絡会の議事録に「成人病とは主として脳卒中、がんなどの悪性腫瘍、心臓病などの40歳前後から急に死亡率が高くなり、しかも全死因の中でも高位を占め、40~60歳位の働き盛りに多い疾患を考えている」との記述がある。

脳卒中、がん、心臓病といった疾患は年齢の上昇に従ってその頻度が増える性質があるため、人口の高齢化に従って患者数の増加が予想される。しかし、喫煙と肺がんや心臓病、動物性脂肪の過剰摂取と大腸がん、肥満と糖尿病など、食生活や運動などの生活習慣とこれらの疾患の関係が明らかとなり、生活習慣の改善によりある程度予防が可能であることも分かってきたことから、発症そのものを予防する考え方が重視されるようになってきた。

疾病の予防対策には、健康を増進し、発病を予防する一次予防、早期発見、早期治療を目的とする二次予防、リハビリテーションなどによる社会復帰を目的とした三次予防がある。このうち一次予防対策では一人一人が生活習慣を改善し、健康増進に努めることが基本となる。

そこで、国民に生活習慣の重要性を啓発普及し、健康に対する自発性を促し、生涯を通じた健康増進のための個人の努力を社会全体が支援する体制を整備するため、「生活習慣病」という概念の導入が提案された。つまり、生活習慣病とは、これまで成人病対策として二次予防に重点を置いていた従来の対策に加え、一次予防対策も推進していく方針を新たに導入した疾患概念である。

生活習慣病に対する一次予防の具体的な施策としては、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目的とし、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病に関する目標値を設

定した、「21世紀における国民健康づくり運動」(健康日本21)が平成12年度に開始され、当初の計画を2年延長し、24年度までとなった。

厚生労働省では、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」を焦点とした生活習慣病予防のための新たな国民運動「健やか生活習慣国民運動」を産業界や地域社会等と連携しながら展開することとし、そのキックオフイベントとして「元気!2008 健康日本21~健やか生活習慣国民運動~」が、平成20年11月に開催された。

平成24年7月、21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))が策定された。詳細は、90~91頁を参照。

##### 2) 生活習慣病の現状

昭和26年に脳血管疾患が結核に代わって死亡原因の第1位を占めるようになり、33年には、脳血管疾患、がん、心臓病といった慢性疾患が死因において上位を占めるようになった。現在では、がん、心臓病、脳血管疾患を合わせると死因の約6割を占めている。

平成20年の患者調査によると、医療機関を受診している総患者数は、高血圧性疾患797万人、糖尿病237万人、虚血性心疾患81万人、脳血管疾患134万人、悪性新生物152万人であり、合計すると約1400万人となっている。

医療費については、平成21年度国民医療費によると、悪性新生物2兆9577億円、高血圧性疾患1兆8921億円、脳血管疾患1兆6720億円、糖尿病1兆1854億円、虚血性心疾患7700億円となっており、これらを合計すると8兆4772億円に上り、これは一般診療医療費の31.7%を占めている。

###### (1) 糖尿病

糖尿病は、生活習慣と無関係に主として小児期から発症する1型糖尿病(インスリン依存型糖尿病:IDDM)と、わが国の糖尿病の大部分を占める2型糖尿病(インスリン非依存型糖尿病):

# 厚生労働科学研究費補助金／各研究事業の概要

以下は、平成23年度の各研究事業の概要を示しております。研究事業や研究費の使用に関する疑義などがありましたら、以下の担当の連絡先にお問い合わせください（なお、平成24年度には各研究事業について変更がありますので、その点ご留意ください。）

厚生労働省代表番号:03-5253-1111

## 1 行政政策研究分野

### (1) 行政政策研究事業

#### ① 政策科学総合研究

- ・政策科学推進研究事業・統計情報総合研究事業  
人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進並びに統計・情報の整備及び利用の総合的な推進に資することを目的とする研究

担当 大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室 内線7505

担当 政策統括官付政策評価官室 内線7778

#### ② 地球規模保健課題推進研究

- ・地球規模保健課題推進研究  
我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見・経験

や先端的な科学技術等を活用することにより、諸外国への貢献を図ることを目的とする研究

担当 大臣官房国際課

内線7319

#### ・国際医学協力研究

日本及びアメリカ合衆国の両国においてアジア地域にまん延している疾患に関する研究を共同して実施するとともに、アジア地域を中心とする医学に関する研究協力の充実を図ることにより、世界の医学の進歩に資することを目的とする研究

担当 大臣官房厚生科学課

内線3813

### (2) 厚生労働科学特別研究事業

厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とする独創的な研究及び社会的要請の強い諸問題に関する先駆的な研究

担当 大臣官房厚生科学課

内線3809

## 2 厚生科学基盤研究分野

### (1) 先端的基盤開発研究事業

#### ① 再生医療実用化研究

再生医療技術の臨床応用や安全性・品質の確保に関する技術の開発を通じ、再生医療の臨床研究及び治験等の実用化を目指した研究

担当 医政局研究開発振興課 内線4151

#### ② 創薬基盤推進研究

##### ・創薬総合推進研究

経鼻等の新投与経路によるワクチン、DNAワクチン、組織培養法によるワクチン等、新ワクチンの生産技術や品質管理技術に関する研究や、創薬の開発に資する培養細胞や実験動物等の整備を推進するための研究を主とした創薬の基盤技術研究

##### ・政策創薬マッチング研究

政策的に重要であるが、産業界の自主努力に頼るだけでは研究開発の促進が図られない領域（希少疾患やエイズ等）について、優れた医薬品等の開発を行うため、国立試験研究機関と民間研究機関等の研究者、研究資源等を結合し、画期的・独創的な医薬品等を創出することを目的とする研究

##### ・政策創薬総合研究

政策的に重要であるが、産業界の自主努力に頼るだけでは研究開発の促進が図られない領域（希少疾患やエイズ等）について、優れた医薬品等の開発を行うため、国立試験研究機関と民間研究機関等の研究者、研究資源等を結合し、画期的・独創的な医薬品等を創成することを目的とする研究

##### ・創薬バイオマーカー探索研究

創薬スクリーニングや医薬品評価指標等に利用可能なバイオマーカーの開発を目指し、タンパク質、トランскルiptome、ヒトゲノム等の分野における、バイオマーカーの探索、機能解析、臨

床研究等の推進を目的とする研究

##### ・政策創薬探索研究

保健医療上重要な疾患領域に対する画期的な医薬品・医療機器の開発を目指した研究

担当 医政局研究開発振興課

内線4151

##### ③ 医療機器開発推進研究

医療機器開発（ナノテクノロジー等）総合推進研究  
患者にとってより安全・安心な医療技術の実現を図るため、ナノテクノロジー等の技術を用いた、非侵襲・低侵襲を目指した医療機器等の研究や、医学と工学とを緊密に融合するための人材育成プログラム等の医療機関における基盤整備に関する研究

担当 医政局研究開発振興課

内線4151

### (2) 臨床応用基盤研究事業

#### ① 医療技術実用化総合研究

##### ・治験推進研究

複数の医療機関による大規模な治験ネットワークの構築及び医師主導治験の実施を支援することで、医療上必須である医薬品・医療機器等の開発を推進し、患者に迅速に提供することを目的とする研究

##### ・臨床研究基盤整備推進研究

質の高い臨床研究や医師主導治験の推進を目的とした個々の医療機関における治験や臨床研究を推進する人材・体制等の基盤整備や、臨床研究に関する教育プログラムを構築する研究

##### ・臨床研究推進研究

基礎研究成果を実際に臨床に応用し、その有効性・安全性の見極めや臨床応用に際しての問題点を洗い出すとともに、医薬品や医療機器を用いた治療法及び診断法等の医療技術について適切に実施されるよう、エビデンスの確立を目指す研究

担当 医政局研究開発振興課

内線4151

## 3 疾病・障害対策研究分野

### (1) 長寿・障害総合研究事業

#### ① 障害者対策総合研究

身体障害、知的障害、精神障害及び障害全般に関するリハビリーション等の適切な支援、障害者の総合的な保健福祉施策の推進及びこれらの障害を招く精神疾患、神経・筋疾患、感覚器疾患等についての病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の開発をすることを目的とする研究

担当 社会・援護局障害保健福祉部企画課 内線3029

#### ② 長寿科学総合研究

高齢者の介護予防や健康保持等に向けた取組を一層推進す

るため、運動器疾患など高齢者に特徴的な疾病・病態等に着目し、それらの予防、早期診断、治療技術等の確立に向けた研究

担当 老健局総務課

内線3908

#### ③ 認知症対策総合研究

認知症患者に対する医療分野と福祉分野の連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握及び予防、診断、治療、ケア技術等の確立に向けた研究

担当 老健局総務課

内線3908

### (2) 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

乳幼児の疾患の克服と障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究

担当 雇用均等・児童家庭局母子保健課

内線7937

<b>(3) 第3次対がん総合戦略研究事業</b>	<b>担当 健康局総務課がん対策推進室</b>	<b>内線2359</b>
①第3次対がん総合戦略研究 「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、がんの罹患率及び死亡率の減少を目指し、がんの本態解明の研究及びその成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチ（基礎研究の成果を臨床・公衆衛生に導入するための橋渡し研究をいう。）並びにがんに対する革新的な予防法、診断法及び治療法の開発等を推進することを目的とする研究		
②がん臨床研究 がんについて、より効果的な保健医療技術の確立を目指した臨床研究を推進し、根拠に基づく医療の推進を図ることを目的とする研究	<b>担当 健康局総務課がん対策推進室</b>	<b>内線4604</b>
③慢性疾患対策研究事業 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究 循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病について、その予防から診断・治療まで、疫学研究や介入研究等を実施することにより、体系的な生活習慣病対策の推進に資することを目的とする研究	<b>担当 健康局総務課がん対策推進室</b>	<b>内線4604</b>
④生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業 ①循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究 循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病について、その予防から診断・治療まで、疫学研究や介入研究等を実施することにより、体系的な生活習慣病対策の推進に資することを目的とする研究	<b>担当 健康局総務課生活習慣病対策室</b>	<b>内線2339</b>
②腎疾患対策研究事業 慢性腎臓病（CKD）を効果的かつ効率的に行うため、診療システムの構築と検証、リスク因子の同定、病態解明や治療法開発に資することを目的とする研究	<b>担当 健康局疾病対策課</b>	<b>内線2359</b>
③免疫アレルギー疾患等予防・治療研究 免疫・アレルギー疾患の予防、診断、治療の向上その他免疫・アレルギー疾患対策の推進並びに移植医療の技術及び社会的基盤の向上に資することを目的とする研究		
<b>(5) 感染症対策総合研究事業</b>	<b>担当 健康局疾病対策課</b>	<b>内線2359</b>
①エイズ対策研究 エイズ対策の確立及びその科学的な推進に資することを目的とする研究		
②肝炎等克服緊急対策研究 肝炎ウイルスの持続感染機構の解明やウイルス性慢性肝炎・肝硬変・肝がんにおける病態の進展予防及び新規治療方法の開発等を行い、肝炎対策の推進に資することを目的とする研究	<b>担当 健康局疾病対策課肝炎対策推進室</b>	<b>内線2949</b>
③新型インフルエンザ等新興・興感染症研究 新型インフルエンザをはじめとした新興・再興感染症に関する予防法、診断法、治療法等の向上その他感染症対策の推進に資することを目的とする研究	<b>担当 健康局結核感染症課</b>	<b>内線2379</b>

## 4 健康安全確保総合研究分野

<b>(1) 地域医療基盤開発推進研究事業</b>	<b>担当 医政局総務課</b>	<b>内線2520</b>
効率的な医療提供体制の構築と良質な医療の提供を実現するために、新たな医学・医療技術や情報通信技術等を活用し、地域医療の基盤の確立を目的とする研究		
<b>(2) 労働安全衛生総合研究事業</b>	<b>担当 労働基準局安全衛生部計画課</b>	<b>内線5479</b>
職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に資することを目的とする研究		

<b>(3) 食品医薬品等リスク分析研究事業</b>	<b>担当 医薬食品局食品安全部企画情報課</b>	<b>内線2452</b>
①食品の安全確保推進研究 遺伝子組換え食品、食品中に残留する化学物質等に係る安全性や、食中毒・牛海綿状脳症（BSE）等の問題に関し、リスク管理及びリスクコミュニケーション等に資する研究を行い、食品の安全性の確保等を図ることを目的とする研究		
②医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究 ゲノム創薬・再生医療等のバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器等を国民に提供するため、医薬品・医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、市販後安全対策、血液製剤の安全性・品質向上並びに薬物乱用の防止対策に資することを目的とする研究	<b>担当 医薬食品局総務課</b>	<b>内線2710</b>
③化学物質リスク研究 化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究	<b>担当 医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室</b>	<b>内線2425</b>
<b>(4) 健康安全・危機管理対策総合研究事業</b>	<b>担当 健康局総務課地域保健室</b>	<b>内線2336</b>

## 5 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト

<b>(1) 難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究</b>	<b>担当 健康局疾病対策課</b>	<b>内線2356</b>
難病・がん・肝炎・精神・再生医療・臨床試験の6つの研究分野において、革新的な医療の実用化に資する研究等を効果的に推進する。各分野の内容については以下のとおり。		
①難病関係研究分野 次世代遺伝子解析装置を用い、遺伝性・神経系・小児系・内科系・循環器系等難病群毎に集中的に遺伝子解析を実施し、複数存在する難病の原因（遺伝子）を横断的に特定することにより、治療法の開発を目指す研究。	<b>担当 健康局総務課がん対策推進室</b>	<b>内線4604</b>
②がん関係研究分野 がんペプチドワクチンの実用化に向けたICH-GCPに準じた質の高い医師主導型臨床試験、次世代がん診断治療技術の実用化に向けた革新的治療法の開発、がんに関する早期診断の実現を目指したバイオマーカーを用いた先進的な画像診断技術の開発研究など、国際的に先進性、革新性を持つ技術の確立を目指す研究。		
③肝炎関係研究分野 平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」、平成23年5月に策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の趣旨を踏まえ、各種施設や日常生活の場における新規感染の発生予	<b>担当 医政局研究開発振興課</b>	<b>内線4151</b>

<b>担当 健康局疾病対策課</b>	<b>内線2359</b>
④難治性疾患克服研究 根本的な治療法が確立しておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少ないと難治性疾患について、病状の進行の阻止並びに患者の身体機能の回復及び再生を目指した画期的な診断法及び治療法の研究開発の推進に資することを目的とする研究	
<b>担当 健康局疾病対策課</b>	<b>内線2356</b>
⑤慢性的痛み対策研究事業 慢性的痛みに関する病態解明、治療法の確立及び痛みの評価法の開発に資する研究並びに科学的根拠に基づく情報発信及び社会全体で痛みを理解するための普及啓発に関する研究	
<b>担当 健康局疾病対策課</b>	<b>内線2359</b>
<b>(5) 感染症対策総合研究事業</b>	
①エイズ対策研究 エイズ対策の確立及びその科学的な推進に資することを目的とする研究	
<b>担当 健康局疾病対策課</b>	<b>内線2357</b>
②肝炎等克服緊急対策研究 肝炎ウイルスの持続感染機構の解明やウイルス性慢性肝炎・肝硬変・肝がんにおける病態の進展予防及び新規治療方法の開発等を行い、肝炎対策の推進に資することを目的とする研究	
<b>担当 健康局疾病対策課肝炎対策推進室</b>	<b>内線2949</b>
③新型インフルエンザ等新興・興感染症研究 新型インフルエンザをはじめとした新興・再興感染症に関する予防法、診断法、治療法等の向上その他感染症対策の推進に資することを目的とする研究	
<b>担当 健康局結核感染症課</b>	<b>内線2379</b>

②医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究 ゲノム創薬・再生医療等のバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器等を国民に提供するため、医薬品・医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、市販後安全対策、血液製剤の安全性・品質向上並びに薬物乱用の防止対策に資することを目的とする研究	<b>担当 医薬食品局総務課</b>	<b>内線2710</b>
③化学物質リスク研究 化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究	<b>担当 医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室</b>	<b>内線2425</b>
<b>(4) 健康安全・危機管理対策総合研究事業</b>	<b>担当 健康局総務課地域保健室</b>	<b>内線2336</b>
地域健康安全の基盤形成対策、水安全対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究		
<b>担当 健康局総務課地域保健室</b>	<b>内線2336</b>	

<b>担当 健康局疾病対策課肝炎対策推進室</b>	<b>内線2949</b>
④精神関係研究分野 効果的な「地域生活中心の精神科医療」実現を図るために実証研究。	
<b>担当 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</b>	<b>内線3053</b>
⑤再生医療関係研究分野 文部科学省及び経済産業省と連携し、ヒトES・iPS細胞を用いた臨床研究の実施に先立ち、切れ目のない基礎研究から臨床研究への移行を可能とする仕組みを構築するとともに、効率的に臨床研究が実施できる臨床研究支援体制等の基盤を構築する研究。	
<b>担当 医政局研究開発振興課</b>	<b>内線4151</b>
⑥臨床試験関係研究分野 大学、研究機関等が有する日本発の有望な新規薬物及び機器の医師主導治験を実施することで、世界に先駆けた革新的な医薬品・医療機器の創出につなげることを目的とする研究。	
<b>担当 医政局研究開発振興課</b>	<b>内線4151</b>



## 各研究事業の概要(平成24年度)

厚生労働省代表 03-5253-1111

		概要	担当課
<b>[行政政策研究分野]</b>			
1	政策科学総合研究経費		
	政策科学推進研究経費	人文・社会科学系を中心とした人口・少子化問題、社会保障全般及び厚生労働統計に関する研究の推進、社会保障を中心とした厚生労働行政施策の企画立案及び効率的な推進並びに統計・情報の整備及び利用の総合的な推進に資することを目的とする研究	政策統括官政策評価官室 内線7778
	統計情報総合研究経費		大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室 内線7505
2	地球規模保健課題推進研究経費		
	地球規模保健課題推進研究経費	我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、先端的な科学技術を活用することにより、諸外国への貢献を図ること、日本国及びアメリカ合衆国の両国におけるアジア地域にまん延している疾病に関する共同研究を実施すること並びにアジア地域を中心とする保健医療に関する研究協力の充実を図ることを目的とする研究	大臣官房国際課 内線7319
	国際医学協力研究経費		大臣官房厚生科学課 内線3808
3	厚生労働科学特別研究経費	厚生労働科学の新たな進展に資することを目的とする独創的な研究及び社会的要請の強い諸問題に関する先駆的な研究	大臣官房厚生科学課 内線3809
<b>[厚生科学基盤研究分野]</b>			
4	再生医療実用化研究経費	再生医療の臨床研究及び治験等の実用化を目指した研究について重点的に支援する研究	医政局研究開発振興課 内線4151
5	創薬基盤推進研究経費	これまでヒトゲノム分野やファーマコゲノミクス(ゲノム科学を活用した有効かつ安全な医薬品の投与の方法等の開発の基盤となる技術をいう。)分野で明らかになったゲノム関連の様々な知見を基に、日本人に代表的な疾患について個人の遺伝子レベルにおける差異を踏まえた個別化医療の実現、疾患関連たんぱく質を検索し、質量分析装置を利用した配列同定研究に加え、たんぱく構造解析、画像情報研究を組合わせ、創薬ターゲットに活用できるバイオマーカー・タンパク質の探索、機能解析及び臨床研究、政策的に重要であるが民間のみでは研究開発の促進が図られない分野について、官民共同研究による画期的・独創的医薬品等の創製に資する各技術の開発の推進、新ワクチンの生産技術、品質管理技術の開発及び疾患・創薬研究関連生物資源の開発等厚生科学研究基盤の整備を図ることを目的とする研究	医政局研究開発振興課 内線4151
	創薬基盤推進研究経費		医政局研究開発振興課 内線4151
	政策創薬マッチング研究経費		医政局研究開発振興課 内線4151
	政策創薬探索研究経費		医政局研究開発振興課 内線4151
	創薬バイオマーカー探索研究経費		医政局研究開発振興課 内線4151
6	医療機器開発推進研究経費	ナノテクノロジー(超微細技術をいう。)を活用した医療技術分野の研究開発の推進及び先端的技術を基礎とし、生体機能を立体的・総合的にとらえ、新しい発想による機器開発を民間企業と連携し推進する研究	医政局研究開発振興課 内線4151
	医療機器開発(ナノテクノロジー等)総合推進研究経費		医政局研究開発振興課 内線4151
7	医療技術実用化総合研究経費	基礎研究の成果を、臨床現場に迅速かつ効率的に提供するために必要な技術開発及び探索的な臨床研究の推進、倫理性及び科学性が十分に担保されうる質の高い臨床試験を実施し、根拠に基づく医療の推進を図るために臨床研究の推進、複	医政局研究開発振興課 内線4151
	治験推進研究経費		医政局研究開発振興課 内線4151

	<u>臨床研究基盤整備推進研究経費</u>	数の医療機関による大規模な治験ネットワークの構築、医療上必要な医薬品等の開発の推進、我が国で実施する臨床研究の質の向上を目的とする医療機関、教育機関等における臨床研究支援者の育成及び臨床疫学の基礎となる分野別の大規模コホートのデータベースの構築等を目的とする研究	医政局研究開発振興課 内線4151
	<u>臨床研究推進研究経費</u>		医政局研究開発振興課 内線4151
	<u>被災地域の復興に向けた医薬品・医療機器の実用化支援研究経費</u>		医政局研究開発振興課 内線4151
<b>[疾病・障害対策研究分野]</b>			
8	<u>成育疾患克服等次世代育成基盤研究経費</u>	乳幼児の疾患の克服と障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究	雇用均等児童家庭局母子保健課 内線7937
9	<u>第3次対がん総合戦略研究経費</u>	「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき、がんの罹患率及び死亡率の激減を目指し、がんの本態解明の研究及びその成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチ（基礎研究の成果を臨床・公衆衛生に導入するための橋渡し研究をいう。）並びにがんに対する革新的な予防法、診断法及び治療法の開発を推進することを目的とする研究	健康局がん対策・健康増進課 内線2339
10	<u>がん臨床研究経費</u>	がんについて、より効果的な保健医療技術の確立を目指した臨床研究を推進し、根拠に基づく医療の推進を図ることを目的とする研究	健康局がん対策・健康増進課 内線2339
11	<u>循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究経費</u>	生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進並びに健康維持及び病気の予防に重点が置かれた社会の構築に資することを目的とする研究	健康局がん対策・健康増進課 内線2339 医政局指導課 内線2553 医政局歯科保健課 内線2583
12	<u>腎疾患対策研究経費</u>	慢性腎臓病(CKD)の病態解明、予防、早期発見、診断、治療、重症化防止等の確立に資することを目的とする研究	健康局疾病対策課 内線2359
13	<u>免疫アレルギー疾患等予防・治療研究経費</u>	免疫・アレルギー疾患の予防、診断、治療の向上その他免疫・アレルギー疾患対策の推進並びに移植医療の技術及び社会的基盤の向上に資することを目的とする研究	健康局疾病対策課 内線2359
14	<u>難治性疾患克服研究経費</u>	根本的な治療法が確立しておらず、かつ、後遺症を残すそれが少なくない難治性疾患について、病状の進行の阻止並びに患者の身体機能の回復及び再生を目指した画期的な診断法及び治療法の研究開発の推進に資することを目的とする研究	健康局疾病対策課 内線2356
15	<u>慢性の痛み対策研究経費</u>	慢性疼痛対策を推進するため、病態解明、痛みに関する評価法及び新規治療法等の開発に資するための研究	健康局疾病対策課 内線2359
16	<u>長寿科学総合研究経費</u>	高齢者の介護予防や健康保持等に向けた取組を一層推進するため、高齢者に特徴的な疾病・病態等に着目し、それらの予防、早期診断、治療技術等の確立に向けた研究	老健局総務課 内線3908
17	<u>認知症対策総合研究経費</u>	認知症患者に対する医療分野と福祉分野の連携による総合的な対策を一層推進するための実態把握及び予防、診断、治療、ケア技術等の確立に向けた研究	老健局総務課 内線3908
18	<u>障害者対策総合研究経費</u>	身体障害、知的障害、精神障害及び障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援、障害者の総合的な保健福祉施策の推進及びこれらの障害を招く精神疾患、神経・筋疾患、感覺器疾患等についての病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の開発をすることを目的とする研究	社会・援護局障害保健福祉部企画課 内線3029
19	<u>新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究経費</u>	新型インフルエンザをはじめとした新興・再興感染	健康局結核感染症課

9		症に関する予防法、診断法、治療法等の向上その他感染症対策の推進に資することを目的とする研究	内線2386
2 0	<u>エイズ対策研究経費</u>	エイズ対策の確立及びその科学的な推進に資することを目的とする研究	健康局疾病対策課 内線2357
2 1	<u>肝炎等克服緊急対策研究経費</u>	肝炎ウイルスの病態及び肝炎ウイルスに持続的・安定的に感染する仕組みの解明並びに肝炎、肝硬変、肝がん等の予防及び治療方法の開発に資することを目的とする研究	健康局疾病対策課肝炎対策室 内線2949
2 2	<u>B型肝炎創薬実用化等研究経費</u>	B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発等を目指し、基盤技術の開発を含む創薬研究や、治療薬としての実用化に向けた臨床研究等を総合的に推進する研究	健康局疾病対策課肝炎対策推進室 内線2949
<b>[健康安全確保総合研究分野]</b>			
2 3	<u>地域医療基盤開発推進研究経費</u>	地域医療の基盤及び人材の確保並びに医療安全、医療情報セキュリティ等の医療に関するニーズに対応した、良質な医療の合理的かつ効率的な提供に資することを目的とする研究	医政局総務課 内線2520
2 4	<u>労働安全衛生総合研究経費</u>	職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に資することを目的とする研究	労働基準局安全衛生部計画課 内線5479
2 5	<u>食品の安心・安全確保推進研究経費</u>	遺伝子組換え食品、牛海绵状脳症(BSE)、食品中に残存する化学物質等に係る安全性、食中毒等の問題に関し、リスク分析に基づいたリスク管理、リスクコミュニケーション等に資する研究を行い、安全な食品の確保等を図ることを目的とする研究	医薬食品局食品安全部企画情報課 内線2452
2 6	<u>医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究経費</u>	ゲノム創薬、再生医療等のバイオテクノロジーの進展に対応し、より有効かつ安全な医薬品・医療機器等を国民に提供するため、医薬品・医療機器等に係るリスクに関する評価及び管理技術の高度化、安全性の向上並びに市販後の安全対策等の推進並びに薬物乱用の防止対策に資することを目的とする研究	医薬食品局総務課 内線4211
2 7	<u>化学物質リスク研究経費</u>	化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 内線2425
2 8	<u>健康安全・危機管理対策総合研究経費</u>	地域健康危機管理の基盤形成対策、水安全対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究	健康局がん対策・健康増進課 内線2339
<b>[健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト]</b>			
2 9	<u>難病・がん等の疾患分野の医療実用化研究経費</u>	難病・がん等の疾患の原因解明や診断法、治療法、予防法の開発、再生医療技術の臨床実現化等の推進に資することを目的とする研究	
	<u>難病関係研究分野</u>		健康局疾病対策課 内線2356
	<u>がん関係研究分野</u>		健康局がん対策・健康増進課 内線2339
	<u>肝炎関係研究分野</u>		健康局疾病対策課肝炎対策推進室 内線2949
	<u>精神疾患関係研究分野</u>		社会・援護局障害保健福祉部企画課

		内線3029
	<u>再生医療関係研究分野</u>	医政局研究開発振興課 内線4151
	<u>臨床試験関係研究分野</u>	医政局研究開発振興課 内線4151
	<u>早期・探索的臨床試験関係研究分野</u>	医政局研究開発振興課 内線4151



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話: 03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

消費者庁許可

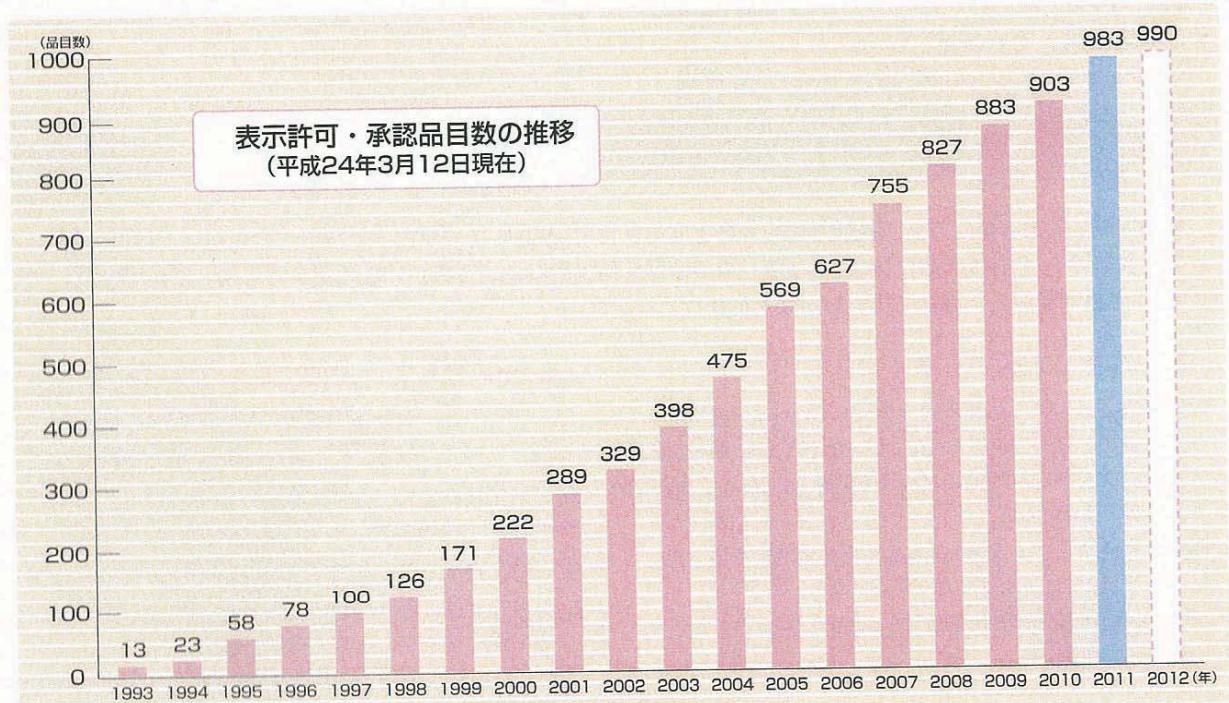
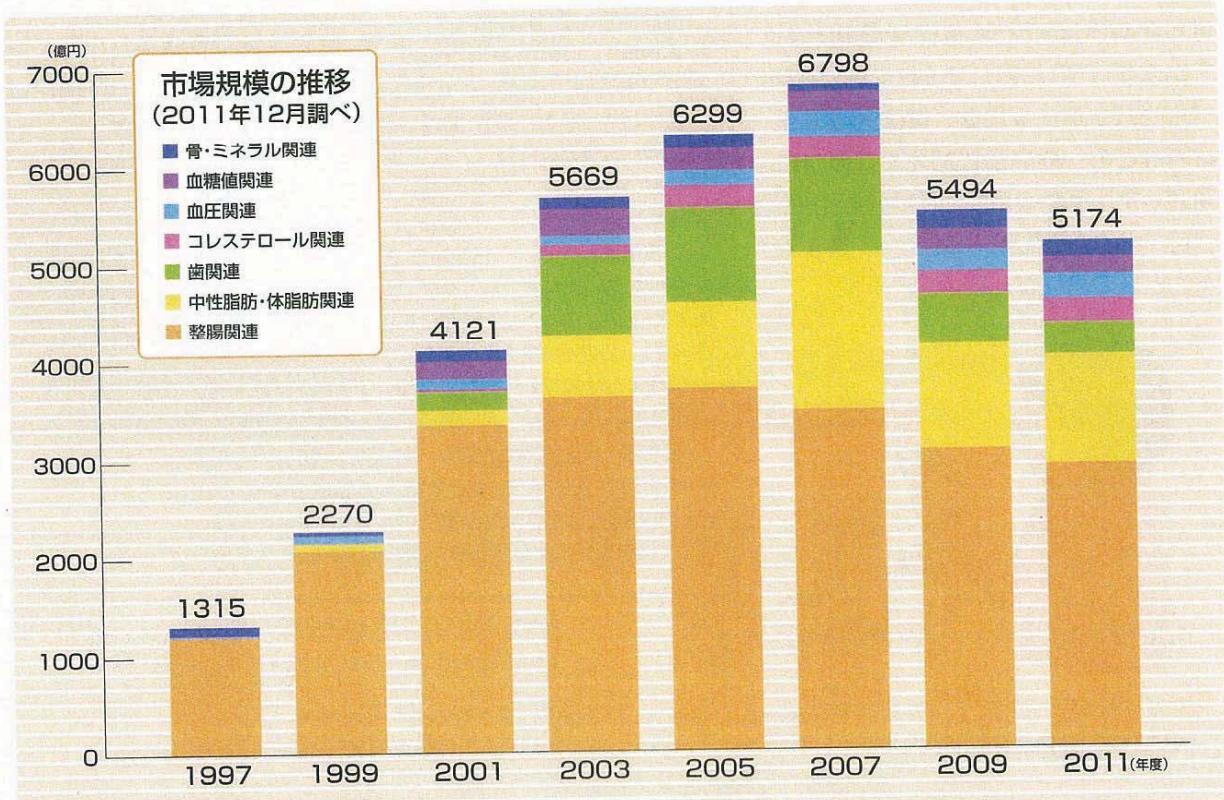
# 特定保健用食品 2012年版

〔トクホ〕 ごあんない

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

## 《トクホ》の市場と許可の推移

《トクホ》の2011年度の市場規模は、5,174億円（メーカー希望小売価格ベース、平成23年12月末現在、983品目で集計）、表示許可品目は、平成24年3月12日現在で、990品目となっています。





独立行政法人 国立健康・栄養研究所

# 「健康食品」の安全性・有効性情報

Information system on safety and effectiveness for health foods

[トップへ](#)
[最新ニュース](#) | [基礎知識](#) | [被害関連情報](#) | [話題の食品・成分](#) | [素材情報データベース](#) | [用語解説](#) | [関連リンク](#) | [よくある質問](#)
[栄養研HOME](#) | [このサイトについて](#) | [サイトマップ](#) |

[会員ログイン](#)
[新規登録](#) [パスワード紛失](#)

## 【特定保健用食品: カテゴリー一覧】



「特定保健用食品」は、特定の保健の目的が期待できることを表示した食品であり、身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分(関与成分)を含んでいます。他の「いわゆる健康食品」とは異なり、その保健効果が当該食品を用いたヒト試験で科学的に検討され、適切な摂取量も設定されています。また、その有効性・安全性は個別商品ごとに国によって審査されています。より多くの方に特定保健用食品と他の「いわゆる食品」の違いを理解していただくため、ここでは**製造・販売者側から情報提供があった商品**について、その科学的根拠のある有効性・安全性情報をご紹介しています。特定保健用食品許可(承認)品目一覧は[こちら](#)。

なお、特定保健用食品は健康が気になる方を対象に設計された食品であり、病気の治療・治癒を目的に利用する食品ではないことに留意して下さい。

「特定保健用食品」表示許可: 1,058品目(平成25年5月13日現在、うち承認を受けた製品: 1品目)

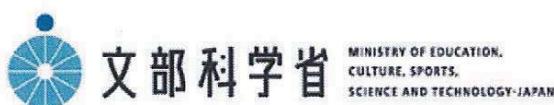
### 「特定保健用食品」表示許可商品一覧

- 1 「お腹の調子を整える」等の表示をした食品
  - [オリゴ糖類を含む食品](#)
  - [乳酸菌類を含む食品](#)
  - [食物纖維類を含む食品](#)
  - [その他の成分を含む食品](#)
- 2 「コレステロールが高めの方に適する」表示をした食品
- 3 「食後の血糖値の上昇を緩やかにする」表示をした食品
- 4 「血圧が高めの方に適する」表示をした食品
- 5 「歯の健康維持に役立つ」表示をした食品
- 6 「食後の血中中性脂肪が上昇しにくいまたは身体に脂肪がつきにくい」表示をした食品
- 7 「カルシウム等の吸収を高める」表示をした食品
- 8 「骨の健康維持に役立つ」表示をした食品
- 9 「鉄を補給する」表示をした食品
- 10 [その他1\(工事中\)](#)
- 11 [その他2\(工事中\)](#)
- 12 [その他3\(工事中\)](#)

[栄養研HOME](#) | [このサイトについて](#) | [サイトマップ](#) |

[最新ニュース](#) | [基礎知識](#) | [被害関連情報](#) | [話題の食品・成分](#) | [素材情報データベース](#) | [用語解説](#) | [関連リンク](#) | [よくある質問](#)

© Copyrights National Institute of Health and Nutrition. All Rights Reserved.


[サイトマップ](#) [English](#)


[トップ](#) > 科学技術・学術 > 産学官連携、地域科学技術振興 > 地域科学技術振興施策 > 地域イノベーション戦略支援プログラム > 地域イノベーション戦略支援プログラム(成果事例集)

## 地域科学技術振興施策

### 地域イノベーション戦略支援プログラム(成果事例集)



[□ 目次・前書き \(PDF:854KB\)](#)

地域イノベーション戦略支援プログラム(平成23年度継続実施地域)

【グローバル型(第2期)】

- [□ 札幌周辺を核とする道央地域 \(PDF:285KB\)](#)
- [□ 広域仙台地域 \(PDF:285KB\)](#)
- [□ 富山・石川地域 \(PDF:235KB\)](#)

[地域科学技術振興施策](#)

[地域における科学技術振興について](#)

[プレス発表](#)

[地域イノベーション戦略支援プログラム](#)

[地域イノベーションクラスタープログラム](#)

[知的クラスター創成事業](#)

[都市エリア産学官連携促進事業](#)

[独立行政法人科学技術振興機構\(JST\)事業](#)

[リンク集](#)

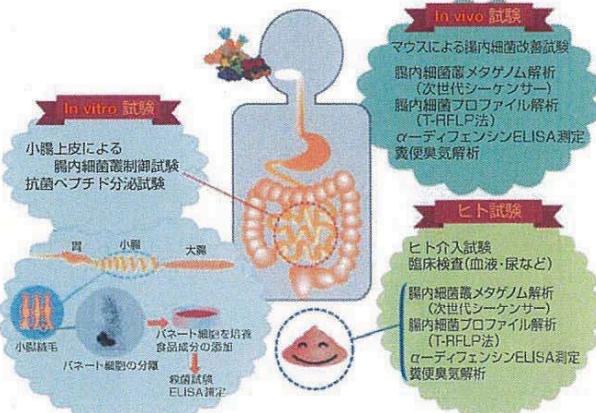
[サイトマップ](#)

&lt;グローバル型(第Ⅱ期)&gt;

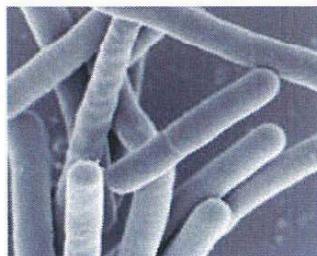
## 「小腸上皮抗菌ペプチドを指標とした腸内環境改善 アッセイサービスと乳酸菌の整腸物質解明」

### 成果(技術)の概要

#### 【腸内環境改善アッセイサービス】



#### 【麦芽乳酸菌“SB88”】



これまで、腸内細菌叢改善として乳酸菌、ビフィズス菌、オリゴ糖などの摂取が推奨されてきたが、Bio-Sでの研究から、宿主側の小腸で分泌される抗菌ペプチドが大腸の菌叢を大きく変えることを見出した。この成果を活かし、食品成分による腸内細菌の改善効果試験、腸内細菌の解析および関連解析サービスを行う企業ネットワークを構築した。次世代シーケンサーによる腸内細菌叢メタゲノム解析やDNA解析に基づくプロファイル分析、抗菌ペプチドの新しい測定技術等であり、細胞・動物試験、ヒト介入試験と幅広く対応可能である。また、麦芽乳酸菌の整腸作用に関する研究では、乳酸菌から分泌された物質が腸の上皮細胞に発現しているタンパク質を介して有害物質や病原菌の進入を防ぐことを明らかにした。健康食品への応用はむろんのこと、病原性大腸菌や腸疾患に対処する手掛かりとして期待されている。

### 地域(エリア)概要

地域(エリア)名	札幌周辺を核とする道央地域	 ライフサイエンス 情報通信
実施事業名	地域イノベーション戦略支援プログラム(グローバル型(第Ⅱ期))	
実施期間	平成19年6月～平成24年3月(予定)	
実施機関	産…(株)プライマリーセル、北海道システムサイエンス(株)、サッポロビール(株)、雪印メグミルク(株)他 学…北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学、北海道情報大学、酪農学園大学他 官…旭川食品産業支援センター他	
(太字は核となる研究機関)		
中核機関(連絡先)	公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団) 〒001-0021 北海道札幌市北区北21条西11丁目 北海道大学北キャンパス総合研究棟3号館3F TEL:011-757-2288 FAX:011-757-2289 e-mail:k-cluster@noastec.jp	

#### 製品化実績等

北海道産「黒千石」大豆を使った菓子類、弁当のほか、研究用蛍光ソレバトクロミック色素「POLARIC™」、研究用タンパク質分離装置「Nativen®」等

#### 今後の市場規模(見込み)等

機能性食品や素材、化粧品素材、試験・分析サービスなど関連市場は535億円、産業連関による波及効果は861億円と見込んでいる。

&lt;都市エリア型(一般)&gt;

## 機能評価システムの構築と地域農産物を活用した高機能食産業クラスターの形成

### 成果(技術)の概要



柿酢贅沢ストレートシリーズ



イエローマジックジュース

- メタボローム解析を用いて、庄内柿の加工工程における加熱処理により、遊離アミノ酸の一種であるシトルリン、GABAの含有量が増加することを明らかとした。また、この成果を活用し、庄内柿パウダーを開発した。
- 庄内柿を樹上脱渋することにより、グルタミンなどのアミノ酸の含有量が増加することを明らかとした。
- 生産技術開発を進めているふきのとう「最上F1号」が山形県育成品種「春音(はるおと)」として品種登録出願公表された。
- 加熱しても渋戻りしない(不溶性タンニンが水溶性タンニンに変化しない)庄内柿パウダーを開発した。
- 柿酢贅沢ストレート(柿味、ラフランス味、さくらんぼ味、和梨味)、イエローマジックジュースなどの柿酢関連商品が7品製品化された。
- イエローマジックジュースの機能性評価を行い、遊離アミノ酸の一種であるオルニチン、GABA、アルギニンの含有量を明らかとし、製品に表示した。
- 参画企業が製造している庄内柿のみを使用した柿酢に含まれる遊離アミノ酸の一種であるオルニチンを産生する2種の微生物を遺伝子レベルで同定した。

(注) メタボローム解析…動植物における細胞内の物質を短時間で網羅的に解析する技術である。

### 地域(エリア)概要

地域(エリア)名	鶴岡庄内エリア
実施事業名	地域イノベーション戦略支援プログラム(都市エリア型(一般))
実施期間	平成21年6月～平成24年3月(予定)
実施機関	産…日東ベスト(株)、(株)機能性ペプチド研究所、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株)、(株)ブルボン、山形県農村工業農業協同組合連合会、鶴岡市農業協同組合、丸善食品工業(株)、(株)佐徳、(株)マルトモ、(有)木村屋、(有)竜泉・滝川、(株)高研 学…慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部 官…山形県農業総合研究センター、山形県工業技術センター、山形県庄内総合支庁農業技術普及課産地研究室、山形県最上総合支庁農業技術普及課産地研究室
(太字は核となる研究機関)	
中核機関(連絡先)	財団法人 庄内地域産業振興センター 〒997-0015 山形県鶴岡市末広町3番1号 TEL:0235-23-2200 FAX:0235-23-3615 e-mail:info@shonai-sansin.or.jp



ライフサイエンス

### 製品化実績等

- 柿酢贅沢ストレート 4種  
(柿味、ラフランス味、さくらんぼ味、和梨味)
- イエローマジックジュース
- 甘酢漬けの素
- 庄内柿ジュース

### 今後の市場規模(見込み)等

成果の一つである柿酢関連商品は、本事業開始時より200%以上の売上の伸びを示していることに加え、現在製造工程中の発酵過程でオルニチンの增量を研究しており、今後も新商品の開発による市場の成長が見込める。

また、新開発された庄内柿ジュースについても機能評価システムで機能性を解析・評価しており、高機能性商品として今後の需要拡大が期待される。

&lt;都市エリア型(発展)&gt;

## 食の機能性・安全性に関する高度な技術開発とその事業化

### 成果(技術)の概要



日本の食料基地・十勝では、地域の産・学・官が互いに連携しながら、農畜産物と科学技術を融合させ、「とかち元気食」をキーワードに、地域独自のアグリ・バイオクラスター形成に向け、とかちABCプロジェクトを展開している。

●農畜産物及び加工副産物からの新機能性素材の利用  
ビート(甜菜)から抽出したベタイン、チコリから抽出したイヌリン(食物繊維)、小豆煮汁から抽出したポリフェノールなどの機能性素材を利用して、地元企業と協力し、健康に良い食品の開発を行っている。ヘルシーな畜肉製品や乳製品、パンなどに加え、嗜好飲料など様々な試作品が製品化間近である。

#### ●農畜産物及び加工品の安全性確保

大学発の高度な検査技術を有する「検査ラボ」を帯広畜産大学に設置した。将来的には、食品検査業務に加え、食品衛生コンサルティングや、人材育成も行っていく予定であり、十勝地域の食の安全を担保するとともに、国内外の受注などにも対応していく予定である。

### 地域(エリア)概要

地域(エリア)名	十勝エリア	ライフサイエンス
実施事業名	地域イノベーション戦略支援プログラム(都市エリア型(発展))	
実施期間	平成21年6月～平成26年3月(予定)	
実施機関	産…エーエムアール(株)、コスモ食品(株)、日本甜菜製糖(株)、日本ハム(株) 学…愛媛大学、帯広畜産大学、岐阜大学、静岡大学、名寄市立大学、北海道大学 官…北海道農業研究センター、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	
(太字は核となる研究機関)		
中核機関(連絡先)	財団法人 十勝圏振興機構 〒080-2462 北海道帯広市西22条北2丁目23番地9 TEL:0155-38-8808 FAX:0155-38-8809 e-mail:t_zaidan@tokachi-zaidan.jp	

### 製品化実績等

- ・乳牛用飼料「kanzou tsukushi」
- ・小豆ポリフェノール含有パン「あずきの恵み」
- ・プライマーカクテル(生肉用、加工食品用、ミルク用)
- ・食中毒菌検査キット「NH imノクロマト・VT1/2」

### 今後の市場規模(見込み)等

約6.3億円  
成果品売上:0.2億円、素材売上:5.9億円、素材を利用した末端商品:0.2億円、その他検査ラボなど

&lt;都市エリア型(発展)&gt;

## 特徴ある糖質の機能を生かした健康バイオ産業の創出

### 成果(技術)の概要



希少糖や糖質素材、糖鎖の機能を活用した機能性食品・化粧品、医薬品中間体、診断薬に係わる研究開発と事業化を集中的に行い、高齢化社会を見据えた健康バイオ産業の創出を図った。

■トクホの表示許可申請及び希少糖含有シロップの販売開始  
希少糖(D-ブシコース)の食後血糖値の上昇抑制効果と安全性が確認され、甘味料として特定保健用食品(トクホ)の表示許可申請を行った(平成22年3月)。次いで希少糖含有シロップの県内先行販売が開始(平成23年6月)され、香川発の希少糖を用いた食品開発が促進された。

■D-ブシコースの愛称(ネーム)とマークの商標登録  
香川発の希少糖(D-ブシコース)のPRと普及を図るため、これを用いた商品に表示する愛称とマークを作成し、商標登録を行った。

■県外参画企業の希少糖含有シロップ製造工場の県内進出決定

■糖質素材を活用した多数の機能性食品・化粧品への展開  
地域の生物資源と関連の深いグルカンや糖脂質などの複合糖質の持つ免疫調整機能を解明し、その機能を活用した食品、化粧品など37品目を製品化した(平成22年度末)。その結果、平成22年度の販売実績は1億1千万円となった。

### 地域(エリア)概要

地域(エリア)名	高松エリア
実施事業名	地域イノベーションクラスタープログラム(都市エリア型(発展))
実施期間	平成20年7月～平成23年3月
実施機関 (太字は核となる研究機関)	産…マルキン忠勇(株)、かどや製油(株)、(株)岡田武市商店、(合)希少糖食品、松谷化学工業(株)、(株)大和製作所、千金丹ケアーズ(株)、(株)松浦唐立軒、中野産業(株)、自然免疫応用技研(株)、NPO法人環瀬戸内自然免疫ネットワーク、(有)シーバイオン、(株)ビカソ美化学研究所、富士産業(株)、東洋オリーブ(株)、宝食品(株)、(株)伏見製薬所、(株)ガルフーマ、増田化学工業(株)、フロテノバ(株)、(株)ネオシリク、 学…香川大学、徳島文理大学、名城大学、九州大学、東京海洋大学、岡山大学、大阪大学、東洋大学 官…(独)産業技術総合研究所、香川県産業技術センター
中核機関(連絡先)	公益財団法人 かがわ産業支援財団 〒761-0301 香川県高松市林町2217-15 TEL:087-840-0338 FAX:087-864-6303 e-mail:scn@kagawa-isf.jp



### 製品化実績等

- ・糖質素材を活用した機能性を有する食品、化粧品など37品目を製品化
- ・希少糖含有シロップの県内先行販売

### 今後の市場規模(見込み)等

- ・糖質素材を活用した機能性を有する食品、化粧品などの製品は5年後には約5億円の販売を見込む
- ・希少糖関連新甘味料は5年後に約20億円の販売を見込む

&lt;都市エリア型(発展)&gt;

## あおもり発新素材「プロテオグリカン」による機能性食品・化粧品産業の創出

### 成果(技術)の概要



#### ◆事業取組目的

弘前大学に蓄積された糖鎖工学の豊富な知的・人的財産並びにプロテオグリカン(PG)の大量生産技術を活用し、これまで都市エリア事業(連携基盤整備型・一般型)で得られた優れた機能性等の研究成果をもとに、化粧品や機能性食品、医薬品等の開発をターゲットとする共同研究を加速させ、地域の産学官連携強化のもと、具体的な商品開発と新規ビジネス創出促進により、本県の地域特性を生かした「健康(ヘルス)・美容(ビューティー)」関連産業クラスターの形成に取り組むものである。

※プロテオグリカン：プロテイン(たんぱく質)とグリカン(多糖)の複合語。中心となるたんぱく質に多数の糖鎖が結合した「ブラシ」のような構造で、糖鎖と糖鎖の間に水分を保有する働きがある。

#### ◆主な成果

- 地元の参画企業が青森県産素材とPGをマッチングさせに美容製品及び健康食品の開発を行い、89の試作品が作られ、16件(平成22年度累計)が商品化、そのうち6件の市場販売が実現した(平成23年8月現在)。
- 本事業に参画する企業が事業開始当初の69社から79社(平成23年8月現在、うち地域企業が71社)に増加し、着実にクラスターの形成が進展している。

### 地域(エリア)概要

地域(エリア)名	弘前エリア	 ライフサイエンス
実施事業名	地域イノベーション戦略支援プログラム(都市エリア型(発展))	
実施期間	平成22年8月～平成25年3月(予定)	
実施機関 (太字は核となる研究機関)	産…(株)角弘、サンスター(株)、一丸ファルコス(株)、ホシケミカルズ(株)、(株)丸辰力マスク 学…弘前大学 官…(地独)青森県産業技術センター、青森県、弘前市、(財)21あおもり産業総合支援センター、 ひろさき産学官連携フォーラム	
中核機関(連絡先)	地方独立行政法人 青森県産業技術センター弘前地域研究所 バイオテクノロジー部 〒036-8363 青森県弘前市袋町80番地 TEL:0172-32-0965 FAX:0172-35-5093 e-mail:kou_hirosaki@aomori-itc.or.jp	

### 製品化実績等

- ◆試作品89件、商品化16件(平成22年度累計)
- ◆主な商品売上実績(平成22年度累計):約7千万円
  - PG配合飲料酢「PG-inリンゴ酢」:6,000本、約1.1千万円
  - PG配合化粧水「リベアミスト」:11,000個、約5.8千万円
  - PG配合サプリメント「三陸鮭王」:500個、約2.5百万円
  - PG配合クリーム「ラヴィプレシューズ」:80個、約30万円

### 今後の市場規模(見込み)等

- ◆PG素材パルク市場規模予測  
2億円(約5年後)、26億円(約10年後、競合市場の約3割)
- ◆PG関連商品の市場規模予測  
2015年(約5年後):全体20億円、うち弘前エリア6億円  
2020年(約10年後):全体260億円、うち弘前エリア80億円  
※製品中PG原価率10%、弘前エリア占有率30%と仮定

## 第151回NRIメディアフォーラム

# 日本が変わる、エッジが変える エッジ産業分析レポート ～健康食品～

2011年 5月 31日

株式会社野村総合研究所  
消費財・サービス産業コンサルティング部  
副主任コンサルタント

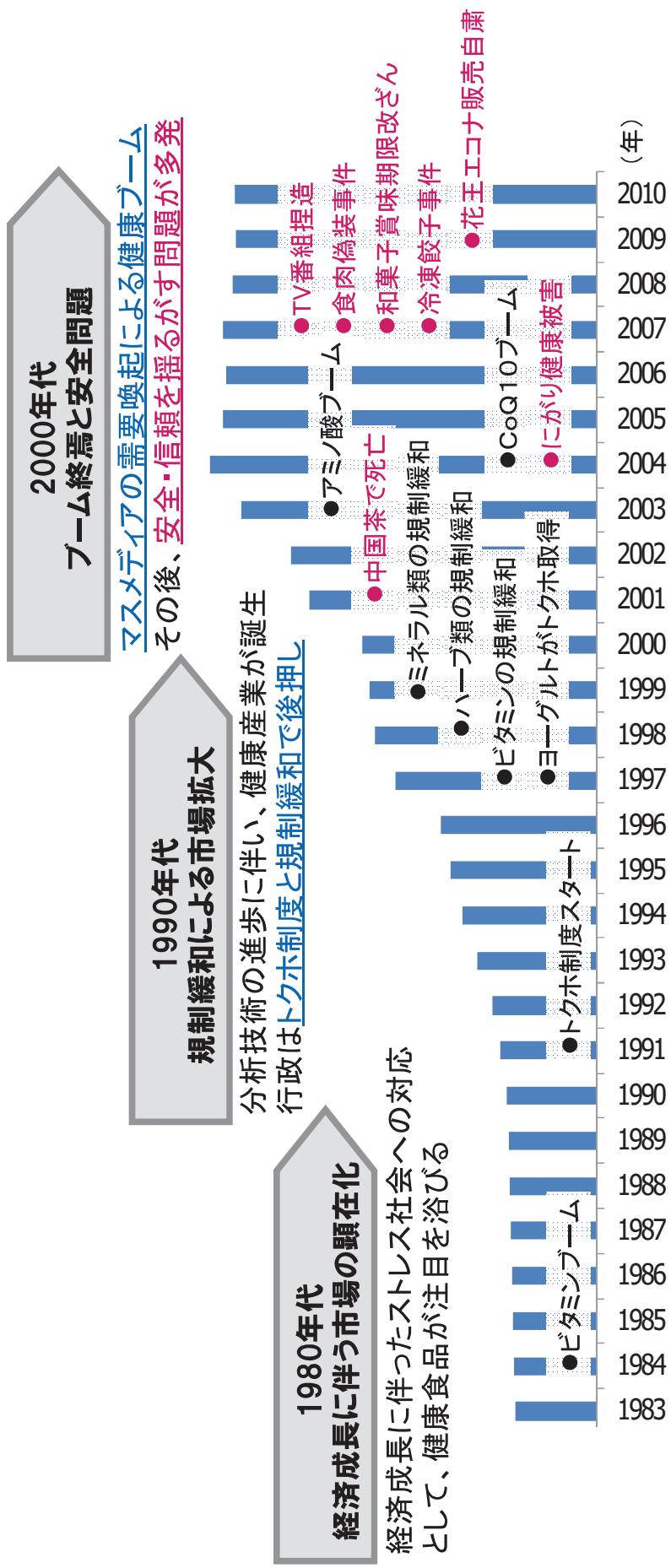
笠井 洋

〒100-0005  
東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル

## 1. 健康食品市場の歴史

### 食の安全に関する事件・事故の発生から、食品メーカーの健康食品への取り組みが鈍化

- 健康食品市場は、国民や産業界からの要請を背景に、行政の後押しによって成長してきた
- しかし、2000年代後半に発生した健康食品や食全体の安全性に関する問題から、健康を訴求することで企業ブランド全体を毀損するリスクが意識されるようになった

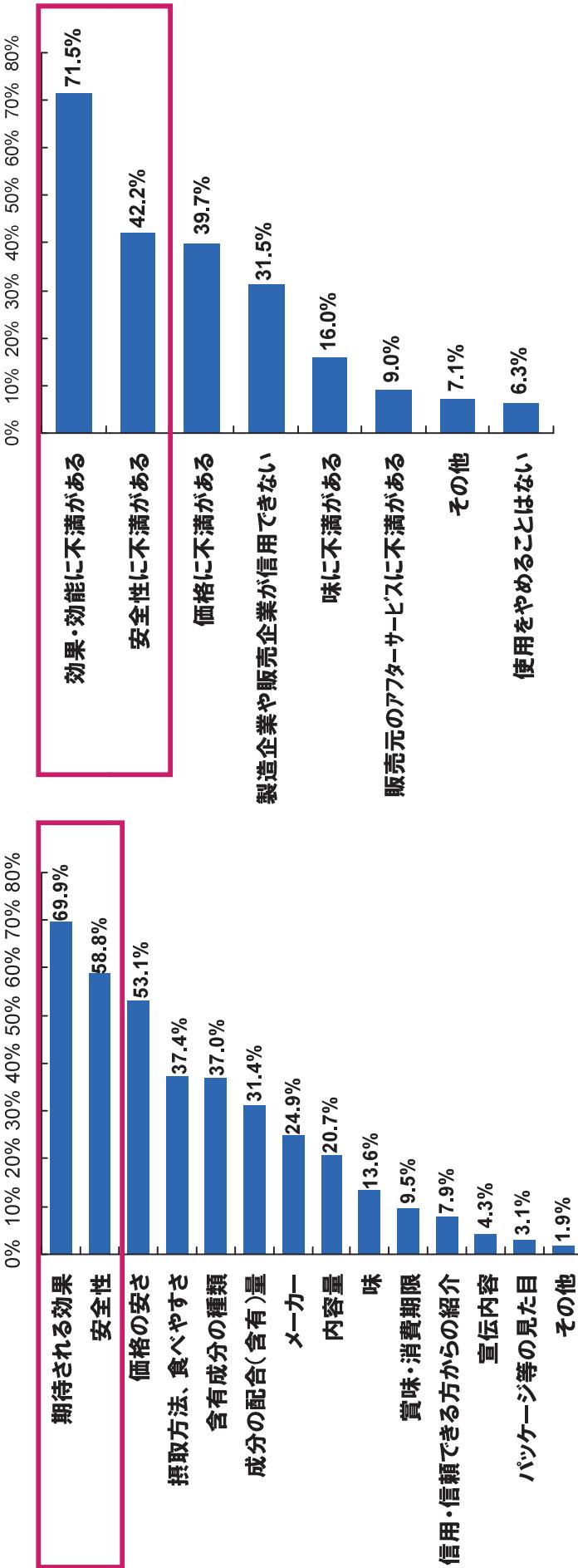


## 1. 健康食品市場の歴史

健康食品問題にに関する報道が広まつたことで、生活者の消費マインドも変化した。  
「効果・効能」と「安全性」に対しては、特に厳しい目を向けるようになった。

- 2009年のアンケートによれば、生活者が健康食品を購入する際、使用を中止する際とも、重視しているのは「効果・効能」と「安全性」

健康食品を購入する際に重視する点(n=1,000 / MA)



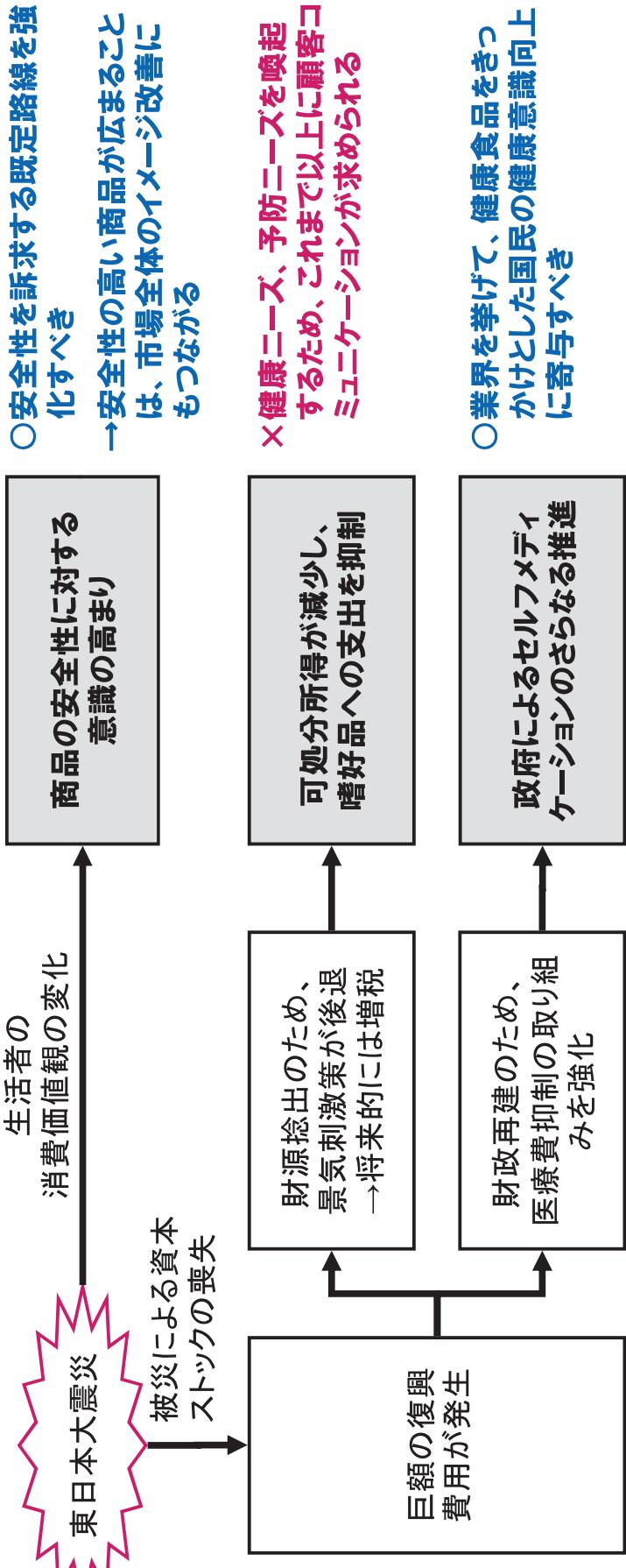
出所)経済産業省「消費者ニーズに基づく安全性等評価を活用した健康食品ビジネスの展開方策に関する調査」2009年  
Copyright (C) 2011 Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

## 2. 通信販売を中心とする第二の成長 日本の財政悪化に伴い、セルフメディケーションがこれまで以上に推進される可能性がある 留意すべきは、家計の可処分所得減少に対応したコミュニケーション戦略の強化

- 日本通信販売協会によれば、2011年3月期の健康食品通販の売上は前年同月比-7.9%の落ち込みとなつた
- 一方で、将来的には健康食品が果たす社会的役割の拡大が期待される

### 東日本大震災が与える影響シナリオ

健康食品業界への示唆



# 食品安全健康学科履修モデル

コース		企業	公務員	大学院進学
開講区分	概要	企業で商品開発・技術職に就くことを目指す	公務員試験に合格し、行政の立場から食に関わることを目指す	大学院博士前期課程および後期課程への進学を目指す
総合教育 科目	人間関係科目	科学と哲学 農と科学の歴史 心の構造	科学と哲学 農と科学の歴史 心の構造	科学と哲学 農と科学の歴史 心の構造
	社会関係科目	日本国憲法 法と社会 経済入門 現代の環境問題	日本国憲法 法と社会 経済入門 現代の環境問題	日本国憲法 法と社会 経済入門 現代の環境問題
	自然関係科目	化学	化学	化学
	語学関係科目	TOEIC英語(一) TOEIC英語(二) ビジネス英語	英会話(一) 英会話(二) ビジネス英語	TOEIC英語(一) TOEIC英語(二) 科学英語 英語リーディング(一) 英語リーディング(二)
	スポーツ 関連科目	スポーツ・レクリエーション(一)	スポーツ・レクリエーション(一)	スポーツ・レクリエーション(一)
	就職準備科目	ビジネスマナー	ビジネスマナー	キャリアデザイン
学部専門 教育科目	専門共通科目	生命科学	環境科学	生命科学
	創生型科目		食育コース	
	学際領域科目	起業論 知的財産概論 食品工学概論	科学メディア論 知的財産概論	知的財産概論 バイオプロセス工学概論
学科専門 科目	専門基礎科目	機器分析学		機器分析学
	専門応用科目	食品安全学 食品加工保藏学 物質分析学 食品機能学 一般毒性学 微生物学実験 生理学実験 食品化学実験 食品衛生・安全学実験 生化学実験 リスクマネジメント論 インターナショナルフードアセスメント 放射線科学 生物統計学 遺伝毒性学 食材生化学 感性科学	食品安全学 食品機能学 一般毒性学 微生物学実験 生理学実験 食品化学実験 食品衛生・安全学実験 生化学実験 放射線科学 リスクマネジメント論 インターナショナルフードアセスメント 放射線科学 生物統計学 遺伝毒性学 食材生化学 感性科学	食品安全学 物質分析学 生体高分子学 食品機能学 微生物学実験 生理学実験 食品化学実験 食品衛生・安全学実験 生化学実験 放射線科学 リスクマネジメント論 インターナショナルフードアセスメント 放射線科学 生物統計学 遺伝毒性学 食品生理活性学 病態分子生物学 バイオインフォマティクス演習 遺伝子工学

## ○学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 平成 23 年 4 月 1 日

### (目的)

**第1条** この規程は、私立学校法第47条第2項に基づき、学校法人東京農業大学(以下「本法人」という。)の財務情報の公開に係る必要な事項を定めるものとする。

### (公開の対象となる財務情報)

**第2条** 公開の対象となる財務情報は、次の各号に掲げる財務書類をいい、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係るものとする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書(資金収支計算書及び消費収支計算書)
- (4) 事業報告書
- (5) 監事による監査報告書

### (公開の対象者)

**第3条** 公開の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校に在学する学生生徒及びその保護者(入学決定者及びその保護者を含む。)
- (2) 本法人の教員及び職員
- (3) 本法人に対する債権者及び抵当権者
- (4) 本法人が特に認めた者

### (公開の方法)

**第4条** 財務情報の公開の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 閲覧(写しの交付は行わない。)
- (2) 広報誌等刊行物に掲載

2 前項に規定する財務情報の公開内容については、予め、公開の方法別に理事長の承認を得なければならない。

### (閲覧の請求手続)

**第5条** 前条第1項第1号に規定する閲覧の請求は、閲覧請求者本人であることの確認を経て、次の各号に掲げる事項を記載した「財務情報閲覧請求書(様式第1号)」に基づき行うものとする。

- (1) 請求者の氏名及び住所(法人又はその他の団体等にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者氏名も合わせて記載する。)
- (2) 閲覧を希望する書類

- (3) 閲覧を必要とする理由、目的、用途等

### (公開事務の統括)

**第6条** 本法人の財務情報公開事務に関する統括は、法人本部長が行う。

(公開事務取扱所管、公開事務取扱責任者)

**第7条** 第2条に規定する財務情報を管理し、公開事務を取扱う所管（以下「取扱所管」という。）及び責任者（以下「取扱責任者」という。）は、学校法人東京農業大学経理規程第6条に規定する会計単位別に、次のとおりとする。

会計単位	取扱所管	取扱責任者
法人本部会計	財務部財務補助金課	財務部長
東京農業大学会計 (農学部及び生物産業学部を除く)		
東京農業大学短期大学部会計		
東京農業大学農学部会計	厚木学生サービスセンター総務課	厚木学生サービスセンター事務部長
東京農業大学生物産業学部会計	オホーツク学生サービスセンター総務課	オホーツク学生サービスセンター事務部長
東京情報大学会計	東京情報大学事務局会計課	東京情報大学事務局長
東京農業大学第一高等学校会計	第一高等学校事務部	第一高等学校事務部長
東京農業大学第一高等学校中等部会計		
東京農業大学第二高等学校会計	第二高等学校事務部	第二高等学校事務部長
東京農業大学第三高等学校会計	第三高等学校事務部	第三高等学校事務部長
東京農業大学第三高等学校附属中学校会計		

2 法人本部長は、必要に応じ、第5条に規定する「財務情報閲覧請求書」の写しの提出を取扱責任者に求めることができる。

(閲覧時間)

**第8条** 閲覧時間は、9時から16時までとする。ただし、学校法人東京農業大学服務規程第7条に規定する休日は、閲覧事務を行わない。

(公開の適用除外)

**第9条** 第3条に規定する公開対象者による公開請求であっても、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。ただし、この場合は、その理由を当該公開請求者に提示しなければならない。

(1) 第8条に規定する閲覧時間外に閲覧請求がなされた場合等、請求権の濫用に当たる場合

(2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、明らかに不法・不当な目的である場合

(3) 個人に関わる情報で特定の個人を識別することができる場合又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある場合

(4) 本法人の運営上の機密に関わる情報を含む場合

2 前項第3号に該当する場合であっても、個人情報が含まれる部分を除いて閲覧に供すれば問題が生じないと判断できる場合には、一部公開を行う等、取扱所管の判断により対応できるものとする。

(不服申立て)

**第10条** 公開請求者が不公開、一部不公開等に不服を申し立てた場合は、その取扱いを理事長の承認を得て決定し、当該公開請求者に通知する。

## **法人全般**

### **学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程**

---

(閲覧手数料)

**第 11 条** 閲覧は無料とする。

(規程の改廃)

**第 12 条** この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

#### **附 則**

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

法人全般  
学校法人東京農業大学財務情報公開に関する規程

(様式第1号 財務情報閲覧請求書(第5条関係)

財務情報閲覧請求書

閲覧請求年月日 平成 年 月 日
------------------

**【1】閲覧請求者**

請求者 本人 (注1)	氏名			
住所	〒			
電話番号				
本人確認書類	学生生徒証・身分証明書・運転免許証・健康保険証・その他( )			
法人 ・ 団体 (注1)	名称			
代表者				
事務所の所在地	〒			
電話番号				
所属等 (注2)	学生生徒 (注3)	学校名		
	学科等名			
	学年			
	入学年度			
	学籍等番号			
保護者 (注4)	学生生徒の氏名			
	学生生徒の学科等名			
	学生生徒の学年			
	学生生徒の入学年度			
	学生生徒の学籍等番号			
教員・職員	所属			
	職名			
その他 利害関係者	本法人との関係			

(注1)請求者が法人・団体の場合は、「直接請求者本人」と「法人・団体」の両方の必要事項を記入してください。

(注2)該当する欄に必要事項を記入してください。

(注3)学生生徒には、入学決定者を含みます。

(注4)保護者には、入学決定者の保護者を含みます。

**【2】閲覧を希望する書類**

	閲覧 希望書類 (注2)	閲覧 対象年度 (注3)	
公開対象 財務書類	財産目録		
	貸借対照表		
	収支計算書(注1)		
	事業報告書		
	監事による監査報告書		

(注1)収支計算書は、資金収支計算書及び消費収支計算書です。

(注2)閲覧を希望する書類の該当欄に「○」を付してください。

(注3)閲覧を希望する書類の対象年度を記入してください。ただし、対象年度は平成16年度以降になります。

**【3】閲覧を必要とする理由、目的、用途等**

--

(注)できるだけ詳しく記入してください。

取扱責任者	取扱所管長	取扱担当者

## ○学校法人東京農業大学人事規則

制 定 昭和 42 年 11 月 1 日

最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総則

**第 1 条** 学校法人東京農業大学(その設置する諸機関を含む。以下同じ。)に勤務する職員の人事に関する事項は、別に定めるもののほかは、すべてこの規則の定めるところによる。

**第 2 条** 職員は、教務職員及び一般職員とする。

2 前項に規定する職員は、専任職員又は任期制職員と区分する。

3 前項に規定する任期制職員に関する規程は、別に定める。

**第 3 条** 教務職員は、次のとおりとする。

(1) 学長、副学長、校長、副校长、教頭

(2) 大学及び短期大学部の教授、准教授、講師、助教

(3) 中等部及び附属中学校（以下「中学校」という。）並びに高等学校の教諭

2 前項第 2 号に規定する教務職員のうち、東京農業大学短期大学部に所属する教務職員は、東京農業大学の教務職員として、当該資格の職名を呼称することができる。

3 大学院各研究科各専攻の指導教授及び指導准教授には、各専攻の基礎となる各学部各学科及び付属施設の教授及び准教授をもってこれに当てる。

**第 4 条** 一般職員は、次のとおりとする。

(1) 事務職員

(2) 司書職員

(3) 技術職員

(4) 技能職員

**第 4 条の 2** 前条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の職員の職務の級は、これを 1 級から 11 級までに区分する。

2 前条第 4 号の職員の職務の級は、これを 1 級から 6 級までに区分する。

3 第 1 項及び第 2 項の任用資格については、人事委員会において別に定める。

**第 5 条** 第 3 条の職員の区分にかかわらず、学校医を置く。

2 必要があるときは、嘱託職員、助手、研究員、契約職員及び臨時職員を置くことができる。

3 前項に規定する嘱託職員等のほか特任教授を置くことができる。

4 学校医、嘱託職員、特任教授、助手、研究員、契約職員及び臨時職員に関する規程は、別に定める。

**第 6 条** 教務職員は、学術の研究に忠実で、教育者として適當な者でなければならない。

**第 7 条** 学長は、大学の業務を掌理し、所属職員を統督する。

2 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

**第8条** 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号のものに準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和28年文部省第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において、教授又は准教授の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前項各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において准教授、専任の講師又は助教としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

3 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第1項又は第2項に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

4 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者

(2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

**第8条の2** 高等学校長又は中学校長は、校務を掌り、所属職員を統括する。

2 副校長は、校長の命を受け、学校における校務を掌理し、関係職員を指揮監督とともに、必要に応じ生徒の教育を掌る。

3 教頭は、校長及び副校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育を掌る。

4 教諭は、生徒の教育を掌る。

**第8条の3** 削除

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

---

#### 第 8 条の 4 削除

**第 9 条** 教諭は、高等学校にあっては高等学校教諭一種以上、中学校にあっては中学校教諭二種以上の教員免許状を有する者であることを要する。

2 一般職員は、業務に誠実で、学校法人の職員として適當な者でなければならない。

**第 10 条** 事務職員は、主として一般の事務に従事する。

**第 11 条** 司書職員は、図書館法による司書の資格を有する者で、図書館の業務に当たる。

**第 12 条** 技術職員は、専門の技術を有し、主としてその技術に基づく業務に従事する。

**第 13 条** 技能職員は、業務に必要な技能を有し、主として現業に従事する。

**第 14 条** 職員(第 3 条第 1 項第 1 号を除く。以下同じ。)の人事は、別に定めるもののはかは所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長がこれを行う。ただし、第 3 条第 1 項第 2 号の教務職員については、教授会の議を経なければならない。

#### 第 2 章 任用

**第 15 条** 東京農業大学及び東京情報大学の学長は、別に定める東京農業大学長選挙規程又は東京情報大学長選挙規程によってそれぞれ選任する。

2 東京農業大学及び東京情報大学の副学長は、各学長の推薦に基づき、理事会の議を経て任命する。

3 短期大学部の学長は、東京農業大学の学長の併任とする。

4 短期大学部の副学長は、東京農業大学の副学長の併任とする。

5 高等学校の校長は、理事会の議を経て任命する。

6 中学校の校長は、当該の高等学校長の併任とする。

7 高等学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。

8 中学校の副校長及び教頭は、理事会の議を経て任命する。

9 高等学校及び中学校の校長(以下「校長」という。)並びに高等学校及び中学校の副校長又は教頭の任期は 4 年とする。ただし、重任を妨げない。

10 学校法人東京農業大学本部の本部長は、一般職員をもってこれに當て、理事会の議を経て任命する。

**第 16 条** 職員の任用に当たっては、氏名、所属、資格、担当業務、任用理由等を記した任用申請書と、別に規程で定める書類を提出しなければならない。

2 職員として採用された者は、法人が必要とする書類を提出しなければならない。

**第 17 条** 学校法人東京農業大学以外に本務を有する者は、専任職員及び任期制職員として任用することができない。

2 学校法人東京農業大学以外に兼務として職を有するものを任用しようとするときは、事前に理事長の許可を得なければならない。

3 専任職員及び任期制職員として任用された者が任用後他に兼務しようとするときは、前項の規定を準用する。

**第 18 条** 第 3 条第 1 項第 2 号の教務職員を任用しようとするときは、教授会において第 6 条及び第 8 条に定める基準によって、その資格を審査し、その答申により人事委員会の議を経てこれを決定する。

**第 19 条** 第 15 条及び第 18 条以外の職員を任用しようとするときは、人事委員会の議を経てこれを決定する。

#### 第 3 章 休職

**第 20 条** 職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の議を経て休職を命ずる。

- (1) 学校法人東京農業大学の事業經營上止むを得ない都合のあるとき。
- (2) 本人が休職を願い出て許可されたとき。
- (3) 事故欠勤継続(学校法人東京農業大学服務規程(以下「服務規程」という。)第7条に定める休日を含む)45日に達したとき。
- (4) 職務によらない傷病により次の期間欠勤したとき。
  - ア 勤続6カ月以上5年未満の者 継続3カ月(服務規程第7条に定める休日を含む)  
又は6カ月間に120日
  - イ 勤続5年以上の者 継続4カ月(服務規程第7条に定める休日を含む)又は6カ月  
間に150日
  - ウ 結核性疾患の場合は、ア、イの勤続期間にかかわらず、いずれも1カ年とする。  
ただし、事情により欠勤日数を延長することができる。
- (5) 労働安全衛生法第66条による健康診断に基づいて休務を命ぜられた者が6カ月  
(結核の場合は1年)を経過したとき。
- (6) 心身の障害のため勤務に耐えないと認められたとき。
- (7) 休職に該当する懲戒処分を受けたとき。

**第 21 条** 休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号、第3号及び第7号によるときは、休職の事由に基づき、その都度人事委員会の議を経て定める。
- (2) 前条第4号、第5号及び第6号によるときは、
  - ア 勤続6カ月以上1年未満の者 2カ月
  - イ 勤続1年以上3年未満の者 6カ月
  - ウ 勤続3年以上5年未満の者 8カ月
  - エ 勤続5年以上の者 1年6カ月

なお、勤続5年以上の者については、人事委員会の議を経て、1年6カ月を経過した後、6カ月の範囲で延長することができる。ただし、前条第4号、第5号の事由が結核性疾患の場合は、勤続年数にかかわらず3年とする。

**第 22 条** 休職期間中は、職員の身分を保有するが、その業務に従事することはできない。

2 休職期間中他の業務に従事したときは、退職したものと認める。

**第 23 条** 休職期間満了後、復職できないときは、自然退職とする。

**第 24 条** 休職の事由が消滅したときは、復職する。ただし、休職の事由が疾病の場合は、医師の公正な判断に基づくものとする。

**第 25 条** 休職中の期間は、在職年数に算入しない。

**第 26 条** 休職期間中の給与は、別に定める。

### 第3章の2 育児休業・介護休業

**第 26 条の2** 職員は、育児休業及び介護休業をとることができる。

2 前項の定める育児休業及び介護休業については、別に定める。

### 第4章 解職

**第 27 条** 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、解職する。

- (1) 本人が死亡したとき。

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

- 
- (2) 定年満了のとき。
  - (3) 本人が退職を申出許可されたとき。
  - (4) 休職期間が満了後復職ができなかつたとき。
  - (5) 身体若しくは精神の故障のため勤務に耐えないと認められたとき。
  - (6) 免職に該当する懲戒処分をうけたとき。
  - (7) 正当な理由なくして無断欠勤1カ月以上に及んだとき。
  - (8) 学校法人東京農業大学の都合上止むを得ないとき。
  - (9) 雇用期間が満了したとき。

**第28条** 解職の場合の退職給与金の支給については、別に定める。

## 第5章 昇格

**第29条** 職員の昇格は、第14条の定めるところによって行う。ただし、第3条第1項第2号に規定する教務職員の昇格については、別に定める内規に基づき、その手続を行うものとする。

**第30条** 昇格は、原則として毎年4月及び10月の2回にこれを行う。

2 特別の事情のある場合は、臨時にこれを行う。

## 第6章 補職

### 第1節 総則

**第31条** 職員を役職に補するには、特に別段の定めがあるもののほかは、すべて所属長の内申に基づき、人事委員会の議を経て、理事長、学長又は校長が任命する。

2 第3条第1項第2号の教務職員が役職に補された場合は、特に別段の定めがあるもののほかは、その任期は2年とし、重任を妨げない。

**第31条の2** 事情止むを得ないときは、人事委員会の議を経て、事務取扱、心得又は代理を置くことができる。

### 第2節 理事長室、内部監査室、戦略室及び本部の補職

**第31条の3** 理事長室、内部監査室、戦略室及び本部の補職は、別表第1のとおりとする。

### 第32条及び第33条 削除

### 第3節 東京農業大学の補職

**第34条** 東京農業大学の補職は、別表第2のとおりとする。

### 第34条の2から第54条の12まで 削除

### 第4節 東京情報大学の補職

**第55条** 東京情報大学の補職は、別表第3のとおりとする。

### 第55条の2から第60条まで 削除

### 第5節 東京農業大学短期大学部の補職

**第61条** 東京農業大学短期大学部の補職は、別表第4のとおりとする。

### 第62条から第68条の2まで 削除

### 第6節 東京農業大学第一高等学校、東京農業大学第二高等学校、東京農業大学第三高等学校、東京農業大学第一高等学校中等部及び東京農業大学第三高等学校附属中学校の補職

**第69条** 東京農業大学第一、第二、第三高等学校、東京農業大学第一高等学校中等部及び東京農業大学第三高等学校附属中学校の補職は、別表第5のとおりとする。

---

第 70 条から第 77 条まで 削除

第 7 章 定年

第 78 条 専任職員の定年を次の各号のとおりとする。

- (1) 学長  
定めない。
- (2) 学長を除く教務職員  
満 65 歳に達する年度の 3 月 31 日とする。
- (3) 一般職員  
満 65 歳に達する年度の 3 月 31 日とする。

第 78 条の 2 職員は、定年に達する日をもって解任する。

第 8 章 表彰

第 79 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰する。

- (1) 学校法人東京農業大学の発展に功績があったとき。
- (2) 学術上顕著な研究業績があったとき。
- (3) 教育実践上顕著な功績があったとき。
- (4) 業務運営上顕著な功績があったとき。
- (5) 国家的、社会的功績があり、学校法人東京農業大学が設置する学校の名誉を高めたとき。
- (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があったとき。
- (7) その他特に表彰の価値があると認められたとき。

第 80 条 表彰は、次の一又は二以上を合わせて行う。

- (1) 表彰状
- (2) 記念品等

第 81 条 表彰は、人事委員会の議を経て理事長がこれを行う。ただし、東京農業大学、東京情報大学及び短期大学部の教務職員については、あらかじめ教授会の意見を聞くものとする。

第 9 章 懲戒

第 82 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒する。

- (1) 服務規程に違背する行為があったとき。
- (2) 職務上の業務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 学内秩序を乱したとき。
- (4) 学校法人東京農業大学の名誉を傷つける言動があったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により、学校法人東京農業大学に損害を与えたとき。
- (6) 経歴をいつわり、又はその他不正の方法で採用された事実が判明したとき。
- (7) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

2 懲戒に関する規程は、別に定める。

第 83 条 削除

第 84 条 懲戒処分の有無に拘らず、本法人に損害を与えた場合は、その全部又は一部を賠償させることができる。

第 84 条の 2 削除

2 削除

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

---

#### 第 85 条 削除

##### 第 9 章の 2 服務

第 85 条の 2 職員の服務に関する規程は、別に定める。

##### 第 9 章の 3 所属変更・出向等

第 85 条の 3 法人は、業務上の必要により職員の所属変更及び出向を命ずることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り、所属変更及び出向を拒むことはできない。

3 出向に関する取扱いは、別に定める。

##### 第 10 章 納入

第 86 条 職員の納入に関する規程は、別に定める。

##### 第 11 章 人事委員会

第 87 条 職員の人事の適正を期するため、学校法人東京農業大学に人事委員会を置く。

第 88 条 人事委員会の委員は、次の 10 名とし、理事長が任命する。

- (1) 常務理事 2 名
- (2) 理事 3 名
- (3) 学長 2 名
- (4) 高等学校長 1 名(理事)
- (5) 法人本部長
- (6) 総務部長

2 必要あるときは、委員以外の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 89 条 人事委員会は、次の基本事項を審議し、その実施にかかわる事項については、

- 第 94 条に定める各専門委員会において審議するものとする。
- (1) 学校法人東京農業大学の人事の基本計画に関する事項
  - (2) 職員の定員、採用、育成及び交流の基本方針に関する事項
  - (3) 職員の補職及び昇格に関する基本事項
  - (4) 職員の休職、解職及び懲戒に関する基本事項
  - (5) 人事規則及び人事規則施行規程の運用に関する事項
  - (6) 各種専門委員会の審議結果の調整に関する事項
  - (7) その他人事に関する事項

第 90 条 人事委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を審議すること  
ができる。

第 91 条 人事委員会の議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

第 92 条 人事委員会に委員長を置き、常務理事をもってこれに当てる。

2 人事委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第 93 条 人事委員会は、必要に応じ隨時これを招集する。

第 94 条 人事委員会に第一、第二及び第三専門委員会を置く。

2 第一専門委員会は、東京農業大学、東京情報大学及び短期大学部の教務職員並びにこれに準ずる職員を所掌する。

3 第二専門委員会は、一般職員及びこれに準ずる職員を所掌する。

4 第三専門委員会は、高等学校及び中学校の教務職員並びにこれに準ずる職員を所掌する。

- 
- 5 専門委員会の委員は、人事委員会の構成員以外からも選出できるものとし、人事委員会の委任した事項を審議する。
  - 6 専門委員会の審議事項は、別に定めるところによる。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和 42 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 東京情報大学の教務職員の任用の場合、大学設置認可申請の際に、採用予定教員として文部省の教員資格審査に合格した者については、第 18 条の規定にかかわらず、東京情報大学が完成に達するまでの間は、文部省の教員資格審査をもって教授会における資格審査に替えるものとする。
- 3 前項の教務職員は、第 78 条の規定にかかわらず、東京情報大学が完成に達する年度の 3 月 31 日まで在任することができるものとする。
- 4 東京情報大学発足時の学部長、学科長については、第 55 条及び第 56 条の規定にかかわらず、東京情報大学開設委員会の議を経たものについて本規則に基づいて選定されたものとする。
- 5 東京農業大学生物産業学部の教務職員の任用の場合、大学設置認可申請の際に、採用予定教員として文部省の教員資格審査に合格した者については、第 18 条の規定にかかわらず、東京農業大学生物産業学部が完成に達するまでの間は、文部省の教員資格審査をもって教授会における資格審査に替えるものとする。
- 6 前項の教務職員は、第 78 条の規定にかかわらず、東京農業大学生物産業学部が完成に達する年度の 3 月 31 日まで在任することができるものとする。

ただし、人事委員会で承認されたものについては、完成年度を超えて在任することができるものとする。

- 7 東京農業大学生物産業学部発足時の学部長、学科長については、第 55 条及び第 56 条の規定にかかわらず、東京農業大学生物産業学部準備委員会の議を経たものについて本規則に基づいて選定されたものとする。

**改正** 昭和 45 年 7 月 17 日 昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 46 年 4 月 30 日  
昭和 47 年 12 月 1 日 昭和 48 年 1 月 1 日 昭和 48 年 4 月 1 日  
昭和 48 年 6 月 1 日 昭和 48 年 12 月 15 日 昭和 49 年 4 月 1 日  
昭和 50 年 3 月 1 日 昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 51 年 4 月 1 日  
昭和 52 年 4 月 1 日 昭和 52 年 6 月 1 日 昭和 52 年 8 月 1 日  
昭和 53 年 4 月 1 日 昭和 53 年 10 月 1 日 昭和 53 年 12 月 1 日  
昭和 54 年 4 月 1 日 昭和 54 年 6 月 1 日 昭和 54 年 11 月 1 日  
昭和 55 年 4 月 1 日 昭和 55 年 6 月 1 日 昭和 55 年 8 月 20 日  
昭和 55 年 10 月 1 日 昭和 56 年 4 月 1 日 昭和 57 年 4 月 1 日  
昭和 57 年 9 月 1 日 昭和 59 年 4 月 1 日 昭和 59 年 10 月 1 日  
昭和 60 年 4 月 1 日 昭和 60 年 4 月 25 日 昭和 60 年 7 月 1 日  
昭和 60 年 7 月 5 日 昭和 60 年 12 月 11 日 昭和 61 年 4 月 1 日  
昭和 62 年 2 月 1 日 昭和 62 年 4 月 1 日 昭和 62 年 10 月 1 日  
昭和 63 年 2 月 15 日 昭和 63 年 6 月 1 日 平成元年 4 月 1 日  
平成 2 年 4 月 1 日 平成 3 年 10 月 1 日

**附 則**

## **法人全般**

### **学校法人東京農業大学人事規則**

---

この改正規則は、平成4年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成4年7月23日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成5年2月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

#### **附 則**

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日以前に設置されている教養課程の主任及び主事は、平成6年度に限り存続するものとする。
- 3 前項の教養課程の主任及び主事は、学長が任命する。

#### **附 則**

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度に任命された東京情報大学学科主事の任期は、第31条第2項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

#### **附 則**

- 1 この規則は、平成7年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、東京農業大学大学院生物産業学研究科博士後期課程発足時において、当該課程設置認可申請の際文部省の教員資格審査に「D(合)」として合格した助教授については、これを指導教授とみなす。

#### **附 則**

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

#### **附 則**

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、東京情報大学大学院経営情報学研究科博士後期課程発足時において、当該課程設置協議申請の際文部省の教員資格審査に「D(合)」として判定された助教授については、これを指導教授とみなす。

#### **附 則**

この規則は、平成11年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### **附 則**

この規則は、平成11年11月11日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

#### **附 則**

- 
- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 第 78 条第 2 号の規定にかかわらず、教授の定年を平成 13 年度から平成 17 年度の間、次のとおりとする。ただし、適用者は、平成 13 年 3 月 31 日在職者に限る。
    - (1) 平成 13 年度中に満 69 歳に達する者
    - (2) 平成 14 年度中に満 68 歳に達する者
    - (3) 平成 15 年度中に満 67 歳に達する者
    - (4) 平成 16 年度中に満 66 歳に達する者
    - (5) 平成 17 年度中に満 65 歳に達する者
  - 3 東京情報大学学部改組に伴う平成 13 年 4 月 1 日以降の採用予定者(平成 12 年 2 月 24 日人事委員会において承認されている教授)の定年については、前項を適用する。

**附 則**

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 第 3 条第 1 項第 2 号に定める副学長については、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成 14 年 12 月 13 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 16 年 10 月 27 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する講師及び第 4 号に規定する成人学校講師については、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

**附 則**

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

## **法人全般**

### **学校法人東京農業大学人事規則**

---

#### **附 則**

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 55 条の別表第 3 の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月に開設する総合情報学部総合情報学科の学科長、コース長、学科主事及びコース主事の選出方法は、平成 26 年度末までの 2 年間、学長の指名とする。
- 3 平成 25 年 4 月に学生募集停止となる総合情報学部情報システム学科、環境情報学科、情報ビジネス学科及び情報文化学科の学科長及び学科主事の選出方法は、当該学科に学生が在学しなくなるまでの期間、学長の指名とする。

**別表第1(第31条の3関係)**

学校法人東京農業大学理事長室、内部監査室、戦略室及び本部の補職

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
学校法人 東京農業大学	理事長室長	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	内部監査室長	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	戦略室長	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	理事長室次長		一般職員	人委
	戦略室次長 ※1		一般職員	人委
	理事長室主任		一般職員	人委
	内部監査室主任 ※1		一般職員	人委
	戦略室主任 ※1		一般職員	人委
学校法人 東京農業大学本部	総務部長	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	財務部長	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	施設部長	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	技監 ※1	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	部次長 ※1		一般職員	人委
	課長		一般職員	人委
	担当課長 ※1		一般職員	人委
	課長補佐		一般職員	人委
	分収林長	森林総合科学科長の推薦	森林総合科学科の教務職員	人委

注1)役職名欄の「※1」は、置くことのできる役職名

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

**別表第2(第34条関係)**

#### 東京農業大学の補職

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
大学院 農学研究科	委員長	研究科委員会での互選	博士課程の指導教授	研究科委員会人委
	専攻主任教授	指導教授の互選	指導教授	人委
	専攻主事	主任教授の推薦	指導教授、指導准教授又は大学院授業担当者	人委
各学部共通	学部長	教授会での互選	教授	教授会、人委
	学科長	学科の教授の互選	教授	人委
	学科主事	学科長の推薦	准教授、講師又は助教	人委
	分野主任	学科長の推薦	教授(教授を欠くとき先任の准教授)	人委
	教養分野主任	学部長の推薦	教授(教授を欠くとき先任の准教授)	人委
	学級担任	学科長の推薦①	教授、准教授、講師又は助教	人委
農 学 部	農学研究所長	併任	農学部長	教授会、人委
	食品加工技術センター長	学部長の推薦	教授	教授会、人委
	伊勢原農場長	学部長の推薦	教授	教授会、人委
	伊勢原農場副場長	農場長の推薦	教授、准教授、講師又は助教	教授会、人委
	伊勢原農場実習・教育部実習課主任	農場長の推薦	教授、准教授、講師又は助教	人委
	伊勢原農場社会連携部主任 ※1	農場長の推薦	教授、准教授、講師、助教又は一般職員	人委
	伊勢原農場実習・教育部管理課長		一般職員	人委
	伊勢原農場実習・教育部管理課長補佐		一般職員	人委
	富士農場長	学部長の推薦	教授	教授会、人委
	富士農場副場長	農場長の推薦	准教授、講師又は助教	教授会、人委
	富士農場教育研究部主任	農場長の推薦	准教授、講師又は助教	人委
	富士農場家畜部主任	農場長の推薦	准教授、講師、助教又は一般職員	人委
	富士農場事務主任		一般職員	人委
	植物園長	学部長の推薦	教授	教授会、人委
	バイオセラピーセンター長	学部長の推薦	教授	教授会、人委
	電子顕微鏡室長	学部長の推薦	教授	教授会、人委

法人全般  
学校法人東京農業大学人事規則

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
	動物衛生管理室長	学部長の推薦	教授・獣医師	教授会, 人委
応用生物科学部	応用生物科学研究所長	併任	応用生物科学部長	教授会, 人委
	食品加工技術センター長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	食品加工技術センター主事	センター長の推薦	教授, 准教授, 講師又は助教	人委
	菌株保存室長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	高次生命機能解析センター長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	高次生命機能解析センター実験動物取扱主任者	センター長の推薦	教授, 准教授, 講師又は助教	人委
	アイソトープセンター長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	アイソトープセンター放射線取扱主任者	センター長の推薦	文部科学省第一種放射線取扱主任者免許保有者	人委
	地域環境研究所長	併任	地域環境科学部長	教授会, 人委
地域環境科学部	奥多摩演習林長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	奥多摩演習林副演習林長	奥多摩演習林長の推薦	森林総合科学科の教授, 准教授, 講師又は助教	人委
	生物環境調節室長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	電子顕微鏡室長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	国際食料情報研究所長	併任	国際食料情報学部長	教授会, 人委
国際食料情報学部	宮古亜熱帯農場長	学部長の推薦	教授	教授会, 人委
	宮古亜熱帯農場副場長	農場長の推薦	准教授, 講師又は助教	教授会, 人委
	宮古亜熱帯農場教育研究部主任	農場長の推薦	准教授, 講師又は助教	人委
	宮古亜熱帯農場栽培部主任	農場長の推薦	准教授, 講師, 助教又は一般職員	人委
	宮古亜熱帯農場事務主任		一般職員	人委
	生物資源開発研究所所長	併任	生物産業学部長	教授会, 人委
生物産業学部	生物資源開発研究所研究部長	所長の推薦	教授	教授会, 人委
	生物資源開発研究所普及部長	所長の推薦	教授	教授会, 人委
	生物資源開発研究所ホーツ実学センター長	所長の推薦	教授	教授会, 人委

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

役職名	選出方法等	資格	最終付議機関
生物資源開発研究所 研究部プロジェクト主任	所長の推薦	教授, 准教授, 講師又は助教	人委
	所長の推薦	教授, 准教授, 講師又は助教	人委
		一般職員	人委
		一般職員	人委
	オホーツク臨海 研究センター長	学部長の推薦	教授
	食品加工技術 センター長	学部長の推薦	教授
	網走寒冷地農場長	学部長の推薦	教授
	網走寒冷地農場 副場長	農場長の推薦	准教授, 講師又 は助教
	網走寒冷地農場 教育研究部主任	農場長の推薦	准教授, 講師又 は助教
	網走寒冷地農場 総務調整部主任		一般職員
教職・学術情報 課程	網走寒冷地農場 営農部主任		技術職員
	課程主任	学長の推薦	教授
	課程主事	課程主任の推薦	教授, 准教授, 講師又は助教
学長室	分野主任	課程主任の推薦	教授(教授を欠くと き先任の准教授)
	室長		一般職員
	室次長 ※1		一般職員
総合研究所	室主任 ※1		一般職員
	所長	学長の推薦	教授
	研究支援部長	所長の推薦	教授
	研究事業部長	所長の推薦	教授
	先端研究部長	所長の推薦	教授
	事務部長		一般職員
	事務部次長 ※1		一般職員
エクステンション センター	事務部主任 ※1		一般職員
	センター長	学長の推薦	教授
	センターチーム長 ※1		一般職員
	事務室長		一般職員
コンピュータ センター	事務室長補佐 ※1		一般職員
	センター長	学長の推薦	教授
	教育主任	センター長の推薦	教授
	センターチーム長 ※1		一般職員
	事務室長		一般職員
	事務室長補佐 ※1		一般職員

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
国際協力センター	所長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	副所長 ※1	所長の推薦	教授	人委
	事務室長		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委
「食と農」の博物館	館長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	副館長 ※1	館長の推薦	准教授, 講師又は助教	人委
	事務室長		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委
大学事務局	大学事務局長	理事会	一般職員	人委
世田谷学生サービスセンター（本部）	センター長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	センター事務局長	理事会	一般職員	人委
	センター事務局次長	理事会	一般職員	人委
	学生部長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	健康増進センター長	学長の推薦	学校医	人委
	事務室長 ※1		一般職員	人委
	課長及び担当課長 ※1		一般職員	人委
	課長補佐 ※1		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委
センター入試	センター長	学長の推薦	一般職員又は教授	全学審, 人委
	センター次長 ※1		一般職員	人委
	事務室長		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委
セシニャリーア	センター長	学長の推薦	一般職員又は教授	全学審, 人委
	センター次長 ※1		一般職員	人委
	事務室長		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委
セシニャル情報センター	センター長 (図書館長)	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	センター次長 ※1		一般職員	人委
	事務室長		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委
厚木学生サービスセンター	学生部長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	学術情報センター長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	センター事務部長		一般職員	人委
	センター事務部次長 ※1		一般職員	人委
	事務室長 ※1		一般職員	人委
	課長 ※1		一般職員	人委
	課長補佐 ※1		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委
	学生部長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
オホーツク学生サービスセンター	学術情報センター長	学長の推薦	教授	全学審, 人委
	センター事務部長		一般職員	人委

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

役職名	選出方法等	資格	最終付議機関
センター事務部次長 ※1		一般職員	人委
事務室長 ※1		一般職員	人委
課長 ※1		一般職員	人委
課長補佐 ※1		一般職員	人委
事務室長補佐 ※1		一般職員	人委

注 1) 役職名欄の「※1」は、置くことのできる役職名

注 2) 選出方法等欄の「○」内の数字は、特に任期を定める場合に、その年数を示す。

**別表第3(第55条関係)**

東京情報大学の補職

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
大学院 総合情報学研究科	委員長	研究科委員会での選出	博士後期課程の指導教授	研究科委員会人委
	専攻主事	研究科委員長の推薦	指導教授、指導准教授又は大学院授業担当者	人委
総合情報学部	学部長	教授会での互選	学部の教授	教授会、人委
	学科長	学科の教授の互選	学科の教授	人委
	教職・学芸員 課程主任	学長の推薦	教授	教授会、人委
	コース長	当該コースの教務職員の互選	当該コースの教授又准教授	人委
	学科主事	学科長の推薦	教授、准教授、講師又は助教	人委
	教職・学芸員 課程主任	課程主任の推薦	教授、准教授、講師又は助教	人委
	コース主事	コース長の推薦	教授、准教授、講師又は助教	人委
	学級担任	学科長の推薦①	教授、准教授、講師又は助教	人委
情報サービス センター	センター長	学長の推薦	教授	教授会、人委
	事務長		一般職員	人委
	事務主任		一般職員	人委
総合情報研究所	所長	学長の推薦	教授	教授会、人委
学生部	学生部長	学長の推薦	教授	教授会、人委
医務室	医務室長	学長の推薦	教授	人委
事務局	事務局長	理事会で選出	一般職員	理事会、人委
	事務局長補佐 ※1		一般職員	人委
	事務局次長 ※1		一般職員	人委
	課長		一般職員	人委
	課長補佐		一般職員	人委

注1)役職名欄の「※1」は、置くことのできる役職名

注2)選出方法等欄の「○」内の数字は、特に任期を定める場合に、その年数を示す。

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

**別表第4(第61条関係)**

東京農業大学短期大学部の補職

役職名	選出方法等	資格	最終付議機関	
部長	教授会での互選	教授	教授会, 人委	
生物生産技術学科 環境緑地学科 醸造学科 栄養学科	学科長 学科主事 分野主任 教養分野主任 ※1 学級担任	学科の教授の互選 学科長の推薦 学科長の推薦 部長の推薦 学科長の推薦①	教授 准教授, 講師又は助教 教授(教授を欠くとき先任の准教授) 教授(教授を欠くとき先任の准教授) 教授, 准教授, 講師又は助教	人委 人委 人委 人委
教職・学術情報課程	課程主任 課程主事 分野主任	大学との併任 大学との併任 大学との併任	教授 教授, 准教授, 講師又は助教 教授(教授を欠くとき先任の准教授)	全学審, 人委 人委 人委
生活科学研究所	所長	併任	短期大学部部長	教授会, 人委
伊勢原農場	農場長 副場長 実習・教育部 実習課主任 社会連携部主任 ※1 実習・教育部管理課長 実習・教育部 管理課長補佐	大学との併任 大学との併任 大学との併任 大学との併任 大学との併任 大学との併任 一般職員 一般職員	教授 教授, 准教授, 講師又は助教 教授, 准教授, 講師又は助教 教授, 准教授, 講師, 助教又は一般職員 一般職員 人委	教授会, 人委 教授会, 人委 教授会, 人委 人委 人委 人委
富士農場	農場長 副場長 教育研究部主任 家畜部主任 事務主任	大学との併任 大学との併任 大学との併任 大学との併任 大学との併任	教授 准教授, 講師又は助教 准教授, 講師又は助教 准教授, 講師, 助教又は一般職員 一般職員	教授会, 人委 教授会, 人委 人委 人委
植物園	園長	大学との併任	教授	教授会, 人委
食品加工技術 センター	センター長 主事	大学との併任	教授 教授, 准教授, 講師又は助教	教授会, 人委 人委
高次生命機能解析 センター	センター長 実験動物取扱主任者	大学との併任 大学との併任	教授 教授, 准教授, 講師又は助教	教授会, 人委 人委
学長室	室長	大学との併任	一般職員	人委

法人全般  
学校法人東京農業大学人事規則

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
	室次長 ※1	大学との併任	一般職員	人委
	室主任 ※1	大学との併任	一般職員	人委
総合研究所	所長	大学との併任	教授	全学審, 人委
	研究支援部長	大学との併任	教授	教授会, 人委
	研究事業部長	大学との併任	教授	教授会, 人委
	先端研究部長	大学との併任	教授	教授会, 人委
	事務部長	大学との併任	一般職員	人委
	事務部次長 ※1	大学との併任	一般職員	人委
	事務部主任 ※1	大学との併任	一般職員	人委
エクステンションセンター	センター長	大学との併任	教授	全学審, 人委
	センターチーム長 ※1	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1	大学との併任	一般職員	人委
コンピュータセンター	センター長	大学との併任	教授	全学審, 人委
	センター教育主任	大学との併任	教授	人委
	センターチーム長 ※1	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1	大学との併任	一般職員	人委
国際協力センター	所長	大学との併任	教授	人委
	副所長 ※1	大学との併任	教授	人委
	事務室長	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1	大学との併任	一般職員	人委
「食と農」の博物館	館長	大学との併任	教授	人委
	副館長 ※1	大学との併任	准教授, 講師又は助教	人委
	事務室長	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1	大学との併任	一般職員	人委
大学事務局	大学事務局長	大学との併任	一般職員	人委
世田谷学生サービスセンター(本部)	センター長	大学との併任	教授	全学審, 人委
	センター事務局長	大学との併任	一般職員	人委
	センター事務局次長	大学との併任	一般職員	人委
	学生部長	大学との併任	教授	全学審, 人委
	健康増進センター長	大学との併任	学校医	人委
	事務室長 ※1 ※3	大学との併任	一般職員	人委
	課長及び担当課長 ※1 ※3	大学との併任	一般職員	人委
	課長補佐 ※1 ※3	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1 ※3	大学との併任	一般職員	人委

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学人事規則

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
センターサークル センター試験	センター長	大学との併任	一般職員又は教授	全学審、人委
	センターサークル次長 ※1	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1	大学との併任	一般職員	人委
センターキャリア センター	センター長	大学との併任	一般職員又は教授	全学審、人委
	センターキャリア次長 ※1	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1	大学との併任	一般職員	人委
センターライフ センター	センター長 (図書館長)	大学との併任	教授	全学審、人委
	センターサークル次長 ※1	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長	大学との併任	一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1	大学との併任	一般職員	人委
短期大学部事務室	事務室長		一般職員	人委
	事務室長補佐 ※1		一般職員	人委

注 1) 役職名欄の「※1」は、置くことのできる役職名

注 2) 選出方法等欄の「○」内の数字は、特に任期を定める場合に、その年数を示す。

注 3) 世田谷学生サービスセンター(本部)の補職のうち、「※3」の役職は、東京農業大学世田谷学生サービスセンター(本部)の同一役職名で発令された者が併任する。

**別表第5(第69条関係)**

東京農業大学第一高等学校、第二高等学校、第三高等学校、第一高等学校中等部、第三高等学校附属中学校の補職

役職名		選出方法等	資格	最終付議機関
高等学校	総務部長	校長の推薦②	教諭	人委
	教務部長	校長の推薦②	教諭	人委
	進路指導部長	校長の推薦②	教諭	人委
	生活指導部長	校長の推薦②	教諭	人委
	生徒会指導部長	校長の推薦②	教諭	人委
	入試広報部長	校長の推薦②	教諭	人委
	部係主任	校長の推薦①	教諭	人委
	教科主任	校長の推薦①	教諭	人委
	学年主任	校長の推薦①	教諭	人委
	学級担任	校長の推薦①	教諭	人委
	学年担任	校長の推薦①	教諭	人委
	事務部長		一般職員	人委
	事務部次長		一般職員	人委
	事務主任		一般職員	人委
中学校	総務部長	高等学校との併任	教諭	人委
	教務部長	高等学校との併任	教諭	人委
	進路指導部長	高等学校との併任	教諭	人委
	生活指導部長	高等学校との併任	教諭	人委
	生徒会指導部長	高等学校との併任	教諭	人委
	入試広報部長	高等学校との併任	教諭	人委
	部係主任	高等学校との併任 (高等学校進学指導係は 校長の推薦①)	教諭	人委
	教科主任	高等学校との併任 (技術・家庭科は校長の 推薦①)	教諭	人委
	学年主任	校長の推薦①	教諭	人委
	学級担任	校長の推薦①	教諭	人委
	学年担任	校長の推薦①	教諭	人委
	事務部長	高等学校との併任	一般職員	人委
	事務部次長	高等学校との併任	一般職員	人委
	事務主任	高等学校との併任	一般職員	人委

※選任方法等の「○」内の数字は、その補職の任期を示し、重任を妨げないものとする。

## ○学校法人東京農業大学嘱託職員規程

制 定 昭和 53 年 4 月 1 日

最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

### 第 1 章 総則

#### (目的)

**第 1 条** 学校法人東京農業大学人事規則（以下、「人事規則」という。）第 5 条に規定する嘱託職員の人事は、この規程の定めるところによる。

#### (区分)

**第 2 条** 嘱託職員の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 嘱託教授
- (2) 嘱託准教授
- (3) 嘱託講師
- (4) 嘱託助教
- (5) 嘱託教諭
- (6) 一般嘱託

#### (採用手続)

**第 3 条** 嘱託教授、嘱託准教授、嘱託講師及び嘱託助教の採用は、所属長の内申に基づき、人事委員会第一専門委員会及び教授会の議を経て、人事委員会において決定する。

2 嘱託教諭の採用は、部門長の内申に基づき、人事委員会第三専門委員会の議を経て、人事委員会において決定する。

3 一般嘱託の採用は、人事委員会第二専門委員会の議を経て、人事委員会において決定する。

#### (任期)

**第 4 条** 嘱託職員の任期は、当該年度限りとする。ただし、再任を妨げない。

#### (給与)

**第 5 条** 嘱託職員の給与は、学校法人東京農業大学給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。ただし、給与規程第 28 条及び第 30 条に規定する手当は、第 2 条第 1 項第 6 号の一般嘱託に支給し、他の嘱託職員には支給しない。

#### (年齢制限)

**第 6 条** 嘱託職員の任用における年齢制限は、満 65 歳に達する年度の 3 月 31 日を超えて採用することはできないものとする。ただし、嘱託教授については、満 70 歳に達する年度の 3 月 31 日を超えて採用することはできないものとする。

#### (雇用契約)

**第 7 条** 嘱託職員の採用については、法人と当該者との間で別に定める文書により期間を定めた雇用契約を交わすものとする。

#### (服務)

**第 8 条** 嘱託職員の服務については、学校法人東京農業大学服務規程を準用する。

#### (一般嘱託の勤務時間)

法人全般  
学校法人東京農業大学嘱託職員規程

---

**第8条の2** 前条のうち、一般嘱託の勤務時間は、休憩時間を除き1週35時間とする。  
2 始業時刻、終業時刻、1日の勤務時間及び休憩時間は、雇用契約書により個別に定める。  
(倫理)

**第9条** 嘱託職員の倫理については、学校法人東京農業大学倫理綱領及び同施行細則を準用する。  
(表彰・休職・解職・懲戒)

**第10条** 嘱託職員の表彰、休職、解職及び懲戒については、人事規則を準用する。  
(勤続年数)

**第11条** 嘱託職員の期間は、勤続年数に算入しない。  
(出張・旅費)

**第12条** 嘱託職員の出張・旅費については、学校法人東京農業大学出張・旅費規程（以下「出張・旅費規程」という。）を準用する。

2 嘱託職員の出張旅費については、出張・旅費規程第5条第2項に定める別表第1の当該区分を適用する。ただし、事務嘱託及び用務嘱託については、別表第1の区分3により支給する。

(慶弔)

**第13条** 嘱託職員の慶弔見舞金については、学校法人東京農業大学慶弔見舞金規程を準用する。

(育児休業及び介護休業)

**第14条** 嘱託職員の育児休業及び介護休業については、学校法人東京農業大学職員の育児休業及び介護休業に関する規程を準用する。

**第2章** 嘱託教授、嘱託准教授、嘱託講師及び嘱託助教  
(資格及び職務)

**第15条** 嘱託教授、嘱託准教授、嘱託講師及び嘱託助教は、人事規則第7条の規定に従い、それぞれ教授、准教授、講師及び助教に準ずる業務を担当する。  
(呼称)

**第16条** 嘱託教授、嘱託准教授、嘱託講師及び嘱託助教は、その任期中、東京農業大学又は東京情報大学のそれぞれ教授、准教授、講師及び助教と称することができる。

**第3章** 嘱託教諭  
(資格及び職務)

**第17条** 嘱託教諭は、人事規則第8条の2第4項及び第9条第1項の規定に従い、教諭に準ずる業務を担当する。  
(呼称)

**第18条** 嘱託教諭は、その任期中、勤務する高等学校教諭又は中学校教諭と称することができる。

**第4章** 一般嘱託  
(資格及び職務)

**第19条** 一般嘱託は、次の職務に区分する。

- (1)事務 一定の基準、手続きにより行う定型的業務及び一部定型判断業務を担当する。
- (2)技術 看護師、保育士、栄養士、調理師及び施工管理技士等資格を要する業務を担当する。
- (3)用務 清掃、軽営繕及びスクールバス運行等の用務作業を担当する。
- (4)特別 上記以外で、人事委員会で必要と認められた業務を担当する。  
(異動)

## 法人全般

### 学校法人東京農業大学嘱託職員規程

**第 20 条** 法人は、一般嘱託に対し業務上必要がある場合、異動を命ずることがある。

(細則)

**第 21 条** 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

**第 22 条** 本規程の改廃は、人事委員会において行う。

#### 附 則

1 この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の第 2 章は、当分の間、嘱託助教授にまで準用する。

3 嘱託職員の服務、出張・旅費及び慶弔見舞金については、それぞれ、学校法人東京農業大学服務規程、同出張旅費規程及び同慶弔見舞金規程を準用するものとし、人事委員会の議を経てこれを行う。

**改正** 昭和 57 年 4 月 1 日 昭和 62 年 4 月 1 日 昭和 63 年 2 月 15 日

平成 2 年 4 月 1 日

#### 附 則

この改正規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 7 年 4 月開設の東京農業大学大学院生物産業学研究科生物産業学専攻博士後期課程の指導教授の内、嘱託教授の年齢制限については、第 6 条の規定にかかわらず、完成年度の平成 10 年 3 月末日まで適用除外とする。

#### 附 則

1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 東京情報大学情報文化学科所属の嘱託教授の年齢制限については、第 6 条の規定にかかわらず、完成年度の平成 12 年 3 月末日まで適用除外とする。

#### 附 則

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 嘱託職員の育児休業及び介護休業については、それぞれ、学校法人東京農業大学職員の育児休業及び介護休業に関する規程を準用するものとし、人事委員会の議を経てこれを行う。

#### 附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項第 4 号に定める嘱託助手は、当分の間、東京農業大学応用生物科学部栄養科学科及び東京農業大学短期大学部栄養学科に限り置くものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

法人全般  
学校法人東京農業大学嘱託職員規程

---

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 目的 (キャリアパス形成のための課題)

### 社会人への育成

- ・マナー
- ・コミュニケーション
- ・ビジョンを描く力

### 教育の強化と充実

- ・基礎学力の強化
- ・専門教育の充実
- ・資格取得

### 職業意識の醸成

- ・社会的自立に関する指導
- ・職業的自立に対する指導

### 就職支援

- ・自己を知る
- ・社会を知る
- ・就職活動を知る

## 実施体制

### 社会人への育成

#### 1年次

フレッシュマン  
セミナー

#### 2年次

### 研究室

- ・専門教育
- ・コミュニケーション
- ・プレゼンテーション力養成
- ・就職助言
- ・キャリアセンターとの連携

### 専門科目・資格認定科目

### 教養・基礎科目

#### 3年次

### 研究室

- ・専門教育
- ・コミュニケーション
- ・プレゼンテーション力養成
- ・就職助言
- ・キャリアセンターとの連携

### キャリアセンター

- ・進路登録
- ・資料コーナー
- ・進路・就職相談
- ・就職支援行事

### インターンシップ

### キャリアデザイン

### ビジネスマナー

### フレッシュマン セミナー

進路相談・企業情報・就職情報の提供

図1 東京農業大学キャリア戦略の目的と実施体制